ISSN2432-2148

社会情報学

第5巻2号　2016

【原著論文】

ブータン王国の民主化とメディアの役割: 2013年国民議会選挙を通した事例研究

藤原　整

アメリカ公共放送史におけるFrieda Hennockの思想的遺産

志柿浩一郎

消費化／個人化の観点による情報社会論の再検討
—「情報化」から「情報の消費化／個人化」へ—

岡野一郎

【研究】

ネオ・サイバネティクスの理論に依拠した人工知能の倫理的問題の基礎づけ

河島茂生

【書評】

横幹連合編『カワイイ文化とテクノロジーの隠れた関係』

北村順生

【追悼文】

太田敏澄先生を追悼する

岡田　勇

名誉会員、福村晃夫先生のご逝去を悼む

阿部圭一

【投稿要綱・執筆要領】

一般社団法人 社会情報学会

社会情報学　第５巻２号　2016

目　　次

【原著論文】

ブータン王国の民主化とメディアの役割: 2013年国民議会選挙を通した事例研究

藤原　　整…… 1

アメリカ公共放送史におけるFrieda Hennockの思想的遺産

志柿浩一郎…… 19

消費化／個人化の観点による情報社会論の再検討

―「情報化」から「情報の消費化／個人化」へ―

岡野一郎…… 37

【研究】

ネオ・サイバネティクスの理論に依拠した人工知能の倫理的問題の基礎づけ

河島茂生…… 53

【書評】

横幹連合編『カワイイ文化とテクノロジーの隠れた関係』

北村順生…… 71

【追悼文】

太田敏澄先生を追悼する

岡田　　勇…… 75

名誉会員、福村晃夫先生のご逝去を悼む

阿部圭一…… 77

【投稿要綱・執筆要領】

原著論文

ブータン王国の民主化とメディアの役割:
2013年国民議会選挙を通した事例研究

Role of Bhutanese Media in Democracy: Case Study of General Election in 2013

キーワード：
ブータン, 王政, 民主主義, 情報化社会, メディア
keyword：
Bhutan, Monarchy, Democracy, Information Society, Media

早稲田大学 大学院社会科学研究科　藤原　整
Graduate School of Social Sciences, Waseda University　Hitoshi FUJIWARA

要　約

ヒマラヤ山麓の小王国ブータンは，長く鎖国状態に置かれていたが，1960年代に開国すると，以後半世紀に渡り，近代化を推し進めてきた。2008年，世界でも例を見ない，主権者である国王自らの手による民主化を果たし，議会制民主主義国家として歩みはじめたばかりである。

一方，情報通信分野についても，長い間，マスに満たない伝播型のメディアのみが存在しており，情報化が加速したのは1990年代に入ってからであった。1999年，時の第４代国王が情報の解禁を宣言し，テレビとインターネットが同時に流入するという，前代未聞の情報化が進められてきた。

本論では，並行して進められてきたブータンの民主化と情報化の歩みを丁寧に辿り，両者がどのような関係を結びながら今日まで進められてきたか，その実像を探っていく。それに先立ち，まず，近代から現代に至る民主主義とメディアをめぐる潮流について整理し，ブータンの事例を考察する足掛かりとする。

本論の核となるのは，2013年ブータン国民議会選挙を事例としたフィールド調査とその結果の考察である。選挙という民主主義の実践の場面で，ブータンのメディアがどのような役割を担っていたか，そして, 有権者はどのような情報に接触し選択へ至ったのか, それらを, 実際の報道内容とインタビュー調査を元に紐解いていく。最後に，政府・メディア・市民の三者の関係性について，理論モデルとブータンモデルを比較検討し，ブータンにおける民主化とその中でのメディアの役割を浮き彫りにする。

Abstract

The Kingdom of Bhutan, located in the Himalayas, closed its doors to foreign countries until 1960s. After it opened, Bhutan started to be a modern state for a half century. In 2008, the King of Bhutan decided to democratize his country and convene the first Parliament. It was an unprecedented event in history.

On the other hand, there was no mass media in this tiny country until 1990s. In 1999, the King also decided to lift the ban on information technology like TV and Internet. It was rare case that TV broadcasting and Internet service started at the same time.

This paper shows that the history of democracy and information society in Bhutan and examines the correlation between them. Before that, theoretical stream of the relationship between democracy and information society in our modern history should be reviewed.

The main part of this paper must be the field research and analysis about the National Assembly election of Bhutan in 2013, as the case of practice for democracy. The research questions are as follows: what was the role of Bhutanese media in this election, what kind of information led Bhutanese voters to decision making. In conclusion, the theoretical model and Bhutanese practical model of the relationship between Government, Media, and Citizens are compared. And this comparison shows the progress of democracy and the role of media in Bhutan these days.

（受付：2016年７月３日，採択：2016年10月11日）

1　はじめに

2008年，ブータン王国は，世界でも稀な，主権者である国王主導による議会制民主主義への移行を果たした。2013年，初の全国選挙で選ばれた議会が任期を終え，二度目の総選挙が実施されたが，この選挙が，実質的に「現政権の政策を評価して投票する」初の選挙であった。

一般に，国民が政策を評価する際に，当該国のマスメディアが果たす役割は小さくない。しかしながら，1999年にテレビ放送が開始されてからわずか15年，また，政府官報としてスタートしたKuenselが新聞社として民営化してから20年余りと，ブータンのマスメディアの歴史は極めて浅い。一方で，テレビと同時にインターネット通信が解禁され，民主化された時点でネット環境が存在していたブータンでは，「ネット選挙」を解禁するか否かという類のしがらみは存在しない。

1999年，ブータン王国第４代国王は，その在位25年記念式典の演説の中で，「テレビとインターネットは、有益な面だけではなく負の側面も内包している」と警告した上で、「我が国民が、それらを使うことで、良識と判断力を身につけていくことを信じている」と述べ，その解禁を宣言した[(1)]。この発言からは，来るべき民主化の日へ向けて，国民に情報リテラシーを身に付けさせるための，戦略的な情報解禁であったことが伺える。つまり，ブータンの情報化は，民主化を果たすための前提条件として位置づけられていたことになる。

本論は，ブータンにおける民主化や情報化という社会変革の功罪を問う論や，ブータンが現在採用している選挙制度や情報化政策を評価する論ではない。本論の狙いは，情報化，そして，民主化，ともに過渡期にあるブータンにおける試行的実践の調査，分析を通して，民主主義とメディアの関係性の実像を描き出すことにある。

具体的には，まず，現代までの民主化と情報化をめぐる潮流について整理し，ブータンの事例を考察する足掛かりとする。次に，これまでのブータンにおける民主化と情報化の現代史を概観し，国家政策として推し進められてきた情報化が，民主化へ至る道筋と重なっていることを示す。その上で，2013年ブータン国民議会選挙を事例とし，選挙という民主主義の実践の場面で，メディア（マスメディア，あるいは，ソーシャルメディア）がどのような役割を担っていたか，そして，有権者はどのような情報に接触し選択へ至ったのか，それらを，実際の報道内容とインタビュー調査を元に考察していく。最後に，政府・メディア・市民の三者の関係性について，理論モデルとブータンモデルを比較検討し，ブータンにおける民主化とその中でのメディアの役割を浮き彫りにする。

2　民主化と情報化をめぐる潮流

2.1　近代民主主義とマスメディア

二〇世紀の近代民主主義が成立し，発展していく過程において，必要とされた要素とは何か。政治学者のDahl（1998）は，近代民主主義国家が採用する代議制（代表制，議会制）の要件として，「選挙によって選出された公務員」，「自由で公正な選挙の頻繁な実施」，「表現の自由」，「多様な情報源」，「集団の自治・自立」，「全市民の包括的参画」，の６つを挙げる。その中で，メディアに深く関わる，「表現の自由」，「多様な情報源」，とは，Dahlの言葉を借りれば，前者は「重罰の危険にさらされることなく，自分自身の考えを表明する権利」であり，後者は「情報をそれぞれに独立した多様な情報源で確かめる権利」と定義される。

民主化と情報化，特に，近代民主主義とマスメディアの間に強い相関関係があることは既知の通りであろう。民主主義の成熟度合を指標化した“Democracy Index（民主主義指数）[(2)]”と，メディア報道の自由度を指標化した“Press Freedom Index（報道自由度指数）[(3)]”の両者の間には強

い相関が生じている[(4)]。ともに，上述の「表現の自由」,「多様な情報源」に密接に関わるカテゴリが含まれており，共通する質問項目も内包していることから，両者の相関が強くなることは必然的と言える。

しかし，こうしたメディアと民主主義との深い結びつきに対して，Herman & Chomsky（1988）らは警鐘を鳴らしており，メディアの集権化と寡占化を引き起こす構造的特性を「プロパガンダ・モデル」と呼ぶ枠組みを通じて考察を試みている。それによれば，特に米国のメディアには，「利益志向」,「広告への依存」,「情報源の限定」,「『集中砲火』の仕掛け人」,「反共産主義」という５つのバイアスがかけられており，権力の監視装置としての役割を果たしていないと糾弾している。

一方，情報化の進展を契機に，世界中で近代民主主義そのものが過渡期に来ており，新しい民主主義を模索する動きも広がっている。Sunstein（2001）は，インターネットの普及によって，「表現の自由」の制度としてのマスメディアの機能が脅かされていると指摘し，「人類史という観点からみれば，産業社会においてさえ一般向けマスメディアは比較的新しいものであり，また必然の産物でもないことを肝に銘じなければならない」と語り，新しい時代に即したメディアの新しい在り方を追求すべきだと説いている。Cardon（2010）は，「インターネットは，これまで技術的，法的，制度的，商業的な防波堤によって囲い込まれていたあらゆる価値ある情報を，広く流通させることに貢献した。（中略）『市民による検証』に新たな情報源が提供されたため，批判のスペースは押し広げられた」と述べ，「多様な情報源」としてのインターネットの役割を評価する一方で，「活動的な者は民主主義を享受できるが，沈黙する者やネットに接続していない者は片隅に追いやられる危険性を常にはらんでいる」として，その公平性を疑問視している。

2.2　現代のメディア環境と新しい民主主義

ここからは，まず，「アラブの春」と「ネット選挙」の二つの事例を取り上げ，二一世紀の新しい民主主義を模索する動きを追う。

近年，最も世界の注目を集めた民主化運動「アラブの春」は，チュニジアの「ジャスミン革命」を皮切りに，アラブ諸国へ飛び火した。チュニジアは，1987年以来，ベン・アリ政権下において，20年に渡り平均経済成長率5 ～ 6%を達成し，奇跡の経済成長に成功してきた。しかし，ベン・アリ政権による独裁は，高失業率や政治腐敗，といった影の要素も生み出しており，その一つが，厳しい情報統制であった。チュニジアは，革命前の“Press Freedom Index”で178 ヵ国中164位にランクされ，名指しで「インターネットの敵」という批判を浴びたこともあった。強い情報統制によって言論を押さえつけてきたベン･アリ政権は，しかし，2010年12月，一人の若者の焼身自殺を契機に，Facebookをはじめとしたソーシャルメディアを通じて国内外で沸き上がった革命の波を止めることができず，わずか１ヶ月で大統領が国外へ脱出し，政権が打倒される事態へと至った。この革命を「ソーシャルメディア革命」と呼ぶメディア論者が現れる一方で，そのような技術主導の革命と単純に位置づけるべきではない，という懐疑論も根強い[(5)]。本論では，その議論へ介入する紙幅を持たないが，注目すべきは，政治プロパガンダと強く結びついたマスメディアを押さえるだけでは，二一世紀の民主化運動を止めることはできない，という事実であろう。

一方，日本では，2013年，「インターネットを活用した選挙運動」，いわゆる「ネット選挙」の解禁が大きな話題となった。日本の公職選挙法では，選挙運動に利用できる文書図画はポスターやビラ等に限定されており，インターネットは，その利用を著しく制限されていた。しかし，米国では1990年代から，韓国でも2000年代初頭から，インターネットは，選挙戦における主戦場の一つ

となっており，諸外国では，「ネット選挙」の影響力の大きさを早い段階から認識し，利活用が進められてきた。日本でも，1990年代後半から断続的に「ネット選挙」解禁に向けた試みがなされてきたが，2013年４月，遂に公職選挙法が改正され，「ネット選挙」が一部認められることになり，同年7月には，解禁後初の国政選挙となる参議院議員選挙が実施された。インターネットメディアの論客達は，この流れを，単なる技術革新に即した制度の適合の問題で終わらせるのではなく，民主主義そのものを変革する動きと捉えて持論を展開している。東（2011）は，「民主主義2.0」という言葉を用いて，「ユビキタスコンピューティングとソーシャルメディアに浸透された，まったく新しい統治制度の創出」を呼びかけ，津田（2012）もこれに同調している。西田（2013）は，「ネット選挙」解禁までの一連の闘争を，「従来の日本の公職選挙法が想定する『均質な公平性』と，インターネットの設計思想とでもいうべき『漸進的改良主義』」の競合と捉え，真にネットを活用した選挙を行うためには，民主主義思想の転換が必要である，と説いている。

ところで，現代のメディア空間は，マスメディア一極集中の時代から，インターネットメディアが支配的な時代に遷移した，と考えて良いのだろうか。遠藤（2011）は，「新しいメディアの登場は，さらに多様なコミュニケーションの場を同時並行的に，重層的に，あるいは入れ子状に開く」作用をもたらすもので，決して旧メディアが駆逐されてしまうわけではない，と指摘する。そして，多様なメディアの相互作用によって「間メディア社会」が構成され，特に選挙という場面においては，「報道・世論・政治の相互作用」が顕在化していることを論じている。

この「間メディア社会」という概念は，Cardon（2010）による，黎明期のインターネットがもたらした匿名性による作用と，その後のソーシャルメディアがもたらした実名性への回帰による作用についての言及にも相通じる。Cardon（2010）は，「（黎明期のインターネットが）従来型の公共空間が排除してきた匿名性を推奨し，一人称での語り，独断的な視点，自由奔放な発言，あやふやな発言，詩的なメッセージ，おかしな発言，感情に任せた意見などに対して，きわめて寛容な態度を示し」たと述べ、その後，ソーシャルメディアの発達によって，「公けに発言する権利が社会全体に広がる一方，私的なおしゃべりの一部が公共空間に組み込まれるという，二重の革命」が生じていると指摘している。

3　ブータンにおける民主化と情報化の現代史

3.1　民主化の歩み

本章では，ブータンの民主化と情報化の歴史的経緯を概説し，その両者が，時を同じくして，国王自らの手によって進められてきた政策的な試みであったことを示していく。

ブータン王国は，ヒマラヤ山脈の南麓に位置し，急峻な山々に囲まれた，人口70万人余の小国である。1907年，近代世襲制王朝が成立した後，半世紀近くの間，限られた国との間のみ実質的な交流を持つ鎖国状態にあり，開国後も，北は中国，南はインド，という世界の二大大国に挟まれ，地政学的に難しい立場に立たされてきた。

民主化への歩みは，第３代国王Jigme Dorji Wangchuck [(6)]（在位1952年～1972年）の治世に端を発する。1953年，当時の絶対君主であった第3代国王は，旧国民議会 [(7)] を設け，自身の立法権の一部を委譲した。ただし，Rose（1977）によれば，この時点では国王は未だ「絶対的な拒否権」を持ち，「すべての法律制定において最終決定権」を有していた。1968年，国王は自らこの拒否権を放棄し，議会の決議を最終的なものとして取り扱うこととした。なお，旧国民議会の構成員は，官僚，僧侶，国民代表から成っていたが，特に国民代表の選出方法については，今日の民主

的選挙制度とは大きく趣が異なっていた。Rose（1977）によれば，それは、「合意を重んじる政治的伝統に基づいて」おり，「合意に達しないときには，他の方法，たとえばさいころ投げといったものが使われる」こともあったという。行政権については，1968年，大臣評議会が設置され，一部の権限が委譲された。「国王が大臣を任命して国会がそれを承認する」（Rose，1977）制度であったため，国王の権限はほぼ縮小されなかったが，大臣が各省庁の官僚の長として，行政上の重要な役割を担ったことは確かである。

第４代国王Jigme Singye Wangchuck（在位1972年～ 2006年）は，父である第３代国王の急逝により，1972年，弱冠17歳で即位した。外交，内政ともに，先王の路線を踏襲したが，民主化へ向けた舵取りには極めて慎重な姿勢で臨んだ。それもそのはず，まだ若輩の王が自らの主権を手放すことは，自滅の道を歩みかねない危険な賭けであっただろう。じっくりと気が熟すのを待った後，1998年，旧国民議会に国王自らの不信任決議権を付与するとともに，大臣任命権を議員による信任投票制として，旧国民議会の権限を強化し，着実に民主化へ向けた足場を固めていった。そして，2005年，３年以内に憲法を制定し立憲君主制へ移行すること，総選挙を実施し議会制民主主義を確立することを宣言すると，翌2006年，民主化への道筋が確かになったことを確認して王位を退き，息子であるJigme Khesar Namgyel Wangchuckへと譲位した。ブータン史上初めて，民主国家の王となった第５代国王は，自らを「国民に仕える王」と呼び，真の民主国家を目指している。

2008年，初めて公布された成文憲法の下で行われた新しい国民議会の総選挙においては，これまでブータンには存在しなかった政党組織が結成され，DPT（Druk Phuensum Tshogpa [(8)]），PDP（People's Democratic Party）の2政党が選挙戦を争った。選挙の結果は，DPTが全47議席中45議席を獲得して圧勝した。

ブータンの国王主導の民主化は，近代西洋史における市民革命，あるいは，先述の「アラブの春」とは明らかに異なる経緯を経て実現した。その特異性は，国民が望まざる民主化，という極めて奇異な一言に集約される。第４代国王は，民主化の総仕上げとして，自ら国内をくまなく行脚して，民主主義の利点，そして，王政の危うさを国民へ説いて回った。その際，多くの国民が，引き続き聡明な国王による統治を望み，泣いて懇願する者もいた，という逸話が残っている。第４代国王は，長きに渡り優れた政治手腕を振るい，国民から絶大な信頼と尊敬を集めてきた。しかし，皮肉なことに，そうした賢王の働きが，国民の政治参画意識の醸成を妨げてきた側面は否定できない。

表１　ブータン王国近代史

年	ブータン情勢（＜＞内は周辺諸国情勢）
1907	**ブータン王国成立**（＝初代国王即位）
1947	＜インド独立＞
1952	第３代国王即位
1953	**旧国民議会設置**（＝立法権の一部を委譲）
1959	＜チベット，中国へ併合＞
1961	国家開発事業（＝五カ年計画）開始
1962	＜中印国境紛争＞
1968	**大臣評議会設置**（＝行政権の一部を委譲）
1972	第３代国王急逝，第４代国王即位
1975	＜シッキム王国，インドへ併合＞
1998	旧国民議会に**国王の不信任決議権**を付与
1999	テレビ，インターネット解禁（＝情報化元年）
2006	第４代国王から第５代国王へ譲位
2008	**議会制民主主義**へ移行，第１回総選挙実施 ＜ネパール王国，連邦民主共和政へ移行＞
2013	第２回総選挙実施，政権交代

3.2　情報化の歩み

まず述べておきたいのは，ブータンは，情報化に対して，極めて慎重であった，という点である。ブータンの現在の国家開発事業は，第４代国王が1970年代に提唱した“GNH（国民総幸福，Gross

National Happiness）”という開発哲学に依拠しており，近代化によって経済的なメリットを得られたとしても，自然環境への負荷，伝統文化への浸食を最小限に抑えることが出来なければ，結局は国民の幸福には繋がらない，という考えが根底にある。しかしながら，この “GNH”が諸外国へ広まり，ブータンが国際社会で存在感を増すにつれて，皮肉ではあるが，ブータン国内で情報が閉ざされていることの弊害が生じてきた。

ブータン初の新聞であるKuensel紙は，1967年，1960年代からはじまった国家開発事業（五カ年計画）に関する記事を掲載する政府官報としてスタートした。ラジオサービスは，1973年，National Youth Association of Bhutanと呼ばれる民間ボランティア団体の手によって開始され，1979年には公共サービスとして，当時の通信省（Ministry of Communication）の管轄下に置かれることとなった。1986年，Kuenselは，ブータン初の新聞公社として独立し，同年，ラジオ放送事業を担う公社として，BBS（Bhutan Broadcasting Service）が設立された。そして，1992年，第４代国王の勅令により，両社とも民営化されて以降，その規模は徐々に拡大し，新聞の週刊化，ラジオの放送時間拡大など，メディアとして着実に成長を遂げていった。一方，Kuensel，BBSの両社には，民営化後も，現在に至るまで，政府による多額の補助金が投下されており，公社としての趣が残っている[(9)]。

このように，1990年代までのブータンは，マスに満たない小規模の新聞，ラジオを中心とし，そこに口コミを加えたメディア環境を長らく保持してきた。Wangchuk（2007）によれば，「ブータンのメディアは，1960年代以降，その近代化へ向けた開発の歴史とともに歩んできた。（中略）メディアの当初の役割は，政府による国家開発の手助けをすることであった」と述べてられており，その性質も，諸外国のマスメディアとは大きく異なるものであった。

1999年，テレビとインターネットが一般に解禁されるに至り，ブータンは，大きく情報化へと舵を切った。テレビ放送は，ラジオとともにBBSがその放送事業を担ったが，初期段階からケーブルテレビ方式を導入し，インドをはじめとした外国チャンネルを視聴できるようになったため，一気に世界中の情報が流入した。一方，インターネットについては，初期は割高な利用料金も影響して民間への普及はほとんど進まず，官公庁や教育機関等の限られた場所での公的利用に留まった。

2003年，ブータン電気通信公社（Bhutan Telecom）による携帯電話通信サービスが始まると，未だ普及が進んでいなかった固定電話に代替する形で各家庭に導入され，爆発的に普及が進んだ。山岳国家のブータンでは，固定電話に比べて携帯電話を設置・維持するコストが安価であったことが，その最たる要因である。携帯電話が普及し，その通信網を利用したインターネットアクセスが可能になった2010年頃から，民間へのインターネット普及率は急速に上昇傾向にある。2014年末時点で，携帯電話普及率は86.3％，インターネット普及率は46.9％まで達した（図１）。なお，携帯電話については，サービス開始当初は，固定電話に代わる家庭用電話として一家に一台ずつの割合で普及したこと，また，インターネットについては，家庭での普及までには時間を要したものの，多くの利用者は学校や職場からアクセス可能であったこと等，ブータン特有の事情を勘案すると，普及率がそのまま利用者数と比例しない点には注意が必要である。

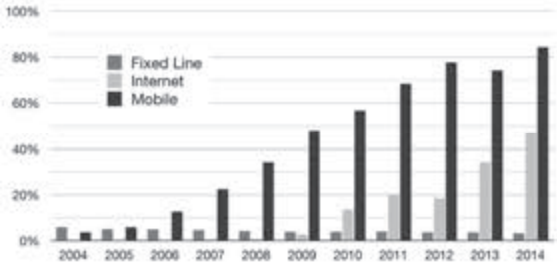

図１　情報通信インフラ普及率推移[(10)]

ところで，2000年代初頭のブータンのメディアは，新聞はKuensel一紙のみ，テレビ・ラジオはBBS一局のみと，独占状態にあった。2006年，そうした状況を改善するべく，メディアの民間参入を解禁し，民間の新聞社やラジオ局がそのサービスを開始した。2014年３月時点で，新聞12社，ラジオ7局がサービスを行っている。テレビは未だ，民間放送局の設立には至っていない。ソーシャルメディアについては，ブータン国内のみを対象にしたサービスは存在せず，多くの人がグローバルに利用されているメディア，特に，Facebookを利用している。2011年12月時点で，利用者数80,220人，当時の人口比11.46%，インターネット利用者比81.25%に達している[11]。

ブータンの情報化の最大の特徴は，その全てが国家政策として進められている点である。ブータンは，未だ国民の六割が農業に従事しており，産業は未成熟で，市場も極めて小さい。従って，国内のメディア産業，情報通信産業は，広告収入や課金収入（受信料・購読料等）を資金源とする収益構造を確立することが非常に困難であり，必然的に，情報通信サービスを国家事業として回さざるを得なかった，という懐事情がある。2006年以降，参入した民間各社は，収益源の確保に苦慮しており，存続を断念する会社も後を絶たない。

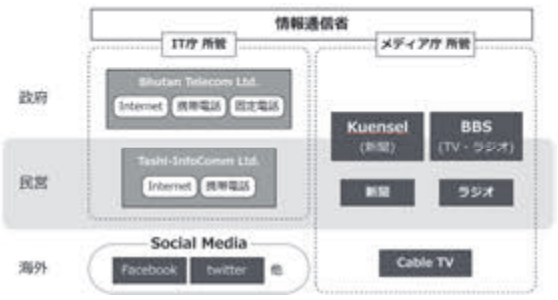

図２　ブータンの通信メディア環境

ブータンの通信メディア環境は現在，新聞，テレビ（ラジオ），そしてインターネットを中心とした「間メディア社会」を形成しており，図示すると図-2のようになる。以下の事例研究においては，この図を参照しながら，分析を試みていく。

4　事例研究: 2013年国民議会選挙

4.1　選挙制度の特徴

事例研究に入る前に，まず，2008年に公布された憲法により規定されたブータン王国の選挙制度の特徴を紹介しておこう。

選挙権は，ブータン国籍を保有する，18歳以上の，１年以上当該選挙区に居住する者に与えられる。また，王族・宗教関係者に選挙権が与えられないことが，憲法上明記されている。被選挙権は，25歳以上65歳以下の有権者で，大学学位を保有する者に与えられる（ブータン国籍非保有者の配偶者・公職者・法人の役員等除く）。学位保有という制約については，2008年の選挙の際に派遣された選挙監視団による報告書の中で，人権上の合理的な選挙権の制限として容認できない，との批判を受けている[12]。

議会は，上院に相当する国家評議会（National Council）と，下院に相当する国民議会（National Assembly）を置き，共に任期は５年である。国家評議会議員は，政党所属が禁止されており，地域代表として全20県から各１名，加えて国王が直接指名する5名，計25名が選出される。国王が，議員の指名権という立法権の一部を維持している点が特徴的である。国民議会議員選挙は，３つ以上の政党が出馬した場合，２政党に絞り込む予備選挙を行い，その後，本選挙で，全国47小選挙区から各１名，計47名が選出される。選出された議員の中から総理大臣が任命され，内閣が組織される。

議員内閣制と小選挙区制を併用している点においては，英国に倣った，極めてオーソドックスな近代民主主義制度と言うことができる。しかし，諸橋（2013）が，「最終的に議会を構成する政党数を事前に指定しておく選挙制度は，他国では類

例がない」と指摘しているように，英国や米国のように，結果として二大政党が形成されるのではなく，意図的に二大政党制を敷くことを憲法で規定している点が大きな特徴と言える。

ところで，Dahl（1998）が「選挙制度の善し悪しを決める基準を完全に満たす選挙制度などどこにもない」と語るように，ブータンの選挙制度もまた，いくつかの問題が指摘されている。その最たるものが，小選挙区制による得票率比と議席数比の不整合問題である。小選挙区制を採用した理由について，選挙管理委員会（Election Commission of Bhutan）の長官であるKunzang Wangdi氏は，「各県から公平に議員を送り出せるようにする」ことを重視したため，と述べた上で，「民主主義の実践の第一歩として，二大政党・小選挙区制を採用した」と語り，今後，制度を変更し得る可能性に言及している [(13)]。

4.2　選挙戦の展開，および，結果

2013年４月28日，国民議会が解散し，選挙戦がスタートした。今回の選挙では，2008年の選挙で政権を争ったDPT，PDPの2政党に加えて，新たに，BKP（Bhutan Kuen-ngyam Party），DCT（Druk Chirwang Tshogpa），そして，DNT（Druk Nyamrup Tshogpa）の３政党 [(14)] が候補者を擁立した。各政党の選挙戦における最初の鍔迫り合いは，擁立する候補者の選定段階からはじまっており，先だって実施された国家評議会選挙で落選した候補者を，改めて国民議会へ出馬させる，といった露骨な引き抜き合戦が公然と行われた。このような脇目も振らぬ策を打ったにもかかわらず，BKPは予備選挙出馬申請締切までに全選挙区で候補者を擁立するという必要要件を満たさなかったために失格となり，選挙戦を争うのは４政党となった。これにより，2008年の選挙では実施されなかった予備選挙が実施される運びとなり，2013年５月31日が予備選挙投票日，同年７月13日が本選挙投票日と定められた。

各政党，候補者の選挙運動は，主に，候補者同士の公開討論（BBSにおいてテレビ放送された後，BBSのYouTube公式チャンネルを通してインターネット上で動画公開），政党による集会，そして，有権者宅への戸別訪問，を軸に展開された。また，前回選挙ではほとんど見られなかったインターネットを利用した選挙運動にも積極的で，全ての政党がホームページを開設し，マニフェスト等を掲載した他，Facebook上にも公式ページを置き，有権者への情報公開と必要に応じて意見交換を行った。さらに，DCTを除く３党がtwitterの公式アカウントを用いて情報発信し，PDPを除く３党がGoogle+のユーザーアカウントを取得，DCTとDNTに至ってはYouTubeの公式チャンネルまで開局した（表２）。ただし，これらの多くは利用されずに放置されてしまっており，ソーシャルメディアの活用については，各政党ともに暗中模索，といった様相であった。現時点では，ブータンにおける「ネット選挙」の主戦場はFacebookが最有力であるが，その利用は若年層に集中しており，選挙戦全体のなかでは局地戦の一つでしかなかった。なお，日本における選挙運動の代名詞とも言える，街頭演説や選挙カーによる呼び掛けは皆無であり，街中を歩いても，選挙ポスターが掲示されている他は，選挙に関する情報に触れる機会は少なかった。

表２　各政党のインターネット利用

政党	サイト名	URL
DCT	WEB *	http://www.dct.bt
	Facebook	https://www.facebook.com/328003180616599
	Google+	https://plus.google.com/103629617522852902250
	YouTube	http://www.youtube.com/channel/UChYXG_Ys-GI_tgVtVdPDMKg
DNT	WEB	http://www.druknyamrup.info
	Facebook	https://www.facebook.com/353065868082048
	twitter	https://twitter.com/DrukNyamrup
	Google+	https://plus.google.com/112294546771569803074
	YouTube	http://www.youtube.com/channel/UCfIvdZ_HWP199-TcviTYarQ

DPT	WEB *	http://www.dpt.bt
	Facebook	http://www.facebook.com/241996135919197
	twitter	https://twitter.com/DrukDpt
	Google+	https://plus.google.com/112454403727788250621
PDP	WEB *	http://pdp.bt
	Facebook	https://www.facebook.com/bhutanpdp
	twitter	https://twitter.com/bhutanpdp
＊ 2016年3月31日現在アクセス不能。		

予備選挙（投票率55.3%）の結果は，次の通りとなり，上位２政党が本選挙へと進出した。

① DPT　93,949票（得票率44.5%）
② PDP　68,650票（得票率32.5%）
③ DNT　35,962票（得票率17.0%）
④ DCT　12,457票（得票率5.9%）

続いて実施された本選挙（投票率66.1%）では，得票率では次の通り僅差であったが，PDPが，47小選挙区中32で勝利し，３分の２以上の議席を確保して政権を奪取した。

① PDP　138,558票（得票率54.9%）
② DPT　113,927票（得票率45.1%）

特筆すべきは，予備選挙と本選挙の結果が逆転していることである。予備選挙で，47小選挙区のうち12選挙区での勝利に留まったPDPは，わずか一ヶ月半の間に急激に支持を拡大し，実に20もの小選挙区での勝利を積み上げた。

次節では，選挙期間中のメディア報道の中身をさらに詳しく見ていくことで，何故，このような大逆転が起こったのか，その原因を探っていく。

4.3　選挙期間中のメディア上の論点の変遷

予備選挙実施後の６月１日から，本選挙投票日である７月13日までの約６週間の，新聞主要６紙（Kuensel，Bhutan Observer，The Bhutanese，Bhutan Today，Business Bhutan，Bhutan Times）の紙面から選挙関連記事を抽出し，主にマスメディア上の選挙における争点がどのように移り変わっていったかを詳解していく。

まず，前半の論点となったのは，PDPによる候補者差替え問題についてであった。予備選挙で２位を確保したものの，DPTの後塵を拝したPDPは，本選挙での逆転に向けて大胆な策を講じた。それが，予備選挙で敗退した各党からの落選候補者の引き抜きである。特に，DNTからは，党首を含む7名もの候補者を引き抜き，結果，内５名が本選挙で当選した。予備選挙で敗退した候補者が，引き抜きにあっさり応じてしまうあたり，政党への帰属意識は現時点ではほとんど無いものと推察される。DPTは，選挙管理委員会に対し，不正ではないかとの訴えを起こしたが，DPT自身，他に不正が発覚し候補者の差替えを余儀なくされると，批判は尻すぼみとなっていった。

６月中旬になると，辛辣なDPT政権批判を含む，“Bhutanomics <http://bhutanomics.com/>”と呼ばれるサイトに端を発する騒動が起こり，多くのブータン人がFacebookでこのサイトを拡散した。DPTは，掲載されている内容が，単なる政権批判に留まらず，国益を損なうものであるとして，その発信元の特定を要請した。しかしながら，この要請に対し，The Bhutanese紙をはじめとする新聞各紙が「表現の自由」の侵害であると激しく抗議した。結果的に，DPTはこの選挙戦におけるメディア・イメージを損なってしまった。

６月末から７月初旬にかけては，対インド関係で激震が走った。経済面でのブータンのインド依存は非常に強く，特に，ガスや灯油をはじめとした燃料のほとんどをインドから輸入しており，さらに，それらはインド政府による助成金によって，価格の高騰を抑えられていた。インド政府が，この助成金の撤廃を決めた，というインド紙の報道が流れると，国内各紙は一斉にこれを取り上げ，ブータンにおける燃料価格の高騰を招いた。DPTは，対インド関係と今回の選挙とは無関係である，との見解を発表したが，DPT政権による対インド政策の失策がこの事態を引き起こした，との見方が強まる結果となった。

これら全てDPTに対する逆風として作用した

ことが，本選挙での逆転劇に繋がった大きなメディア要因であると考えられる。

ところで，選挙戦においては，近代民主主義国家におけるマスメディアは，各政党が公開しているマニフェストを国民に広く知らしめ，それらが投票の検討材料となるように争点を提示する，という役割を果たすことが求められる。しかしながら，今回の選挙において，マニフェストが新聞紙面で紹介されることはあれど，それが主たる争点となることは皆無であった。これは，一つには，メディアの権力の監視装置としての経験値が浅く，十分にその機能を果たすことができなかったこと，そして，そもそも各政党の提示しているマニフェストが非常に似通っており，その内容の相違を以って選挙の争点とすることができなかったこと，以上の二点が原因として考えられる。

4.4　選挙報道におけるマスメディアの役割

本節では，ブータン国内の主要メディアであるBBSとKuensel，そして，民営メディアの代表としてBhutan Observer（新聞）を対象に実施した非構造化インタビューを元に，マスメディアが今回の選挙戦で実際に果たした役割について考察を試みる。インタビューは，筆者本人が今回の研究目的を告げて事前にアポイントメントを取り，メディア各社に直接出向いて対面形式で行った。

まず，選挙におけるマスメディアの報道姿勢について，BBSのゼネラルマネージャー，Ashok Moktan氏は「シンプルに，事実，生の声のみを報道している。テレビメディアの影響力は大きく，聴衆を教育する責務も担っている」と語り，実質的な公共放送としての矜持が窺い知れた[(15)]。Kuensel紙の編集長，Chencho Tshering氏は，「常に中立的な立場を維持し，決してどちらかに偏った報道はしない。特にブータンは小さなコミュニティなので，バランスを取ることに気を配っている」と述べ，調整役としての立ち位置を強調した[(16)]。一方，Bhutan Observer紙の編集長，Needrup Zangpo氏は，「政治イデオロギーやリーダーシップの在り方を問う紙面を作っているつもりだ。タブロイド（ゴシップ）紙ではないので，信頼性があり，真面目な話題のみを掲載する」と鼻息を荒くしたが，実際の紙面では，ほぼ毎号，辛辣な風刺画を一面に掲載しており，やや話題づくり先行の面は否めない[(17)]。

次に，選挙運動について質問したところ，候補者同士のネガティブキャンペーンの応酬になっていることに触れ，「メディア上で何を語るかは候補者次第であり，そして，語られた内容をどう判断するかは有権者次第だ。メディアにはその責任を負うことはできない」（BBS，Moktan氏）や，「メディアはこの状態を静観している」（Kuensel，Tshering氏）という回答が得られた。メディアとして，こうした状況へ介入する姿勢は薄いように感じられた。また，選挙管理委員会との関係性について話が及んだところ，「基本的には選挙管理委員会のガイドラインに沿って選挙報道を行うが，決してコントロールされているわけではない。選挙管理委員会，メディア，政党が，それぞれ監視し合っている」（Moktan氏）と語り，情報統制を否定する声もあれば，「（ガイドラインは）ジャーナリズムが本来備えているべき，自由，公平性，そして透明性を謳っているにすぎない」（Bhutan Observer，Zangpo氏）といった意見もあった。

4.5　有権者の情報接触状況と投票行動

ここでは，有権者の情報接触状況と投票行動について記述していく。本選挙投票日（７月13日）を挟んで，７月11 〜 14日にかけて，首都ティンプー市内５カ所で，選挙権を持つ男女への街頭インタビュー（半構造化）を行い，計42人（男性62%，女性38%，回答率100%）分のデータを回収した。

まず，有権者が選挙期間中に有意な選挙関連情報が得られたと判断したニュースソースは，有効回答者 39人中，テレビ 27人，新聞 15人，ソーシャ

ルメディア 14人（30歳以上の利用者ゼロ）となった。「政党の公約はテレビや新聞から知ることができたが，ソーシャルメディア上でディベートができるのは建設的だと思う」（21歳男性・学生）という声が聞かれる等，マスとソーシャルを上手に使い分ける者もいた。一方，特に有効な情報源としては，テレビ，または，直接参加型の公開討論を挙げた有権者が多く，有効回答者 40人中，実に38人が，何らかの手段で 1 回以上公開討論を視聴していた。その多くが，「満足した」という好意的な感想を述べていた一方で，「候補者が悪い言葉を使っていて良くない」（62歳男性・警備員）という声もあり，ネガティブキャンペーンの様相を呈していたことを窺わせた。

続いて，投票行動と意思決定要因について。なぜ投票に行くのか，という問いに対しては，大多数は，「より良いリーダーを選ぶため」や「良い政府を選ぶため」という意見であったが，「生まれて2回目のチャンスだから」（54歳男性・無職）や「民主化は前国王からの贈り物だから」（63歳男性・建設業）との声もあり，投票行為そのものに喜びを感じている様子が見て取れた。日本ではありがちな，いわゆる無関心層は皆無であったが，しかし，「投票はしない。2008年以前が良かった」（27歳女性・販売業）等，民主主義そのものに疑問を呈するような回答も散見された。

5　ブータンにおける民主化と情報化の現在地

5.1　事例考察

本章では，事例を踏まえて，ブータンにおける民主化と情報化とが，どのように交錯し，そして，現在どこまで到達しているのか，その考察，分析を加えていく。

まず，選挙戦におけるメディアの実際の報道内容，そして，インタビューを通した役割意識を踏まえると，ブータンのマスメディアは，価値中立の報道と政権批判機能との間で揺れ動いている様子が見て取れる。結果的に，政党間でネガティブキャンペーンの応酬になった場合に，中立的傍観者，あるいは，加担者となってしまうケースが見られた。現時点では，建設的な批判能力を有しているとは言い難いが，今後，経験を積むことで改善が見込まれる。一方，「表現の自由」については理想像を強く意識しており，それを脅かされる危機に対しては毅然とした態度を示した。Wangchuk（2007）は，かつてのブータンにおいては，「（外部からの表現の制約は）政策的なものよりは，むしろ，個人的な配慮や判断によるものである。それは封建時代の名残りであり，また，ブータン人特有の遠慮や謙虚さに起因する」と述べていたが，民主化によってその状況には変化が生まれており，メディアもまた，その変化に対応しようとしている様子が見て取れる。

それでは，選挙を通じて見えてきた，有権者である市民の政治参画意識はどうだろうか。今回の選挙では，メディアが流す情報に右往左往する様が，予備選挙から本選挙までの支持政党の揺らぎを見ても明らかであり，国民一人一人の情報リテラシーが確立されているとは言い難い。これは情報化からまだ日が浅いことに起因しており，時間を経て解決していく問題であろうと考えられる。一方，民主主義そのものへの理解が乏しい点はより深刻である。ブータン市民は，平和的な民主化ゆえに，市民に主権者であるという当事者意識が希薄であり，近代民主主義国家における理想的な市民像も持ちあわせていない。市民権（民主主義国家の国民が持つべき権利）という概念そのものへの認識も皆無である。そもそも、民主主義＝よいもの、という前提が無いため，民主化政府が十分にその役割を果たせていないと見るや，それ以前の時代，王政への懐古意識が強くなることも至極当然であると言える。

5.2　政府・メディア・市民

ここで改めて，Dahl（1998）の提示した近代

民主主義の６要件を元に，政府・メディア・市民の三者が権力を均衡させた安定的近代民主主義モデルを考えてみることにする。政府と市民との間には，「選挙によって選出された公務員」，「自由で公正な選挙の頻繁な実施」，「集団の自治・自立」，「全市民の包括的参画」の４項目，言い換えれば，「市民権」を付与する側と行使する側，という直接的な結びつきが生まれる。一方，「多様な情報源」，「表現の自由」の２項目については，メディアは市民へ向けた「多様な情報源」となり，また，メディアは政府から「表現の自由」を与えられる，というように，政府と市民の両者がメディアという媒介者を通じた間接的に結びつく。この三者が，循環的なフィードバック構造を形成している社会を，理想的かつ安定的な近代民主主義社会モデル（図３），と定義することができる。

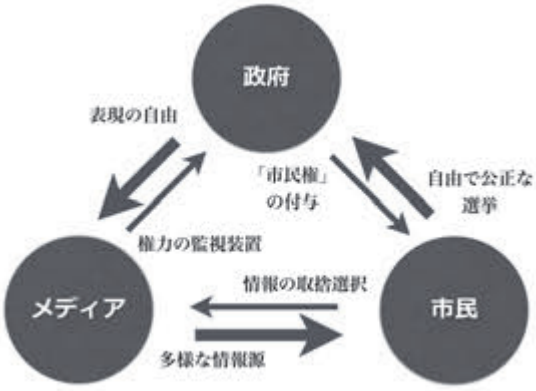

図３　近代民主主義社会モデル

一方，ブータンにおいては，情報化と民主化が，どちらも劇的に，しかし，「与えられたもの」として展開している。前項の考察を通して見えてきたのは，民主化政府，生まれたてのメディアともに，未だ確かな地位を築くには至っておらず，有権者である市民を含めた三者が，極めて不安定なバランスに立っている，ということである。以下，二項関係を軸に整理し，現状のブータンの三者間構造を描き出すことを試みる。

まず，政府とメディアの関係は，法制度上の規定に忠実たらんとしていることが伺える。政府はメディアに対して，選挙管理委員会を通して規制を行うとともに，中立的な報道姿勢を要請している。一方でマスメディアは，「表現の自由」の原則を死守しつつ，事実に基づく報道という役割を強く意識している。しかし，マスメディアは，報道の価値中立性を意識しすぎるあまり，消極的な傍観者になるリスクも孕んでいる。また，マスメディアのうち，BBSとKuenselには，政府から補助金が投じられており，国営メディア時代の関係性が完全に断ち切られていないことから，今後，政府のプロパガンダとして機能する可能性についても否定できない。

ところで，ブータンにおいては，選挙制度上のマスメディアとソーシャルメディアの規制に関する区別はほとんど無い。事実上，ソーシャルメディアの監視はほぼ不可能であり，市民の情報リテラシーに委ねざるを得ない状況に陥っている。今後，マスメディアが，より中立性を高めていった場合，通常，マスメディアが果すべき政府の監視機能をソーシャルメディアが代替する，という可能性もある。実際に流通している情報を見る限り，マスメディア，ソーシャルメディアともに，政府への批判的な声が目立つ。批判的な風刺画が新聞の一面に掲げられる一方で，政府の業績を評価する建設的な論評はほとんど見られない。

次に，市民と政府の関係を見ていこう。市民の間には，民主主義自体への懐疑，根強い国王依存意識があり，多くの市民は，どこかで，窮地に陥ったとしても国王がなんとかしてくれることを期待している節がある。投票に際しても，過去５年間の与党政権があまりよくなかったから，まだ政権を取ったことがない野党に試しにやらせてみる，という発想で，与野党の候補者を同じ天秤の上に乗せて吟味した熟慮の末の選択とは言い難い。

さらに，民主化と情報化の牽引者である国王（王室）は，未だ絶大な権力と大衆の支持を集め，存

在感を発揮している。民主化によって，その主権を国民へ譲り渡したことになっているが，憲法上も，国家評議会議員25名中５名の指名権（すなわち，立法権の一部），および，最高裁判所長官や選挙管理委員長の任命権（すなわち，司法権の一部）を持つ等，引き続き大きな権力を保持している。また，1998年に，旧国民議会へ付与された国王の不信任決議権は，新しい国民議会へと移管されており，これは，不可侵領域たる国王に対して，政府が一定の影響力を及ぼし得ることを意味している。これは，「象徴」として権力構造から明確に除外されている，英国の王室や日本の天皇家の状況とは明らかに異なる。

最後に，メディアと市民の関係を見ていこう。メディアは，一次情報に適切な編集を施し，市民の意思決定に資する情報を提供できていただろうか。市民は，溢れる情報の真偽を峻別し，適切に処理できていただろうか。藤原（2012）が指摘しているように，ブータン社会では産業が未成熟ゆえに，「『生産材』としての情報を保有していたとしても､それを活用出来る場面はほとんど無い」ため，市民にとってメディアは，「コミュニケーションやコンテンツといった『消費材』、主としてエンタテインメントとしての役割に止まらざるを得なかった」という側面がある。また，マスとソーシャルが同時に流入したゆえに，マスメディアを情報源として信頼する意識が皆無である，ということ。つまり，内容への関心が重視され，情報源がどこかということは，さほど問題にならない。なお, ここでいう情報源には, マスとソーシャルだけではない，口コミに相当するメディアも考慮することを含み置いておきたい。

上述の三者関係を図４に示す。整理すると，政府には，国王（王室）との関係を含めた民主主義制度設計の課題が山積しており，メディアには，経済的自立に向けた構造的脆弱性の問題があり，そして，市民には，民主主義自体への理解を含む情報リテラシーの問題が生じている。

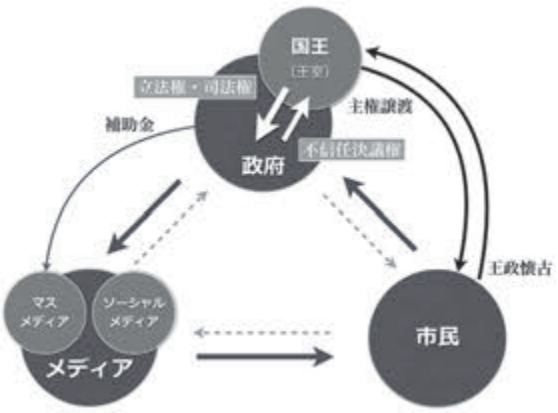

図４　ブータンの民主主義社会モデル

6　おわりに

ブータンは，この二一世紀に，あえて古典的な近代民主主義制度，議員内閣制と小選挙区制を採用した。そして，二大政党制を敷き，多くの近代民主主義国家が歩んだ道を模すことで，その制度が，現代のブータンに適合し得るかどうか慎重に見極めている段階，とみなすことができる。ブータンの民主主義は，壮大な実践的習得プロセスの下にある，と言い換えても良いだろう。

一方で，既に述べた通り，近代民主主義とマスメディアの二項関係は，二十世紀の遺物と考えられはじめている。この二項関係に依存してきた国々にとっては，その抜本的改革には多くの時間と労力を要するだろう。翻って，ブータンは，二〇世紀の近代民主主義，そして，マスメディアを導入すると同時に，ケーブルテレビやソーシャルメディアを通して国外から流入する情報の波に揉まれている。誰も経験したことの無い混沌の中で，ブータンのメディアが，そして，民主主義が目指す先とはどのようなものであるべきだろうか。本論では，現況を描き出すところまでで精一杯であり，未来を予察することまで至らなかったが，今後も研究を続け，この課題に挑戦していきたい。

今後の課題を提示したところで，今回の論文で十分に触れることができなかった点にも言及しておこう。一点目は隣国インドとの関係，そして，二点目はブータン国民に深く根ざしたチベット仏教信仰と政治との関係である。

選挙戦終盤の大きな争点であり，決定打でもあったのが，インドによる燃料輸出の助成金差し止め問題であり，外交関係，特に，対インド関係を無視してブータンの政治は語れない，という厳然たる事実が浮き彫りになった。インドに経済の手綱を握られることによって，結果的に，政治においても，その影響力を無視できないことが示されたことになる。これは，民主国家である以前に，主権国家として極めて由々しき事態である。経済的自立，とりわけ，エネルギー問題に対して，ブータンは本腰を入れて取り組み，この状況を改善するよう努める必要がある。

宗教と政治との関係は，近代民主主義においては，政教分離の原則によって切り離されることが常であった。ブータンの現行憲法においても，宗教関係者は選挙権を持たない等，政治権力を持つことを制限しているが，以前は，旧国民議会において議席を与えられる等，一定の権限を保持していた。当然，民主化された現在においても，少なからず影響を行使し得る存在であることは間違いない。現情報通信省次官のDorji（2007）は，「（新聞，ラジオ，テレビ，インターネットに加えて）何世紀も引き継がれてきた古いメディア，宗教画や経文旗，祭りや踊りも思い出される。今日のメディアをより発展させる上で，こうした概念は我々の思考により深みを与えてくれる」と語り，ブータンのメディア環境において，宗教が重要な要素を占めることを示唆している。

チベット仏教への深い信仰，さらには，王室への敬意こそが，ブータンで長く培われてきた共通規範であり，民主主義の導入を急ぐ余りに，それらを捨て去ってしまうことは，逆に彼らの言論を縛る結果になりかねない。むしろ，こうした影響力に目を背けること無く，それらを含み込む新しい民主主義を構築していくことはできないだろうか。目指すべき先に，そのような境地が待っているとするならば，ブータンは，世界で最も遅れて近代民主主義を採用した国家から，世界で最も新しい民主主義を生み出した国家へと飛び級を果たす可能性すら秘めている。

注

（1） Bhutan Times, ed.（2007）“Immortal Lines: Speeches of the 4th Druk Gyalpo Jigme Singye Wangchuck”, p.162. より（筆者訳）。

（2） エコノミスト誌傘下の研究所“Economist Intelligence Unit”が隔年で発表。

（3） 非政府組織，“Reporters Without Borders（国境なき記者団）”が毎年発表。

（4） “Democracy Index 2013”，“Press Freedom Index 2014” の両方に共通する167ヵ国について，両Index値を変数とした場合の相関係数Rは −0.753。

（5） 遠藤（2014）によれば，懐疑論は，「インターネット利用率の低さ」と「多様なパワー関係（政治，軍，宗教，経済など）を閑却してしまうことへの危惧」が根拠とされる。

（6） ブータンにおける人名は日本語表記が統一されていない（Jigmeは「ジグメ」あるいは「ジグミ」，Wangchuckは「ワンチュク」あるいは「ワンチュック」等）ため，本論では全編で英語表記を採用する。

（7） 民主化後の「国民議会」と区別するため，便宜上，「旧国民議会」と呼称する。

（8） 諸橋（2013）は「ブータン圓満党」の訳語を当てているが，多くの日本メディアは「ブータン調和党」を採用した。本論ではその是非は検討外とし，表記はDPTとする。

（9） BBS社の "Annual Report 2011" によれば，

事業収入33百万ニュルタム（現地通貨）に対し，ブータン政府補助金159百万ニュルタムで, これは全収入の58%に相当する。

(10) Ministry of Information and Communi-cations, Royal Government of Bhutan, ed.（2015）“Annual InfoComm and Trans -port Statistical Bulletin（6th edition, 9th March 2015）”, p.9-14. を元に筆者作成。

(11) "Social Bakers: Facebook Statistics". <http://www.socialbakers.com/facebook-statistics/bhutan/>, accessed 16 December 2012. より（2011年以降の最新調査不詳）。

(12) European Union Election Observation Mission, ed.（2008）"Bhutan Final Report: National Assembly Elections", p.8. より。

(13) 2013年7月15日10時から，選挙管理委員会本部で実施したインタビューより。

(14) 諸橋（2013）は，BKP＝「ブータン一切平等党」，DCT＝「ブータン大衆党」，そして，DNT＝「ブータン協同党」の訳語をそれぞれ当てている。

(15) 2013年7月10日15時から，BBS本社で実施したインタビューより。

(16) 2013年7月11日10時から，Kuensel本社で実施したインタビューより。

(17) 2013年7月12日17時　か　ら，Bhutan Observer本社で実施したインタビューより。

参考文献

東浩紀（2011）『一般意志2.0: ルソー、フロイト、グーグル』, 講談社.

遠藤薫（2011）『間メディア社会における〈世論〉と〈選挙〉: 日米政権交代に見るメディア・ポリティクス』, 東京電機大学出版局.

遠藤薫 編著（2014）『間メディア社会の〈ジャーナリズム〉: ソーシャルメディアは公共性を変えるか』, 東京電機大学出版局.

津田大介（2012）『ウェブで政治を動かす！』, 朝日新書.

西田亮介（2013）『ネット選挙解禁がもたらす日本社会の変容』, 東洋経済新報社.

藤原整（2012）『ブータンの情報化過程における特異性とその文明史的意義』, 早稲田大学 社会科学研究科, 修士学位論文.

諸橋邦彦（2013）ブータン王国2008年国民議会選挙とその制度的特徴,『法政理論』, 45（3）.

Cardon, D.（2010）“La Democratie Internet: Promesses et limites”, Paris: Seuil et la Republique des idees, 林昌宏, 林香里訳,『インターネット・デモクラシー: 拡大する公共空間と代議制のゆくえ』, トランスビュー, 2012.

Dahl, R. A.（1998）"On Democracy", New Haven: Yale University Press, 中村孝文訳,『デモクラシーとは何か』, 岩波書店, 2001.

Dorji, K.（2007）'Concluding Remarks: Perspectives on Bhutanese Media', "Media and Public Culture", Thimphu: The Centre for Bhutan Studies, pp.501-505.

Herman, E. S., Chomsky, N.（1988）“Manufacturing Consent: The Political Economy of the Mass Media”, New York: Pantheon Books.

Rose, L. E.（1977）"The Politics of Bhutan", Ithaca: Cornell University Press, 山本真弓監訳, 乾有桓訳,『ブータンの政治: 近代化のなかのチベット仏教王国』, 明石書店, 2001.

Royal Government of Bhutan（2008）"The Constitution of The Kingdom of Bhutan", Thimphu: Royal Government of Bhutan.

Sunstein, C.（2001）“Republic.com”, Princeton: Princeton University Press, 石川

幸憲訳,『インターネットは民主主義の敵か』, 毎日新聞社, 2003.
Wangchuk, D.（2007）'Media in the New Political Order', "Media and Public Culture", Thimphu: The Centre for Bhutan Studies, pp.274-296.

原著論文

アメリカ公共放送史における Frieda Hennock の思想的遺産

Legacy of Frieda Hennock's Philosophy in American Public Broadcasting History

キーワード：
FCC, フリーダ・ヘノック，公共放送，メディア，アメリカ
keyword：
FCC, Frieda Hennock, Public Broadcasting, Media, United States of America

同志社大学アメリカ研究所　志　柿　浩一郎
International Institute of American Studies, Doshisha University　Koichiro SHIGAKI

要　約

アメリカ公共放送の起源は，1910年代に開始された大学のラジオ通信施設に遡る。この施設は，やがて教育放送局と呼ばれるようになる。1930年代，教育放送局は，1920年代以降に台頭した商業放送の影に隠れてしまうが，第二次世界大戦後，再び注目され，この教育放送局を基盤とした公共放送設立に向けた動きが高まった。その過程で要としての役割を果たしたのがFrieda Hennockである。

彼女は1948年に女性として初めてアメリカ放送通信事業の規制監督独立政府機関，FCCの委員に任命された。FCC委員在任中，彼女は男性中心だったアメリカの放送の状況を変えようとしたことで知られている。Hennockの業績はそれだけにはとどまらない。彼女は，アメリカ社会の発展のためには，異質なものに寛容な新しいメディアを創出する必要があると考えた。しかし，その実現には当時の商業放送では限界があり，異質なものを受容する立場からの放送は，大学放送局や非営利教育放送局にしかできないと考え，その開設を強く推進していった。その後のアメリカの公共放送は，彼女が力説した教育放送の重要性を確認する方向で展開した。

このようにアメリカ放送史上Hennockの果たした役割は大きい。しかし，アメリカにおける研究史においてその評価は十分とは言えず，また日本の研究史では言及されることさえも少ない。本稿では，HennockがFCC委員として果たした役割と彼女の思想を，FCC在任中に作成された一次資料などを参照しつつ明らかにする。

Abstract

The purpose of this study is to re-evaluate the role of Frieda Hennock, first woman appointed in 1948 to the Federal Communications Commission. Particularly, this paper focuses on the motivation behind her promotion of educational broadcasting by analyzing her notes, letters, papers, and mimeographed speeches during her term in FCC.

The origin of public broadcasting system in the United States can be traced back to the radio stations operated by the land-grant universities. These university-operated radio stations were later called educational broadcasting stations. In the 1930's, the numbers of educational broadcasting stations diminished due to the rapid rise of commercial broadcasting networks. However, these educational broadcasting stations got some renewed attention from educators after World War Ⅱ, and there was an increasing demand for re-building educational broadcasting networks. These later became known as public broadcasting.

Hennock undertook an important role in the development of U.S. broadcasting industries, and set the groundwork for the development of educational broadcasting. Hennock also tried to improve the gender balance in the industries. Although there are previous studies on her achievements in the United States, little is known about the significance of Hennock's thoughts underlying her promotion of educational broadcasting. Moreover, Hennock's role is not mentioned in the analysis of American public broadcasting history conducted in Japan.

This study will contribute to an examination of Hennock's philosophy and its relevance for today's media industries, helping to fill a gap in media history of the U.S. and Japan.

（受付：2016年６月10日，採択：2016年11月26日）

1　はじめに

アメリカ公共放送の起源は，1917年に開始された大学のラジオ通信施設に遡る。この通信施設は，やがて“Educational Broadcasting Stations（以下教育放送局）”と呼ばれるようになる[(1)]。1930年代に入ると，教育放送局は，1920年代以降に台頭した商業放送の影に隠れてしまうが，第二次世界大戦後，再び注目され，これを基盤とした非営利公共放送設立に向けた動きが高まった。1967年にPublic Broadcasting Actが成立した後，様々な政治的論争を経て，地方に分散した多くの非営利放送組織の集合体である現在のアメリカの公共放送の形が出来上がった。この教育放送再生と公共放送成立の過程で要としての役割を果たしたのが Frieda Hennock（1904 -1960）である（図１）[(2)]。

図１FCC在任中のHennock

彼女は1948年に女性として初めてアメリカ放送通信事業の規制監督独立政府機関，Federal Communications Commission（連邦通信委員会、以下FCC）の委員７名の内の１人に任命された[(3)]。1948年から1955年までの任期中，男性中心だったアメリカの放送の状況を変えようとしたことで知られている[(4)]。しかし，彼女の業績はそれだけにはとどまらない。非営利教育放送の重要性を主張し続けた点でも、彼女の果たした役割は大きい。彼女は，アメリカ社会の発展のためには，既存の商業放送と位相の異なる多様な形の放送局を創出する必要があると考え，大学放送局や教育に特化した非営利放送局の開設を強く推進していった。また，1955年にFCC委員を退いた後は，弁護士として仕事を再開するが，地方放送局に助言するなど，1960年に脳梗塞で亡くなるまで放送・通信に関わった。

1967年に誕生するアメリカの非営利公共放送は，Hennockが力説した教育放送の重要性を確認する方向で展開した。このようにアメリカ放送史上彼女の果たした役割は大きい。しかし，アメリカの研究においてその評価は十分とは言えず，また日本の研究では言及されることさえも少ない。本稿では，彼女がFCC委員として果たした役割と彼女の思想を，FCC在任中に作成された一次資料[(5)]などを参照しつつ明らかにし，公共放送の役割や現在の放送産業のあり方に関してどのような示唆が得られるか論じることとしたい。

2　これまでの評価

2.1　アメリカ放送史における扱い

Hennockの名前はこれまでのアメリカ放送史研究の中でも登場してきた[(6)]。これまでの研究で引用されることの多いBarnouw（1968）やBlakeley（1979）では，Hennockがアメリカ初の女性としてFCC委員に任命されたことや彼女が教育放送を推進していたことへの言及がある[(7)]。一方，アメリカ放送史に関する教科書や歴史事典などではやや詳しく取り上げられている。例えば，Robertson（1993）では，Hennockに関わりのあった人々へのインタビューを基に彼女の人物像に迫る記述がある。その中でHennockと仕事を行う必要があった男性達が持った彼女に対する印象が紹介されている[(8)]。ただし記述はエピソードの集成にとどまる。

教育とメディア利用に関する歴史の概説書DeVaney & Butler（1996）の著書や，アメリカの放送の発展に関わった女性達を紹介しているO'Dell（1997）に，Hennockの経歴と彼女のFCCにおける業務内容の説明がある。これら概説書では，彼女が非営利放送局，特に教育に特化した放送局が放送を行えるようにテレビ放送チャン

ネル全体の25パーセントを教育放送に振り分けるよう働きかけたこと，教育放送の重要性を主張し大学教育関連団体や自治体が放送局を設立するよう推進したことが紹介されている。このようにアメリカでは，Hennockの存在が認知されているのは確かであるが，その位置づけは必ずしも明確ではない。

2.2　ジェンダーの観点からの評価

初期のHennock 研究の一つであるSmith（1967）は，FCC関係者への聞き取り調査に基づき，その後のアメリカ教育放送への彼女の影響力は限定的であったと結論づけている。ただし，彼の論文のタイトルは，“Madame Commissioner”となっており，Hennockを揶揄する姿勢である。また，彼女に反発していたFCC男性委員やその関係者の証言に大きく依拠している点で限界があった[(9)]。

その後1990年代に入りHennockの再評価が行われる。彼女の知人でもあったMorgenthau（1992）は，一次資料を著者本人が放送局に勤務していた経験に基づく視点から分析し，彼女が教育放送を推進したからこそ現在の公共放送があると高く評価している。しかし，研究のタイトルは “Dona Quixote: The Adventures of Frieda Hennock” であり，Smithと対照的に彼女を讃える立場である。両研究とも彼女を批判するか讃えるかの極端な立場を示しているのみで，彼女の思想に関して十分な分析を行ったとは言えない。

その後，Weisenberger（1992）は，FCCにおける女性の位置づけについて論じる中でHennockを取り上げ，アメリカ放送史上，彼女が果たした役割を評価している。また，Beadle & Stephenson（1997）は，アメリカ放送史研究のレビューを基にHennockの活動を辿り，彼女の教育放送の発展への貢献を評価している。しかし，一次資料は用いられていない。

1990年代以降に発表されたこれらの研究では，主にHennockが女性として残した業績の分析が主眼となっており[(10)]，彼女が教育放送の推進を通して主張した内容に正面から踏み込んでいない。

2.3　Brinsonによる評価

Brinson（1998; 2000; 2002）[(11)] の研究はこのような中で重要な意味を持つ。彼女はHennockの生涯を辿り，アメリカの女性史，放送史および放送政策史における彼女の業績を検討し，彼女がその後のアメリカの放送・通信政策に与えた影響について論じている。このうちBrinson（2002）は，彼女には社会全体に貢献する功績を残したいとする信念があったと指摘する。また，Hennockは男性の世界とされてきた職業で活動し，異端とされたが，紅一点である立場を利用して独自の考えを示し，FCCの政策にも同様の姿勢で関わったと分析している。

Brinson（2002）は，これまでの研究では教育放送を推進したことのみが評価される傾向にあったが，Hennockの業績はそれに限らず，彼女の考えが放送・通信政策に大きな影響を与えたことにあるとしている。その根拠として，カラーテレビの方式を巡るFCCの議論に影響を与え，フェアネス・ドクトリン[(12)]に反対したことを挙げている。その上で，彼女の業績は，ジェンダーによる障壁を乗り越えて成功した例として位置づけられ，また彼女は，個人でも世の中を良い方向へ変えることができると示した人物であると評価している。しかし，教育放送の推進に力を注いだ彼女の思想については十分な考察はなされていない。

このように1990年代以降，アメリカではHennockが再評価されてきたのに対し，日本の研究では，彼女を取り上げたものは限られている[(13)]。有馬（1997）で彼女の業績への言及があるほか，古城（2002）で簡単に紹介されているのに留まる。日本のアメリカ放送史研究において彼女は積極的に取り上げられてこなかった。彼女

を改めて評価する試みは，アメリカ放送史研究にとって意味のあることと思われる。

3　HennockのFCC委員任命までの放送前史

1910年代，アメリカでは無線通信技術が飛躍的に発展し，各大学で放送の前身となる通信施設が設置された。そこでは，天気予報や詩の朗読の放送実験が行われた。この通信施設は，やがて教育放送局と呼ばれるようになる[(14)]。

その後1920年代に入って，アメリカではラジオ・ブームが到来した。AT&Tなどの企業による放送実験により，広告費での運営やネットワークという概念も誕生する。同時に，多くの個人や企業がラジオ放送を開始したため，混信の問題が生じた。

当時，連邦政府商務・労働省（Department of Commerce and Labor）の長官であったHerbert Hooverは，混信問題を解決するために，1922年から1926年にかけて協議会National Radio Conferenceを開く。ここで彼は，電波は公共の資源であるため，広告収入のみによる放送運営は利益重視になるため好ましくないと繰り返し主張する[(15)]。その後，Hooverは，放送事業者は「公益（public interest）」に即した放送をしなければならないという理念を掲げた。彼の主張は，アメリカ放送通信史上極めて重要な意味を持つThe Radio Act of 1927（以下，無線法）にも影響を与えた。この「公益」に即した放送という理念は，後にHennockが教育放送を推進する上で依拠する概念となる。

この無線法に基づいて，同年，FCCの前身である連邦無線委員会（Federal Radio Commission 以下FRC）が設立され，希少価値の高い電波を使用する者は，「公益性・利便性・必要性」に即した放送を行うことが定められた。しかしFRCが具体的な指針を示すことはなかった。その結果，放送事業者側による自由な解釈の余地が残され，公益に即した放送が可能なのは，技術力が高く全国規模で娯楽を提供できる放送事業者であるとする考え方が常識となる[(16)]。無線法は，1927年当時誕生したばかりであったNBCやCBSなどの商業ラジオ放送ネットワークに有利に働き[(17)]，アメリカの放送産業が発展していった。

しかし1930年代に入ると，アメリカ経済は大恐慌によって低迷し，市場原理主義に対する批判が強まる。それに伴って，ラジオ放送のあり方も広く問い直されるようになった。このような状況の中で，教育ラジオ放送を推進する組織[(18)]が誕生したが，その政治的影響力は限られていた。また低迷する経済の影響による財政難から，大学が運営していた教育放送局は企業に買収され，その数は減少した[(19)]。放送・通信事業が特定の企業に独占されることへの危惧が広がっていたが，当時の連邦政府は，教育放送は商業的枠組みにおいても可能だとし，特別な対応をとらなかった。その結果，アメリカでは放送通信事業の寡占化が進むことになる[(20)]。

ラジオ放送が発展して以降のアメリカ放送史を理解する上で重要なことが二つある。まず一点目は，放送局の財源をいかに確保し誰が運営していくのかが問題となる中で，商業放送が広告費収入による財源を確立し，その存在を確かなものとしたことである。

二点目は，無線法で定められた「公益」の概念が，後のアメリカの放送・通信を巡る議論を規定したことである。放送・通信は「公益」に貢献するものでなければならないと法律に明記されたことで，例え放送・通信業者の目的が私益を追求することにあっても，社会全体の利益を優先することが求められることとなった。

しかし，自由主義経済への信奉が強いアメリカでは，企業の利潤追求の活動は経済を発展させ，ひいては公共の利益となるとする考えが広まっていた[(21)]。この論理は放送界でも受け入れられ，経済発展に貢献する商業放送は公益性

のある公共的な放送として位置付けられた[22]。1934年，無線法を引き継ぐ形で施行されたThe Communications Act（通信法）でも，この考え方が引き継がれた[23]。ところが，第二次世界大戦後，テレビが一般家庭に普及し始めたことで，希少性の高い電波と社会的影響力のある放送を巡って再び議論が活発化する。特に，1934年にFRCを再編して成立したFCCがどのような基準と方法で免許交付･更新を行うのかが問題となった。FCCはチャンネル割り当ての方針を定めるため，1948年にテレビ放送の免許交付・更新を一時休止する[24]。

同年，女性を積極的に政権に登用することが求められていた民主党のTruman大統領は，民主党ニューヨーク支部の活動に積極的に関わり，敏腕弁護士との名声を得ていたHennockをFCC委員に推薦した[25]。1948年7月彼女は女性初のFCC委員に就任する。その後，共和党のEisenhower政権が誕生する1955年までその任にとどまった[26]。

4　HennockとFCC

4.1　Hennockの略歴

Hennockは，1904年，ポーランドのコーヴェリ市（Kovel，現在はウクライナ領）で，ユダヤ人の両親のもとに生まれた。1910年に，両親や兄弟達と共にアメリカに移住し，移民が多く住むニューヨーク市のマンハッタンで育つ。彼女の父親は，そこで不動産屋と銀行業を営んでいた[27]。

1910年代当時，アメリカの東欧系移民の子弟は工場の労働者になる者が多く，教育を受ける機会は少なかった[28]。また，女性で高い教育の機会に恵まれた者はごく僅かであり，教育を受けることができた少数の女性は，教師や看護師などの限られた仕事に就くことが当たり前となっていた[29]。

しかし，Hennockは同世代の一般的な東欧系ユダヤ人よりも教育の機会に恵まれていた。娘には音楽家になって欲しいとの両親の願いからピアノの訓練を受け，また，8人兄弟姉妹の末っ子だった彼女は，兄弟や姉妹による財政的な支援によって高校までの教育を受けることができた。彼女と同世代の若者は工場などで重労働に就く者が多いという現実を目にしてきた彼女は，彼らのためになる仕事に就きたいという思いから，弁護士になることを志望するようになる[30]。当時はユダヤ系移民の男性でも弁護士になることは困難であったが，経済的自立が可能で，社会的地位が向上する憧れの職業であったことが，Hennockが女性でありながら弁護士を志望した理由ではないかと，Brinson（2002: 335）は推測している。だが，両親は彼女が音楽家ではなく男性の職業とみられていた弁護士になることに反対した。親からの財政的支援を受けることができなかったため，彼女は法律事務所で働きながらブルックリンの法律学校夜間コースで弁護士になるための勉学に励んだ[31]。この経験から，自分は困難な環境にあっても教育を受けたことで成功できたと考えるようになり，教育に対する思いが強固なものとなる[32]。

彼女は，21歳で弁護士資格を取得し，24歳の時に軽犯罪や離婚訴訟などを担当する弁護士として独立した[33]。しかし，当時は，女性が弁護士になることは稀であり，たとえなれたとしても男性弁護士や弁護依頼人から不遇な扱いを受けることを覚悟しなければならなかった[34]。Hennockも様々な揶揄の対象となった。その中で彼女は，異質なものを受容することができる社会を形成していく必要があると強く考えるようになった[35]。このことは，後のFCCでの業務に対する姿勢に大きく影響している。

1948年 7 月 にHennockはFCC委 員 に 任 命された[36]。同年，放送業界有力誌であった*Broadcasting & Telecasting*[37]は，彼女の放送分野での経験不足を理由に彼女の任命に強く反対した[38]。共和党議員の多くも放送業界の立場に近く，推薦の経緯が明確ではないとして彼女の任

命に反対した[39]。しかし，反対する側は，彼女に資格がないとする主張以外に具体的な理由を挙げることができず，賛成多数で彼女の任命が決まる[40]。

指名承認公聴会で影響力のあった共和党上院議員Owen Brewsterは 業界にはない新しい視点が欲しかったとして，彼女の指名を支持した[41]。野党共和党が多数を占めていた上院議会も，共和党男性３名，民主党男性３名のFCC委員の中に女性である彼女が入ることで，バランスのとれたFCCになると考えるに至った[42]。当時の放送界のあり方に懐疑的であった議員達は，彼女であれば放送業界とのしがらみがない立場から新しい視点をFCCに反映させることができるという期待を持っていたのではないかと考えられる。

4.2　FCC在任中の活動

Hennockにとって放送の分野は，それまで関わってこなかった分野であったため，彼女は委員就任後, 独自の研究を重ねた。その過程で彼女は，在任期間中にできるだけ新しい視点を放送界に持ち込み，放送の発展に寄与したいと考えるようになる。FCC委員に任命された直後に知人達宛に送った手紙の中で彼女は，「コミュニケーションの領域は，平和の維持に貢献し，また異文化間の相互理解を促進する機会を与えてくれる分野である。私は、その実現のためにも，たゆまない努力をしなければならない」と書いている[43]。また，FCC委員就任時のスピーチにおいて彼女は，ラジオやテレビは，これまでの人類史上で達成されることのなかった全ての人々への教育機会の提供，アイディアの共有，相互理解の促進に貢献することができると強調した[44]。これらの内容からはFCCの業務に対する彼女の強い意気込みが感じられる。

FCC在任中, Hennockは「公益」を守るために，社会全体の利益を考えない放送・通信業界に対して意見を述べていくのだとする信念を掲げ，それを貫いた[45]。当時は，放送・通信に関わる業務は男性の仕事であるとする考えが強く，彼女は周囲からかなりの反発を買うことになった。同じ民主党から任命されていたFCC委員長Wayne Coyは，FCCの業務には誠実さや忍耐さが求められたが，FCCに「肉体美（pulchritude）という条件は必要ではなかった」と述べ[46]，彼女の存在を皮肉った。Hennockの司法助手（legal assistant）を務めたArthur Stambler は，彼女は男性委員から疎外されていたと，Brinson（1998:418）のインタビューに答えている。

このような女性を軽んじる当時のFCCの風潮を前にして，Hennockは，アメリカ国内でラジオを聞いている女性達の代表であるという自覚を深めていく。彼女は FCC男性委員とは反対の立場を常にとり，当時のFCCおよび放送業界の主流と異なる視点を示そうとした[47]。その中でHennockは，彼女にしかできない使命を探し始める。その後，女性の視点を反映させること，および教育放送を推進することが彼女の業務の中心を占めることとなる。

Hennockは，FCCでの業務の傍ら，放送業界や広告業界に進出していた女性達が立ち上げた労働組合や協会の会合に積極的に参加し，教育放送の推進を訴え各業界で活躍する女性を激励する活動を行った[48]。次節では，このような彼女の行動の背景にあった思想に接近することを試みる。

5　放送をめぐるHennockの思想

5.1　放送の改革

HennockがFCC委員に任命された1948年，放送業界誌 *Broadcasting & Telecasting*は，彼女に関する特集を組み，「男の世界」である放送界に女性が加わることへの否定的な論評を繰り返し掲載している[49]。業界からの偏見ともいえる攻撃をまともに受けることとなったHennockは，その経験から放送がアメリカ社会全体の利益のため

になるよう尽くすことになる。

1948年のCBSによるインタビューの中で彼女は,「1分たりとも女性の利害（interest）を私は忘れることはできない」と述べている[50]。実際に彼女は，FCC委員任期中，女性を中心として結成された各組織の会合に積極的に参加し，女性が放送界を変えていく必要があることを主張し続けた。

放送界で働く女性が中心となって結成されたAssociation of Women in Radio and Televisionの1951年4月の会合では,「放送界は，女性の力を過小評価する傾向がある」とし，そのような状況を変えていく必要があると主張している[51]。彼女は，同じ講演の中で，女性がプロデューサーや放送技術者の職につくことで，たとえ商業放送であっても法律で定められた公益にかなう仕事ができることを強調している。また「放送界で働く女性は，一流のラジオ・テレビ放送局を運営していく前線に立つことができる存在だ」と述べ，放送界の女性達は男性達よりも視聴者に近い位置におり，公益のための仕事に従事しやすい立場にいることを忘れてはならないとした[52]。続けて彼女は,「巨大化し権威を確立してしまったコミュニケーションの業界を，私たちは再活性化し発展させなければならない。」と主張している[53]。このような講演活動だけでなく，1950年に出版された *Women Lawyers Journal* の Fall issue では,放送界に「新しい活力を吹き込む必要がある。そのことが，これまでと異なる形の競争を促進させることになるだろう」と述べている[54]。

他方で彼女自身は，単純に女性の代表者としてFCC委員に就任したのではなく，社会全体の利益となるためにFCC委員に任命されたのだと認識していると述べていた。前述したCBSのインタビューの中では，女性の視点だけではなく弁護士やビジネスマンとしての視点も反映させるとした上で,「私は，単に女性の視点を代表するものとして委員に任命されたのではなく，一人の女性として，全ての人のためになるような仕事を行うために，任命されたと認識している。私の情熱は，フェミニンな情熱にとどまらない。」と述べている[55]。

この彼女の主張を取り上げ，Weisenberger（1992）とBrinson（2002）は，Hennockは単に男性に期待される形でフェミニンな視点を放送業界に反映させようとしたのではなく，ビジネスマンの視点や弁護士としての視点を反映させることで，男性中心的であった放送の状況を変えようとする発言であり，当時の女性の社会的地位に関する問題を考える上で重要だと論じる。

しかし，Hennockのこのような発言は，彼女の関心がジェンダーの問題にととまらず，放送の多様性を検討する上で普遍的な問題に向いていたと取るべきであると筆者は考える。当時のアメリカでは，ビジネスや法律関係の仕事などの職種に，女性が就くことは稀であった。Hennockは男性陣からの揶揄の対象となり，与えられた業務を遂行していくためには，男性陣が持つ常識を打ち破らなければならなかった。自分を疎外する男性FCC委員や閉鎖的な放送業界の反応をまのあたりにして,彼女はアメリカ放送産業の将来を案じ,狭いサークルに属するもの達が独占している極端に商業的なアメリカの放送の状況を変える必要があると考えていたと見るべきであろう。

実際，前出の*Women Lawyers Journal*（Fall 1950）で述べていたように，彼女は「新しい活力」が放送界に持ち込まれることで,「異なる競争」が生まれ，公益に即した放送が実現できると考えていた。その手段として，非営利教育放送を推進することが彼女の業務の中心となっていく。

5.2　教育放送の推進

Hennockは，1949年5月にオハイオ州立大学Institute for Education by Radio and Television（以下IERT）[56] が主催した会合に参加した。そこ　で，National Association for Educational

Broadcaster [57] による教育ラジオ放送史の講演を聞き，アメリカで教育放送の存在が商業放送の発展の影に隠れ，衰退したことを知る [58]。大会終了後，Hennockは知人に送った手紙の中で「教育放送を普及させるために，自分の権限を利用して可能な限りのことを行うことが私の使命だと思っており，その使命は教育機関が放送局を持てるように支援することを意味する」と記している [59]。この大会をきっかけに，彼女は教育放送の拡大にむけて強い意志を持って取り組むようになる。その後Hennockは，教育機関，特に大学がテレビ局を開局することを働きかけた [60]。このことは，組織のメンバーに多くの大学が含まれている現在のアメリカの公共放送組織の特質を理解する上で重要である。

また，彼女は，教育放送を推進する中で，放送には多くの人々が関わるべきであると主張した。特に，マス・コミュニケーションの教育利用に，大学や教育関係者，コミュニティーの代表などが関わることを期待し，教育放送の推進にとどまらずテレビ放送全般に関する広範な議論に加わることの必要性を唱えた。彼女は，教育を主体とした非営利放送を実現することは「各コミュニティーの人々とそのリーダーが取り組むべき課題であり，これまでとは異なる放送を実現させるには，コミュニティーが協力し，社会に貢献したいと思っているリーダー達の関心を非営利教育放送に向かわせることにある。」と述べている [61]。

彼女は，1951年５月のIERTの年次集会の冒頭の挨拶でも，教育放送の実現のためには，教育機関が「自らイニシアチブを取る必要がある。」と述べていた [62]。

これら彼女の主張は，アメリカの多くの大学において，大学は放送関連施設を保持するべきだという考え方を定着させていくことに貢献した。また，Hennockが放送を巡る問題に異なる背景を持つ人々が取り組むべきであると主張したことは，アメリカの放送を巡る議論に放送業界外の個人や組織が関わる動きを高め，パブリック・アクセス・チャンネルを生み出すアメリカ独特の放送文化を発展させる契機となった [63]。

次節では，彼女が様々な組織を対象に行った講演会の内容を参照しながら，その背景を掘り下げていく。

5.3　異なる立場を反映した放送の推進へ

Hennockが教育放送を推進したことに関して，これまでの研究では彼女は当初女性の視点を放送に反映させることに邁進していたが，その後，教育放送の推進に関心が移ったと理解されている [64]。例えば，Weisenberger（1992:193）は，彼女は，女性の権利擁護者として放送業界の改革を進めようとしたが，実際は教育放送の推進者となったとしている。

しかし，Hennockの記した教育放送の役割に関するメモやスピーチの記録からは，彼女にとって，女性の視点を放送に反映させることも教育放送を推進することも，新しい放送を実現させる上では同等に取り組むべき課題であったことが理解される。実際，放送業界に関わる女性を中心とした組織の会合などで，放送関連の事業に携わる女性を讃えると同時に教育放送の重要性も唱えていた [65]。

1952年５月のFCCの報告書 [66] で，Hennockは教育テレビが補助教材になり得るだけではなく，商業放送を補完するものになるとした上で，次のように述べている。

> 教育テレビは，多様なテレビプログラムを提供することに貢献する。それは，コミュニティーにおける少数派の見方や特別な利害を有する集団にとって魅力的なものになる。また，番組には文化的で教育的なものも含まれる。これら教育的なものは，視聴者を一つの群衆として捉える観点しか持たない商業的放送事業では無視されることがある [67]。

Hennockが，教育放送があることで多様な番組が制作され，それが様々に異なる少数派の求めるものに適合した番組を提供することになると考えていたことが読み取れる。ここで言う「少数派の見方や特別な利害を有する集団」が具体的に何を意味したか必ずしも明確ではないが，同質の視聴者を前提とする放送とは異なるメディアを念頭に置いていたことは明らかである。

この発言の前提にあったHennockが思い描いていた教育放送には様々なものが含まれている。例えば，主婦層が高等教育を学び直せるような番組を彼女は想定していたほか，子供が総合的に自然科学や芸術を「楽しく」学べるような番組を構想している(68)。実際に，彼女のメモやノートには，大学の講義放送のみならず，子供の想像力を豊かにする番組，大人のための教育番組など様々な番組の構想がみられ，教育放送についての映像などのビジュアルを伴う教育補助的な番組を家でも学校でもどこでも視聴できる放送という定義も書きこまれている(69)。さらに，彼女は，University of Houstonが運営するKUHTテレビ放送局の局長に当てた手紙の中で「テキサス州の政治家達に，議会で彼らがいかなる役割を担っているのかを紹介するフィルムを送ってもらうよう促してみてはいかがか？ それはまた，市民の活動を紹介するような番組にもなりえる。また同じ番組が時事的問題に関して，州知事，市民団体のリーダーや住民達が何を考えているのか，多用な視点を共有するための手段になるはずである。」と書いている(70)。この内容からは，Hennockが学校の講義を放送するだけではなく，時事問題を扱うフォーラムのような番組を想定していることが伺える。

Brinson（1998:415）は，Hennockは教育放送を“educational broadcasting”ではなく，“instructional broadcasting”と定義していたと解釈している。この“instructional broadcasting”という言葉からは，放送大学や学校放送が連想されるが，前述した時事問題を扱う番組などを想定していることや，教育があることで全体主義的な傾向が減ると繰り返し主張していたことなどからみても，彼女のイメージした放送は，学校放送以上のものを想定していたことは明らかである。現に彼女は，「教育は必ずしも過度に生真面目で堅苦しい学者ぶったものである必要はない。そのようなイメージからは遠いものだ。テレビを通した教育をほうれん草を食べることや軍隊形式の訓練と比べる必要はない。教育放送は，教育的で情報価値があり，同時に面白いものにもなる」と述べている(71)。

Hennockは，また，教育の社会的意義に言及し，放送が果たす役割に関する重要な論点を示していた。1951年当時，NBCにおいて放送されていたEleanor Roosevelt 元大統領夫人がホストを務めるラジオ番組 The Eleanor Roosevelt Programのインタビューでは，次のように述べている。「民主主義社会は教育があることで栄える。全体主義は盲目と無知による。教育放送は米国社会の中で強力な武器となる。また，（教育放送は）高い配当金が得られる将来の世代への投資でもある(72)。」

Hennockの全体主義的な傾向は十分な教育が普及していないところに生まれるという発言は，1950年代の世界情勢が背景にあるが，彼女はこの発言に関連して普遍的な問題も指摘していた。

1952年に開かれたThe National Jewish Welfare Boardの会合では，ヒトラーやスターリンがメディアを駆使して独裁体制を維持した歴史にふれ，放送の役割を考えることの重要性を強調した上で，「民主主義の敵である偏見（prejudice），不寛容（intolerance），宗教・人種に対する固定観念（bigotry）」からアメリカ社会を守るのに教育放送が重要な役目を果たすと述べている(73)。

ここに彼女の真意が含まれていると言えよう。放送に多くの人が関わるべきことを繰り返し主張していたことからも，彼女は単なる講義放送ではなく，視野を広げるメディアとしての教育放送を

構想していた。この構想は，FCC委員在任中に行った彼女のスピーチからも読み取ることができ，「知識と情報（knowledge and information）」を全ての人に提供し，相互理解と知識の普及をもたらすような教育メディアが重要であるとする表現が散見される[74]。これは，彼女がスピーチに使った定型文の一つであると考えられる。

また，彼女は，1951年６月10日に放送されたNBCの時事番組 “Meet the Press” において，「電波は人々（people）のものである（…）そして，教育放送のチャンネルを確保することは，電波を所有している人々の利益，つまり公益になるもので，他のどの業務よりも重要なことだ」と述べていた[75]。公民権運動などが高まりをみせる以前の1950年初頭の時点で「電波は人々のものである（“Air waves belong to the people”）」と主張していた点は興味深い。この主張は，1950年半ば以降，公民権運動やウーマンリブなどの社会運動が広まる中で，放送界にもマイノリティーの視点を含めるよう主張する活動が高まり再度注目されることになる考え方である[76]。また，パブリック・アクセス・チャンネルやコミュニティー・メディアなどアメリカの非営利メディアを形成する根幹の思想となっている[77]。

このような歴史的流れの中に位置づけて考えた場合，Hennockは商業放送とは異なる教育放送を確立することを通して，放送界に競争を促し，商業放送だけでは限界のある多様な人々が参加する放送を実現させようとしたのではないかと推測される。また，そのことによって異なる立場を尊重する社会が実現されると考えていたとみることができる。

ただし，彼女の主張した内容に，いわゆるジェンダーや人種に関する直接的な表現は見られない。そもそも現在のような形でマイノリティーや人種の問題が言語化されるのは，公民権運動以後である。

他方，彼女のスピーチ原稿には手書きの修正が多く，言葉を慎重に選んでいたことが伺える。弁護士としての経験によるものと考えられるが，Hennockは状況に合わせて表現を変えていた。

1950年代当時，男性委員は既存の商業放送の発展を前提として放送・通信政策を進め，多様な放送局の構築を目指した彼女の放送政策に消極的な対応をとっていた。実際，非営利放送へのチャンネルの割当を決定する際も、Hennockが主張した全体の25%ではなく，その半分の12%を非営利放送局枠とした。その際，男性委員側は，彼女が教育放送を強く推進するあまり，商業放送局や免許申請中の事業者を圧迫していると批判している[78]。

当時の状況に鑑みると，FCC男性委員や放送業界全体の意向を逆撫でするような直接的な発言を彼女は避けており，そのような緊張感の中で，出来る範囲で，彼女の目指した画一的ではない放送界の構築を推進しようとしていたと言える。

6　まとめ

本稿では，アメリカ放送史の文脈において，Hennockの思想に接近し，商業放送とは異なるメディアの構築を目指した彼女の立場を明らかにしてきた。

彼女は，異なる立場を反映した放送の実現がアメリカ社会の発展に貢献すると確信していたが，当時の商業放送では限界があると考えていた。そこで彼女は，商業放送とは異なる分野の放送の発展に努め，教育放送局がチャンネル枠を確保できるよう法律で規定することを提案し，大学や教育委員会，非営利組織やコミュニティーの代表など多くの人が放送に参加するよう促したのである。商業放送とは異なる形の放送が増えることで放送事業者間の競争が促され，放送界全体の質が向上し，ひいてはアメリカ社会が発展すると彼女は考えていた。またHennockは，商業放送の中で非営利教育放送の影響力が増すことによって，多様

な側面を持つアメリカ社会の現状を反映した放送が実現されると信じ，異質なものに寛容な社会になることを願った。そのような社会は，当然，女性だけではなく白人以外の人種など，マイノリティーの人々も受け入れられる社会となりえる。

東欧ユダヤ系女性弁護士という彼女のマイノリティーとしての経験が彼女を突き動かしていったのであろうが，公民権運動や第2期フェミニズムの最盛期の前に，社会的影響力の強い放送業界のあり方に切り込み，その変革を目指した彼女の業績は高く評価されるべきである。また，商業放送の限界を見極め，利益重視とは対極にある非営利教育放送の維持を主張し，アメリカ独特の放送文化を生み出す上で要の役割を果たしことは重要である。

現在のアメリカの公共放送や非営利放送組織は，60年代以降に起きた社会運動の影響を受けて展開してきた。Hennockが，アメリカのメディアの現在の姿をどこまで予想していたかは分からない。異なる形態の事業体による競争を促そうとした彼女の意向に反して，競争の激化によって，放送会社の合併が進み，放送が寡占化することは予測していなかったと思われる。いずれにせよ，現在，営利か非営利かに関係なく，様々なドキュメンタリー番組，報道特集，セサミストリートのような子供向け番組などが制作・放送され，そこに異なる社会文化背景を持った人々が関わっている状況は，彼女が目指した理想と一致する。アメリカでは，放送のあり方を巡る政治議論に，NPO，大学教育関係者，各地方自治体など放送事業者ではない人々も関わる。このような状況にも，教育放送に多くの人々が関わるべきであるとしたHennockの考え方が影響を与えていると言える。また，多様性を反映したメディアという概念は，アメリカにおいてコミュニティー・メディアなどの多様な非営利放送組織を形成する文化の礎となっている。

その後，アメリカでは様々な形態の非営利放送組織が創出されたことで，放送のあり方が様々な次元で議論されることにつながった。

HennockがFCC在任中に教育放送を推進する中で主張した内容や放送事業者間の競争を促すとした彼女の考え方は，現在の公共放送が果たすべき役割および情報発信組織を検討する上で貴重な示唆を与えてくれている。現在のメディアが置かれている状況と関連させたHennockの思想の詳細な分析が求められる。

注

（1）このことは，Engelman（1996）やBlakeley（1979）などで詳細に論じられている。

（2）Simons, Frieda Hennock. Papers, 1922-1960; Photographs, A-136 Box 1, Folder 2. Schlesinger Library, Radcliffe Institute, Harvard University, Cambridge, Mass.（以下，同アーカイブに含まれる文書の出典は，SFH papers, Box #, Folder #の形で示す。なお，SimonsはHennockの夫の性。同アーカイブについては注（5）を参照。）

（3）Hennockが委員在任中は７名。現在，FCCの委員は５名。なお，Hennockの後，1971年に２人目の女性委員が任命され，現在まで11名の女性が委員を務めた。2013年，アフリカ系アメリカ人の女性がFCC委員長に任命され，初のFCC女性委員長が誕生した。

（4）Brinson（2002），Beadle &Stephenson（1997），Weisenberger（1992）およびMorgenthau（1992）

（5）Hennockに関する資料の多くは，Schlesinger Library, Radcliffe Institute for Advanced Study, Harvard University（旧Radcliffe College）にある。Hennockが亡くなった後に夫が彼女の遺品を寄贈し

た。また，Truman Library（インデペンデンス市ミズーリ州）にも，HennockがTruman大統領に任命された経緯から彼女に関する資料がある。筆者は，2015年4月，Schlesinger Library Research Support Grantsを受け，Hennockに関する資料調査を行った。本稿は，その成果の一部である。

（6） アメリカ放送史に関する研究は多く，公共放送を含めメディア史の概説書が数多く出版されている（Averey & Stabitsky 2000, Dominic, Messere & Sherman 2004など）。そこではHennockの名前が必ず挙げられている。

（7） Barnouw（1968）の*the Golden web*において，HennockがFCCの委員に任命されたことが論じられているが，詳細な説明はない。また，Blakeley（1979）も彼女の名前に言及するが詳細な分析はない。

（8） そこでは，彼女が教育放送推進者にとって心強い存在であったとする意見や，FCC委員長のWayne Coyが毎日家で “Oh that woman!”と怒っていたとする証言が紹介されている。

（9） Smith（1967）に関しては，Brinson（1998; 2002）も筆者同様疑問を示しており，Smith（1967）がHennockに反感を持つ男性のみのインタビューをもとにしていること，教育界や当時の放送業界はHennockを，教育放送推進のリーダーと捉えていたことを示し，Smith（1967）の不備を指摘している。

（10） Brinson（1998; 2000; 2002），Beadle & Stephenson（1997）など。

（11） Brinson（1998; 2000）は，Brinson（2002）の一部を構成しており，重複する内容もある。

（12） フェアネス・ドクトリン（Fairness Doctrine）は，1949年に示されたFCCの放送政策である。FCCは，電波は希少性が高いという論理の下に独自の規律を定め，放送事業者に対して、公共性が高く、かつ意見の対立が存在する問題については、これを放送の中で公平に扱うよう求めた。Hennockは，そのような政策は現実的ではないとして，FCC委員の中で唯一反対した。

（13） 日本でもアメリカ独自の放送形態や商業的側面が注目され，アメリカの放送史に関する研究は多い（古田・向後 2011，河村 2011，向後 2011; 2008; 2002，有馬 1997，赤堀1998;1997;1996，水越 1988など）。放送・通信制度や政策の研究もある（水野 2010，古城2002，内川1967など）。また，放送文化研究所も各国の公共放送に関する調査をしており，その中にアメリカ放送史が含まれている。

（14） 例えば，University of Wisconsinが開局した9XM通信局はWHAとなり，Iowa State Universityの9IYはWOYとして，the University of IowaはWSUIを開局している。1920年代以降，ラジオ通信実験局を保有していた多くの大学が教育放送局を開設していった。

（15） Department of Commerce.（1925: 1924）*Proceeding of the Fourth and Fifth National Radio Conference and Recommendations for Regulation of Radio,* Washington D.C：Government Printing Office. この写しは次のページでも閲覧可能: United States Early Radio History website: http://earlyradiohistory.us/sec023.htm#part080

（16） Barnouw（1966:202）

（17） McChesney（1990:29）

（18） National Committee on Education by

Radio や The National Advisory Council on Radio in Educationなど。

(19) この歴史は，Engelman（1996）およびBlakely（1979）で詳しく論じられている。

(20) The U.S. Congress.（1933）Should the U.S. adopt the British system of radio control? *The Congressional digest of August, 1933,* 12, pp. 202 – 206.

(21) Engelman（1996）, McChesney（1993）, また，Barnouw（1968）も参照。

(22) McChesney（1993）

(23) Barnouw（1966）, McChesney（1993）, Hilms（1997）に詳しい。

(24) Freezeと呼ばれたFCCがとった措置である。数ヶ月の期限付きであったが，実際には1952年まで続き，この間テレビ放送の免許更新・申請ができず，アメリカでテレビ放送の発展が遅れた要因とされている。(Barnouw 1968)

(25) Atkinson（1958:1）

(26) 民主党Truman政権から共和党Eisenhower政権に代わり，民主党の男性が選ばれHennockは再任されなかった。

(27) Atkinson（1958:1）

(28) アメリカの移民に関する歴史は，日系アメリカ人研究者であるTakaki（1993）に詳しい。

(29) Brinson（2002）

(30) O'Dell（1997:137）

(31) Atkinson（1958:2）

(32) O'Dell（1997）, Brinson（2002）

(33) Atkinson（1958: 1）およびMacLeod（1948）

(34) この件に関してはBowman（2009）を参照。

(35) Smith（1967）, Beadle & Stephenson（1997）, Brinson（1998; 2002）

(36) 当時の新聞および業界誌の記事等を参照。例えば，Lady Commissioner, *Broadcasting,* June 28, 1948; First Woman Member of FCC Makes Impression on Senators With Frankness, *The Washington Post,* July 6, 1948. また, Morgenthau（1992）によると，HennockがTruman大統領の選挙活動資金を援助し，選挙に勝てないと思われていたTrumanを支持したことや，Roosevelt夫妻と親しかったことも彼女がFCC委員に選ばれた要因であるとする。

(37) 現在の *Broadcasting & Cable*.

(38) Our Respects to Madame Commissioner, *Broadcasting & Telecasting,* May 31, 1948, p.44

(39) Lady Commissioner, *Broadcasting,* June 28, 1948, 25 and 62. SFH Papers, Box 1, Folder 11.

(40) Ibid.

(41) Atkinson（1958:2）拙訳。

(42) O'Dell（1997:138）

(43) 彼女は，この文をテンプレートとして手紙に利用している。Correspondence re: congratulations on FCC appointment, A-C, 1948. SFH Papers, Box 2, Folder 21 – Folder 27.

(44) Notes for speeches on joining FCC 1948. SFH Papers, Box 7, Folder 95.

(45) この件に関してはMorgenthau（1992）でも詳しく論じられている。また，彼女のスピーチ原稿やFCCの報告書でも，FCCの業務は公益に沿うものでなければならないことが繰り返し書かれている。

(46) Atkinson（1958）原文は“We've had rectitude, fortitude, and solemnitude, never before pulchritude.” Pulchritudeは,「女性の肉体的な美しさ」を意味するが，女性からは侮辱と捉えら得る表現。

(47) これに関して，Beadle & Stephenson（1997）およびBlakely（1979）に詳しい。

(48) Notes and Drafts for Speeches 1948 – 1955. SFH Papers, Box 7, Folder 95 – Folder 103.

(49) 例　え　ば，*Broadcasting & Telecasting*（1949; 1950）さらに，チャンネル枠に関連した公聴会が実施された1950年の9月から11月は，毎月非営利教育放送支持派とHennockへの批判記事が載っている。

(50) *A Woman in This Man's World. "My Zeal Will Not Be A Feminine Zeal,"* October 10, 1948. CBS report. SFH Papers, Box 1, Folder 12.

(51) *Women and the Future of Broadcasting Address by Frieda B. Hennock before the Association of Women in Radio and Television Saturday evening* April 7, 1951. SFH Papers, Box 8, Folder 104.

(52) Ibid.

(53) Ibid.

(54) Hennock（1950）

(55) Ibid.

(56) オハイオ州立大学教授 Keith Tylerによって 1930年に設立された研究プロジェクト機関。教育関係者と放送事業者が協力しメディアの教育利用を模索する場を提供することが目的であった。財政難から，1965年に機関は解散したが，アメリカの教育放送に関する研究やメディア教育の研究に影響を与えた。

(57) 1920年代～ 1940年代の間，教育放送のあり方を模索し，その必要性を推進していた組織。

(58) *Speech by Frieda Hennock, Institute for Education by Radio-television* May 4, 1950. SFH Papers, Box 8, Folder 104.

(59) *Hennock to Browser*, May 17, 1949. SFH Papers, Box 2, Folder 28.

(60) これに関し，有馬（1997: 228）が触れている。

(61) *Hennock's draft and note for "Educational TV: An unusual opportunity for the set manufacturing industry,"* April 1952. SFH Papers, Box 7, Folder 98.

(62) *Address by Frieda B. Hennock. Commissioner Federal Communication Commission before the Institute for Education by Radio-Television,* May 5, 1951. SFH Papers, Box 8, Folder 104.

(63) 志柿（2015）

(64) 例 え ばBrinson（2002）, Weisenberger（1992）, Smith（1967）など。

(65) 例 え ば，1950年 にNew York Women's Advertising Clubで，翌年にはFederation of Jewish Women's Organizationsなどで教育放送に関する講演を行っている。

(66) *Sixth Report and Order*と言われる。テレビ・チャンネルの振り分けの方針，およびFCCのテレビ放送に関する指針を示した報告書。これによってFreezeという措置が解除された。

(67) Separate views of Commissioner Hennock Concurring in Part and Dissenting in Part. Federal Communications Commission, *Sixth Report and Order 1952,* 17（Federal Register）4086（May 2, 1952）.

(68) Hennockのスピーチ原稿の手書きのメモ，彼女の寄稿原稿，各種手紙を参照。Notes and Drafts for Speeches 1948 – 1955. SFH Papers, Box 7 and 8, Folder 95 – Folder 103, Folder 111.

(69) Notes 1948 – 1955. SFH Papers, Box 8, Folder 103.

(70) *Letter to Mr. C. Schwarzwalder, KUHT Manager*. March 26, 1954. SFH Papers,

Box 3, Folder 32.

(71) *Let's look at television's record address by Frieda B. Hennock before the Women's National Democratic Club of Washington DC*. February 1, 1951. SFH Papers, Box 8, Folder 104.

(72) *Interview with Eleanor Roosevelt,* 1951. SFH papers, Box 9, Folder 116.

(73) *Educational Television Can Strengthen American Democracy, at the Opening Session of the Biennial Meeting of The National Jewish Welfare Board*. May 2, 1952. SFH Papers, Box 8, Folder 105.

(74) Notes and Drafts for Speeches 1948 – 1955. SFH Papers, Box 7 and 8, Folder 95 – Folder 103, Folder 111.

(75) *NBC Broadcast Meet the Press,* June 10th 1951 (mimeographed). SFH Papers, Box 7, Folder 97.

(76) 詳細は, Engleman (1996), および Johnson (1970) 参照。

(77) パブリック・アクセス・チャンネルの思想・背景に関しては, 津田・平塚 (1998) およびLinder (1999) に詳しい。

(78) Televents by Richard Harrison Post Radio-Television Editor, *The Houston Post,* September 4, 1952. SFH Papers, Box 1, Folder 12.

参考文献

Atkinson, H. (1958) *Frieda B. Hennock, FCC's Misunderstood Crusader,* Unpublished Manuscript. SFH Papers, Box 1, Folder 12.

Avery, K.R. & Stavitsky, G.A. (1999) *A History of Public Broadcasting,* Washington D.C: Current.

Author Unknown. (1948) Our Respects to - Madame Commissioner, *Broadcasting & Telecasting,* May 31, 1948, p. 44.

Author Unknown. (1949) School Stations: Tyler, Humphrey Hit Limits, *Broadcasting & Telecasting,* August 29, 1949, p. 26.

Author Unknown. (1950) Education Goal, *Broadcasting & Telecasting,* July 10, 1950, p. 64.

Author Unknown. (1950) Freeze in Vain, *Broadcasting & Telecasting,* November 6, 1950, p. 52 & p.66 & p69.

Barnouw, E. (1966) *A Tower in Babel: A History of Broadcasting in the United States: Vol1 to 1933,* Oxford University Press.

————. (1968) *The Golden Web: A History of Broadcasting in the United States 1933-1953,* Oxford University Press.

———— . (1970) *The Image Empire: A History of Broadcasting in the United States Since 1953,* Oxford University Press.

Beadle, M.E., & Stephenson, A. (1997) Frieda Hennock: Leader for educational television, *TechTrends,* November/December 1997, pp 45 – 50.

Blakely, J.R. (1979) *To Serve the Public Interest: Educational Broadcasting in the United States,* Syracuse University Press.

Bowman, G.C. (2009) Women in the Legal Profession from the 1920s to the 1970s: What Can We Learn From their Experience About Law and Social Change? *Maine Law Review* 61 (1) , pp. 2 – 25.

Brinson, S.L. (2002) *Personal and Public Interests: Frieda B. Hennock and the Federal Communications Commission*. Praeger [Kindle app version] Retrieved from Amazon.com

————. (2000) Missed Opportunities: FCC Commissioner Frieda Hennock and the

UHF Debacle, *Journal of Broadcasting & Electronic Media,* Spring, 44 (2), pp.248 – 266.

———. (1998) Frieda Hennock: FCC Activist and the Campaign for Educational Television, 1948 – 1951, *Historical Journal of Film, Radio and Television* 18 (3), pp. 411- 429.

Czitrom, D. J. (1982) *Media and the American Mind from Morse to McLuhan,* University of North Carolina Press.

DeVaney, A. & Butler, P. R. (1996) Voices of the Founders: Early Discourses in Educational Technology, In D. H. Jonassen (Ed.) (1996) *Handbook of Research for Educational Communications and Technology,* Simon Schuster Macmillan.

Dominick, J, R., Messere, F. & Sherman, L, B. (2004) *Broadcasting, Cable, the Internet, and Beyond: An Introduction to Modern Electronic Media* 5th eds, McGraw Hill Companies Inc.

Engelman, R. (1996) *Public Radio and Television in America: A Political History,* SAGE Publication.

Hennock, F. (1950) Free the air waves: An administrative dilemma, *Woman Lawyer Journal,* Fall 1950 issue, 36, pp. 5 – 8 & pp. 27 – 29. SFH Papers, Box. 1, Folder 10.

Hilmes, M. (1997) *Radio Voices,* University of Minnesota Press.

Johnson, N. (1970) *How to Talk Back to Your Television Set,* NY:Bantam Books.

MacLeod, J. (1948) Woes and triumphs of a lady advocate, *The American Weekly*. September 5, 1948.

McChesney, R. W. (1993) *Telecommunications, Mass Media, and Democracy: The Battle for the Control of U.S. Broadcasting, 1928–1935,* Oxford University Press.

———. (1990) The Battle for the U.S. Airwaves, 1928 – 1935, *Journal of Communication,* pp. 29 – 57.

Morgenthau, H. (1992) Dona Quixote: The Adventures of Frieda Hennock, *Television Quarterly* 26 (2), pp. 61 – 73.

Linder, R., L. (1999) *Public Access Television: America's Electronic Soapbox,* CT: Praeger Publishers.

O'Dell, C. (1997) *Women Pioneers in Television,* McFarland & Company, Inc.

Robertson, J. (1993) *Televisionaries,* Tabby House Books.

Smith, F. R. (1967) Madame Commissioner. *Journal of Broadcasting* 12 (1), pp. 69 – 81.

Takaki, R. (1993 = 1995) *A Different Mirror: A History of Multicultural America,* Little, Brown and Company (富田虎男 監訳『多文化社会アメリカの歴史：別の鏡に映して』明石書店).

Weisenberger, C. A. (1992) Women of FCC: Activist or Tokens? *Business and Economic History,* Second Series, 22, pp.192 – 198.

赤堀正宜 (1998)「アメリカ公共放送の発達におけるフォード財団の貢献とその思想」,『メディア教育研究』1, pp. 1 – 18.

———. (1996)「アメリカにおける公共放送の発達と大学の役割 —ボストン公共放送とハーバード大学の事例」,『放送教育開発センター研究紀要』13, pp. 1 – 17.

———. (1997)「アメリカにおける公共放送の発達と大学の役割 —イリノイ大学公共放送TV局と学長G. ストッダードの場合」,『放送教育開発センター研究紀要』15, pp.1 – 27.

有馬哲夫 (1997)『テレビの夢から覚めるまで：アメリカ1950年代テレビ文化社会史』国文社

内川芳美（1967）「アメリカの放送における社会的責任論 - - その系譜と展開」,『放送学研究』13, pp. 5 – 30.
河村雅隆（2011）『放送が作ったアメリカ』ブロンズ新社
向後英紀（2011）「アメリカ公共放送の源流〜教育放送から公共放送へ」,『ジャーナリズム＆メディア』4 , pp. 9 – 29.
————.（2008）「アメリカ型放送システムの原点を探る」,『ジャーナリズム＆メディア』1, pp. 19 – 33.
————.（2002）「アメリカにおける「放送」概念の形成—アメリカ型商業放送システム前史」,『メディア史研究』13, pp.1 – 18.
志柿浩一郎（2015）「アメリカ公共放送の理念 – 放送における多様性の確保–」,『青森公立大学論纂』pp.39 – 54.
津田正夫・平塚千尋編（1998）『パブリック・アクセス:市民が作るメディア』リベルタ出版
古田尚輝・向後英紀（2011）『放送十五講』学文社
古城ゆかり（2002）「アメリカ型公共放送の誕生〜その使命と限界〜」,『NHK放送文化調査研究年報』46, pp.19 – 51.
水越伸（1988）『メディアの生成:アメリカ・ラジオの動態史』同文舘出版
水野道子（2010）「アメリカにおける放送の公共性 – 放送法の起草過程からの一考察」,『メディアと社会』（名古屋大学大学院国際言語文化研究科）2 , pp.7 – 26.

原著論文

消費化／個人化の観点による情報社会論の再検討
―「情報化」から「情報の消費化／個人化」へ―

Reconsideration of the Theories of Information Society from a Viewpoint of Consumerization and Individualization

キーワード：
情報化，消費化，個人化，ゲーム理論，システム理論
keywords：
Informatization, Consumerization, Individualization, Game Theory, System Theory

東京農工大学　岡　野　一　郎
Tokyo University of Agriculture and Technology　Ichiro Okano

要　約
本稿の目的は，情報化と呼ばれる現象を，「情報の消費化」及び「情報の個人化」という観点から捉え直すことである。Websterが批判しているように，情報化という要因によって社会に何か質的な変化が生じたことを示すのは困難であるし，そもそもBellらの言う物質中心の社会から情報中心の社会へという変化自体が疑わしい。むしろ検討するべきなのは，情報に関して何が変化したのかである。本稿ではそのような変化として，「情報の消費化」及び「情報の個人化」を検討する。
まず，情報の消費化とは，資本主義市場がますます情報関連に広がっていくことを指す。製造業中心からサービス産業中心の社会への移行は，市場が覆う生活の範囲の拡大として理解できる。
しかし，情報化と見える現象のすべてが「情報の消費化」で説明できるわけではない。Castellsらの言う「ネットワークされた個人主義」は，「ネットワークの個人化」ないし「情報の個人化」として捉えることができる。Beckらは個人化を，リスク管理の責任がますます個人に課せられるようになる現象として描き出している。情報という観点からは，これは期待効用の最大化を目指すゲーム理論的人間観となる。これは「情報の消費化」と「情報の個人化」が重なることで生じたと言えるが，進化ゲームの知見は，私たちがゲーム理論的人間観になじまないことを示している。Beckらの示唆するシステム理論的観点からすれば，私たちは市場のみに巻き込まれるのではなく，多元的自己を持った存在として，個人化の時代を生きていく必要がある。

Abstract

This paper aims to analyze our society not from the viewpoint of informatization but consumerization and individualization of information. Our life is increasingly filled with information, but as Webster argues, describing our society as information society doesn't much help us understand its qualitative features. We should rather look into consumerization and individualization of information.

Capitalism forces consumers to buy commodities. Market was once mostly materialistic, but later capitalism has spread into more informational aspects of our life. This mechanism, which we call consumerization of information, helps us grasp the driving force of informational business.

Castells finds that "networked individualism" is the typical lifestyle of the network society. This suggests that information is not only being consumerized, but individualized. Beck's famous analysis of individualization reveals that it is not families or corporations but individuals that are taking charge of the course of their life. From the informational point of view, this means people are increasingly forced to act as players of game theory, where they calculate expected utility based on probabilistic information. Such orientation is the result of the mixture of consumerization and individualization of information. Evolutionary game theory, however, suggests that we human beings are not suited for such rational calculation but rather emotionally relate to other people.

Individualization may proceed in the future, but Beck and Beck-Gernsheim's theorization suggests that it is social differentiation into sub-systems that are driving individualization. If this is the case, consumerization of information should be limited to a certain degree, and multiple self would be the defining characteristics of the individualized society.

（受付：2015年10月29日，採択：2016年９月７日）

１　はじめに

本論文の目的は，情報をめぐる現在の社会状況を「個人化／消費化」の観点からとらえることである。

1960年代の情報社会論が，20世紀末にIT革命論として復活してから，かなりの年月になる。20世紀から21世紀にかけての時期は，デジタル・デバイドや社会関係資本，フレーミングなどをめぐって議論が起こったが，その後社会の大きな変化をめぐる議論は目立たなくなってきている。これはおそらくITなりICTが日常化し，過渡期の特別な現象がなりをひそめたということがあるだろう。しかしその間にも，情報流出，監視社会，著作権保護技術の強化，さらにはネット選挙など，変化は着実に起こってきている。IT革命後の今の社会を，我々はどういう視点で捉えればよいのだろうか。

それぞれについて議論はされている。しかし，その根拠づけとされるのは，せいぜい「情報化したから」というあたりではないだろうか。個人情報をめぐる問題が噴出するのは社会が「情報化」したからだろうか。著作権問題について著作権者と消費者の間で葛藤が続くのは「情報化」のせいだろうか。しかし，後述するように，情報化と言う用語の用い方には疑問点もあるし，ある種のマジック・ワードになっている面がある。その結果，諸問題への対応は，利害関係の調整という面が強まり，そもそもどうあるべきかという議論になりにくい状況となっているのである。

おそらく問題なのは，「情報化」ではなく，情報の何がどう変化したかである。特に一人一人の人間の立場に立って，情報への接し方が今どのようになりつつあるのかを考えたい。そこで本稿では，まず情報化理論の問題点を確認し，それに対して，見田による情報社会論を手掛かりとして，情報の消費化という論点を導入する。その後，消費化という枠組みだけでは捉えきれないもう一つの重要な現代社会の特徴として，情報の個人化について議論を進めることとしたい。

２　情報化理論の困難

情報化とは，社会なり何なりにおいて，ますます情報の量が増加し，重要になっていく過程と呼んでよいであろう。1960年代のBell等による議論の後，この考えは20世紀末のインターネットの普及によって，IT革命という形で再び注目されることになる。西垣（2001, p.20）によれば，1960年代の情報化はメインフレームを中心として生産者の側で起こったのに対して，IT革命は消費者の側での情報化である。いずれにしても，情報化が進展しているという認識があることになる。こういった情報社会論に対して，綿密な批判を行っているのがWebster（2014）である。Websterの主な論点として，「量的な変化」が「質的な変化」になぜ結びつくのかという問いがある。つまり，確かに時代が下るにつれて情報の量が増大してきたことは認めるとしても，そのことが現代を過去と違った特殊な時代にしたとなぜ言えるのか，たとえばそれを言うなら車の量が増えてきたが，現代は「車社会だ」という話は聞かない，といったことである。実際，情報の量というと，電信が登場し，今日的な新聞・雑誌が登場した19世紀にもそれは爆発的に増えたと言えるし，それなら19世紀も情報社会でなければおかしいのである。今の社会を，何か特別な社会と見る場合，過去との断絶を重視していることになる。Websterがそのような論者に含めるのはBell，ポストモダン論者たち，そしてCastellsである。それに対して連続を見るのが，Giddens，Habermas，Harvey等である。Websterは，断絶よりはむしろ連続を重視するべきだと指摘している。

そのような情報社会論の最新バージョンがCastellsの「ネットワーク社会」論であろう。社

会がネットワークを中心に構成されているという趣旨であるが，結局Castellsがネットワーク社会ということで言っているのは，ポストフォーディズム論や，Baumanのリキッドモダニティ論と似たような，社会の「フレキシビリティ」化のことである。西垣や木村もまた，「ネット社会」（西垣 2001），「情報ネットワーク社会」（木村 2001），「ポスト高度消費社会」（木村 2004）というように，情報以外の社会的側面を重視している。「情報」という概念はあまり有効ではなくなってきているのだろうか。

そもそも，すでに触れたように，Websterは情報社会論を「量の変化から質の変化を導き出そうとする論理」として批判しており，これ自体はまったく的確な批判であるのだが，実は情報が量的に増大してきたと言えるかどうか自体，決して自明なことではない。情報の量の増大は当たり前だと思われるかもしれない。車の量が増大してきたように，私たちの周りで情報がますます増えているのが明らかではないか，と。しかし，ここでポイントになるのは，Bell以来，情報社会論は「物質中心の社会から情報中心の社会へ」の変化として語られてきたということである。つまり，単にビットで数えた場合に情報の量が増えてきた，というのでは不十分であり，物質と比較して情報のほうが優勢になってきたということが言えなければならないのである。

しかし，実は理論的に考えて，これはかなりありそうにないことなのである。サイバネティクスの原理に依拠しつつ，吉田民人は次のように述べている。

> 物質－エネルギーと情報とは同一物の二面であり，いかなる形態の情報も物質-エネルギーの基体を離れてはありえない。…だが一方，いかなる形態の物質-エネルギーも，そのパタンすなわち情報を離れてはありえない。（吉田 1990, p.38）

> 生命の発生とともに記号が生まれ，エネルギー代謝の開始とともに情報処理がはじまる。それ以後のあらゆる自然の歴史は，もちろん人間と人間社会の発展を含めて，「エネルギー処理」とそのパタンをコントロールする「情報処理」との相互浸透的な進化・発展以外のなにものでもない。（吉田 1990, p.54）

「物質－エネルギーと情報とは同一物の二面」であるならば，その片方が増えて片方が減るなどということはありえないはずである。たとえば未開社会などを考えてみよう。狩猟採集民の生きる世界は，確かに自然と密着しているから，「物質的」に見えなくもない。しかし，彼らの神話的世界がとても豊かなものであったことは周知のことであり，彼らもまた，記号とその意味にあふれる情報社会を生きていたと言われれば，反論するすべがないのである。しかし，このように「情報化」という現代社会の捉え方に問題があるとしたら，今のこの，大量の情報機器によって彩られた社会は，いったい何なのだろうか。

3　情報の消費化

一つの論点となりうるのが，資本主義経済と情報との関係である。もともと，Bellをはじめとする論者たちが「物質から情報へ」の変化を語る際に有力な根拠としてきたのが，第一次産業から第二次産業を経て，第三次産業へと向かう産業構造のシフトである（Bell 1973=1975, 上巻第2章）。木村（2001）もまた，Bellの楽観的な知識社会論を批判しつつも，国内総生産の面でも，就業人口の面でも，製造業の黄金期が終わり，サービス産業中心の社会が登場したという点で，Bellの議論を踏襲している。サービス産業がネットワークに解き放たれる時代において，積極的に他の文化，社会と交流し「共創力」を高めよというのが木村の論点である。

第三次産業は非製造業なので，確かに産業の中に情報的要素が増えてきたということは言えそうである。これは一見，上記のような吉田のサイバネティクス的情報観と矛盾するように思える。これはどう考えればよいのだろうか。ここで，このような産業構造の変化は，あくまで資本主義経済の仕組みの中の話であることに注意する必要がある。資本主義経済と人間の生きる世界とは同一ではない。この点に注意を促しているのが見田（1996）である。たとえば南の途上国は貧困に苦しんでいるが，実はこの貧困は資本主義経済によってつくられたものであることを，見田は指摘している。

> 貨幣をはじめから必要としない世界の「貧困」を語るのは，空を飛ぶ鳥も野に咲く百合も収入がないから「貧困」だということと同じくらいに，意味のない尺度なのである。
>
> 現代の「南」の人びとの大部分が貧困であるということは事実だ。けれどもそれは，GNPが低いから貧困であるのではない。GNPを必要とするシステムの内に投げ込まれてしまった上で，GNPが低いから貧困なのである。（見田 1996, p.107）

このように，人々の生活する世界全体について見る場合と，資本主義市場の内部で見る場合とでは，話が違ってくる。しかし，私たちはついつい，後者だけで物事を見がちになってしまう。私たちの生活はますます，市場でモノを買うことによって成り立つようになってきているので，それが当たり前だと思ってしまうのである。

さて，見田は，19世紀の資本主義が「生産」中心のものだったのに対して，20世紀において「消費化」が起こり，これによって資本主義が完成したとする。

> このようにして「消費社会」は，資本制システムの論理自体の，消費の領域への貫徹であり一般化である。（見田 1996, p.30）
>
> 資本制システムはここに初めて，人間たちの自然の必要と共同体たちの文化の欲望の有限性という，システムにとって外部の前提への依存から脱出し，前提を自ら創出する「自己準拠的」なシステム，自立するシステムとして完成する。（見田 1996, p.31）

この点は，レギュラシオン理論ですでに久しく言われてきたことである。たとえばリピエッツは次のように言う。

> 図式的に述べれば，資本主義の最初の列強諸国において，第一次産業革命から第一次世界大戦までの間支配的であったのは，生産財の拡大再生産を中心とする外延的蓄積体制である。これにたいして，第二次世界大戦以降，主として支配的になったのが，大量消費の増大を中心とする内包的蓄積体制である。（Lipietz 1985=1987, p.52）

しかし，見田が20世紀の重要な転換点と見るのは，レギュラシオン理論が重視するフォードの登場ではなく，情報戦略を駆使したGMがフォードを抜いた年である。これは，見田がフォーディズムとポストフォーディズムを連続的に扱っていることを意味する[(1)]。つまり，見田は「情報化」と「消費化」を重なり合うものとして捉えているのである。一般に，消費化と言えば戦後の大衆消費社会，情報化というとポストモダンがはやった70年代以降というイメージが強いが，見田は当初より情報化によって消費化が促されたと見るわけである。たとえば「ココア・パフ」という商品を手掛かりとして，まったく同じモノに対して情報的付加価値を与えることで利潤を得ることが出来ることが示される。

このような見田の議論から，次のような知見を

得ることができるだろう。膨張を続ける資本主義経済は，最初は主に物質を市場経済の中に取り込んでいった。しかし，特に20世紀になって，サービスとしての形であれ，物質としての商品への付加価値としての情報であれ，ますます情報が市場に入り込むことになる。見田が「消費化」という名称で捉えている事態は「第一に欲望主体の，伝統的な共同体とその積層による限定と固定性からの解放。第二には，充足手段との直接の結合からの解離――共同体によって保証され，あるいはいっそう原初的には直接に自然によって与えられていた，充足の実現手段から引き離され，市場関係（消費財市場における，対象の商品としての購買）という回路をとおしてしか，自己を充足することのできない欲望の主体の大量的な創出」（見田 1996, p.30）である。情報がここでいう「充足手段」になっていくと考えるなら，このような事態は「情報の消費化」と呼ぶにふさわしいであろう。

以上のように現代社会を「情報の消費化」という観点から見ることのメリットは，何よりも著作権の強化や個人情報の流通の促進といった近年の動向を説明しやすいという点にある。著作物は，ますます「市場関係という回路」を通してしか入手しにくくなりつつある。個人情報も「市場関係という回路」をますます流通するようになる。このような現象は，「情報化」という言葉を使っていたのでは説明できない。著作権問題を情報化という論点だけで扱っていると，著作権の強化が当たり前のように見えてきはしないだろうか。著作物をすべて市場で扱う（つまり「消費化」する）ことが当たり前に見えて，先の見田のGNPの議論のように，市場以外での著作物をめぐる生活が見えなくなってしまいかねないのである。

4　情報の個人化

それでは，情報に関するすべてが「消費化」される方向で事態が進んでいるかというと，それは違う。すでにとりあげた論者たちによって,「ネットワーク社会」「ネット社会」「情報ネットワーク社会」といった表現が用いられている。いわば,「ネットワーク化」した社会，これが現代社会の特徴をなすと言えるのか，まずはこれを検討してみよう。実はここにも「情報化」と同じ問題が見えてくる。ネットワーク化は最近生じたことではない。運輸・通信が著しく発達した19世紀は，すでにネットワーク社会ではなかったのか？そのころと現代を比べた場合，何か質的な違いはあるのだろうか？それに，情報という概念同様，ネットワークという概念は脳のニューロンから社会まであらゆるものを記述できる一般的なものであるため，それがことさら近年になって生まれてきたとも考えにくい。すでに参照した吉田の観点からすれば，情報による物質－エネルギーの制御能力が高まるということが，情報が流れるネットワークの発達を意味するということではないだろうか。そうなると，近年の「ネットワーク社会」といった表現は，インターネットの急速な普及のアナロジーの感があり，だからこそWebsterは，Castellsの議論の中に，Bellと同様の「技術決定論」（Webster 2014, p.132）的発想を見て取るのである。

しかし，実はCastellsがネットワーク社会の特徴としてあげているのは「ネットワークされた個人主義」というものであった。Castells（2001=2009）　やWellmanら（Wellman and Haythornthwaite 2002）がこの言葉によって表現しているのは，個人個人がネットワークの単位になっているという事態である。だとすれば，起こっているのは「ネットワーク化」ではなく,「ネットワークの（すなわち情報の）個人化」と言ったほうがよいのではないだろうか。実際，IT革命のトピックとして繰り返し語られてきたのは「個人からの情報発信」であったし，個人情報に関しては，従来の受け身のプライバシーの権利に対して，

「自己情報コントロール権」という積極的な権利が主張されるようになった。著作権の強化も，一方では個人の側での引用やパロディを含んだ著作物の発信が広まってきている。これは，情報のやりとりがますます個人単位のものになってきたということである。吉見によれば，電話の普及期に電話機が「玄関，それも下駄箱の上などに」置かれていたのは，「電話は，家族のひとりひとりを外部の社会へ接続させていくメディアである」からだという（吉見他 1992, pp.64-65）。テレビも同様だが，特にインターネットの利用については個人を単位としている点が際立つ。そしてそれは，必ずしも，個人の力強さを示すものだけではない。ネットの利用が個人単位であることは，覚えきれないほど増え続けるパスワードの利用を思い起こせば分かるであろう。ネット上でどのように他者と交流をしようと，基本的なところでは個人個人はばらばらなのだ。

近代社会における個人主義の台頭については，DurkheimやSimmelをはじめ，すでに多くの論者が考察の対象としてきた。だが，20世紀末以降に顕著に表れてきた，社会が個人単位で動くようになる事態に，特に注目してきたのがBeckである。Beckらはこれを「個人化（Individualisierung/individualization）」と呼ぶ。Beckによれば，個人化それ自体は新しい現象ではなく，歴史上繰り返されてきたことである。ある制度が解体することで個人は自由になるが，また新しい制度へと組み込まれる。個人化は「解放」「安定性喪失」「再統合」からなるプロセスである（Beck 1986=1998, pp.253-254）。Beckは「第一の近代」と「第二の近代」を区別しているが，第一の近代においては，たとえば身分から解放された個人は階級へと再統合された。しかし，20世紀末の第二の近代における個人化には際だった特徴がある。

> 身分の代わりにあらわれるのは，もはや社会階級ではない。また，社会階級の結びつきの代わりにあらわれるのは，もはや家族という安定した準拠枠ではない。男性も女性も，個人自身が，生活世界における社会的なものの再生産の単位になるのである。…個々人が，家族の内外で市場に媒介された自分の生存保障と人生計画および人生編成の行為者となるのである。（Beck 1986=1998, p.158）

つまり，第二の近代においては，個人化した状態が新たな制度として定着し，標準化することになる。そのためBeckは現代の個人化のあり方を「制度化された個人主義」（institutionalized individualism）と呼ぶ。Beckの個人化論はリスク社会論の一環をなしており，リスク処理がますます個人へと帰責される事態を言い表したものである。たとえば「大量失業は，個人化という条件の下では，個人的運命として人間に負わされる。人間は，もはや社会的に公然とした形でではなく，しかも集団的にでもなく，個々人の人生のある局面において，失業という運命に見舞われる」（Beck 1986=1998, p.174）。つまり，先に述べた覚えきれないパスワードの例など，情報処理の負担がますます個人にかかっていることは実感できると思われるが，それだけではなく，個人による情報処理の負担は，人生全体に関わるようになってきているということである。そして，このような個々人によるリスク管理において重要になってくるのが，リスクが生起する確率を計算することである。そこで以下，「確率」という概念を手掛かりとして，Beckらの言う個人化を，個人が処理しなければならない情報という観点から考えてみよう。

個人によるリスク管理の典型例がインフォームド・コンセントであろう。インフォームド・コンセントの概念が生まれたのは戦後のことであるが，日本で真剣に議論されるようになったのは1990年代になってからであり，患者は必要な情報をもとに自分で受けるべき医療を選択すること

が望ましいとされるようになった。そしてこの場合の情報とは，多くの場合確率の形で示される。すなわち，この治療方法なら成功率は何パーセントで，ありうる副作用は…，別の治療方法の成功率は何パーセントで，副作用は…，というような形で，である。気象予報に降水確率が導入されたのは1980年のことである。天気予報で降水確率を用いることの根拠として挙げられるのが「コスト／ロス モデル」＝「特定の個人や企業は，気象状況に応じて対策をとる場合の費用（コスト）と対策をとらないために被る損失（ロス）および気象情報の精度を知ることにより，総費用の期待値が最も少なくなるように対策をとる（あるいは対策をとらない）ことができ，気象情報を効果的に利用することができる」(山田 2001, p.759)である。そして，放射能汚染の健康に対するリスクという，非常に困難な問題にも，このことは完全に当てはまるのである。

このようにまず，個人個人の人生は様々な成功の可能性，失敗の可能性を，それぞれの確率において持つものと見なされる。成功／失敗ももちろんその個人にとっての効用に照らして尺度化されている。次に，そのような情報を元にして，個人個人が自分の意志で行為を選択する。このような傾向を，「情報の個人化」と呼ぶことにしよう。そして実はこれは，ゲーム理論において定式化され，合理的選択理論の展開の中で前提とされてきた人間観に非常に近い。ゲーム理論，合理的選択理論においては，個人は自分の期待効用を最大化する選択肢を選ぶものとされるが，個人の行為 a によって得られる期待効用を$U(a)$ とすれば，それは$U(a)=p_1u(a_1)+p_2u(a_2)+p_3u(a_3)+p_4u(a_4)+\cdots$という式で表される。ここで，$u(a_1)$, $u(a_2)$…は a によって生じるであろう事態の効用であり，p_1，p_2…はそれぞれの事態が生じる確率である（佐伯 1980, p.169)。つまり，私たちはますます多くの場面で，ゲーム理論のプレイヤーのごとく振る舞うようになってきているのである。

このように，期待効用の最大化をめざして生きることを強制されることと，増え続けるパスワードの覚えにくさという些細な問題の間には，一つの大きな傾向が見て取れるのである。情報を管理する単位がますます個人レベルになり，個人個人がますますゲーム理論のプレイヤーとして生きなければならない社会とは，どのようなものなのだろうか。

5　ゲーム理論的人間観の特徴

すでに見たように，情報の個人化に見られるゲーム理論的人間観においては，期待効用についての情報を元にして，個人個人が自分で判断し決定することとなる。このうち前者は，効用の尺度化の原理であり，功利主義に基づくものと言える。実際，Collinsは，合理的選択理論を功利主義の系譜に位置づけ，これを「功利主義・合理的選択理論の伝統」と呼んでいる（Collins 1994=1997，第２章)。Benthamによれば，効用(utility）の原理とは，「その利益が問題になっている人々の幸福を，増大させるように見えるか，それとも減少させるように見えるかの傾向によって，…すべての行為を是認し，または否認する原理を意味する」(Bentham 1948=1979, p.82)。そしてすべての人の効用の総計を最大化するような社会制度なり立法なりがより良いものとなる。Benthamの場合個人の自由を否定はしないが積極的に肯定するわけでもない。Millによる自由の擁護は功利主義にとって必須のものではないのだ。したがって後者は，ここでは功利主義とは別の原理，すなわち自由主義（リベラリズム）からくるものと捉えておくことにする。したがって，功利主義と自由主義の結合によってゲーム理論的人間観が形成されたと言うことができる。

ゲーム理論がミクロ経済学の基本原理となっている何よりの理由は，ゲーム理論が含むこの二つの要素にあると言えるだろう。経済学は自由に行

動する個人を前提するが，それはまったくの自由というわけではない。個人個人の行動は計測が可能でなければならない。そして計測可能なものは市場で扱うことができるようになる。このように見てくると，情報の個人化は，資本主義経済の論理と複雑な関係にあるように思われる。前者の功利主義の要素については「消費化」と密接な関係があるものと考えてよいだろう。後者の自由主義については，必ずしも消費化すなわち完成された資本主義経済につながるわけではない。というのは，まず自由な個人が市場関係に関わるかどうかは自明ではない。また，フェミニズムが明らかにしてきたように，女性という個人は従来資本主義経済からは排除され，市場の外部としての家庭へと追いやられたのであった。資本主義経済はすべての個人を自由なプレイヤーとして巻き込むわけではない。

この点，Beckらはどのように個人化と資本主義経済の関係を捉えているのであろうか。Beckは「個人化は，人間が人生を営む上で，あらゆる次元において市場に依存するということを意味する」((Beck 1986=1998, p.261）と述べている。これだとまさに，個人化は資本主義経済の産物のように思える。だが一方で，Beckらは「(英語圏で用いられるindividualizationの概念と不可分の）自由市場における個人というネオリベラルの考え」と「制度化された個人主義を表すIndividualisierungの概念」を区別する必要があると言う（Beck & Beck-Gernsheim 2002, p.xxi)。

> 自給自足的な個人のイデオロギー的概念は，究極的には相互義務という発想の消失を意味する。だからこそ，ネオリベラリズムは福祉国家にとって必然的に脅威となるのである。Individualisierungを社会学的に理解することは，個人がいかにしてこの間違った自給自足のイメージを脱神話化できるかと密接に関わっている。選択の自由ではなく，自己の基本的不完全さへの洞察こそが，第二の近代における個人的および政治的自由の中心をなすのである（Beck & Beck-Gernsheim 2002, p.xxi)。

つまり，英語のindividualizationという言葉は，ネオリベラリズム的な経済思想と結びついており，ばらばらな個人が市場に投げ出され競争を行うことを意味する。それに対して，Beckらの考える個人化すなわちドイツ語のIndividualisierungは，あくまで他者とのつながりを前提としつつ個人が自立するというものなのである。このように，個人化と資本主義経済は別個のものでありながら，同時に「あらゆる次元において市場に依存する」という，独特の緊張関係があることが分かる。

しかし，それがネオリベラリズムの論理とは異なるのであれば，なぜ個人化した社会において人々はますます市場に取り込まれていくのだろうか。そしてまた逆に，ますます個人が孤立化していく社会において，何がBeckらの言う相互義務という連帯の手がかりとなってくれるのだろうか。Beckらの議論からは，この個人化の内実の複雑さは分かるのだが，その複雑さが十分解きほぐされていないように思われる。

情報の個人化に立ち戻って考えてみると，ゲーム理論的な状況についても同じことが言えそうである。先ほど，ゲーム理論を功利主義の系譜に位置づけたが，社会福祉や男女の平等（男女で効用は同じなのだから当然という合理的結論！）など，功利主義が個人の権利の発展に果たした役割は極めて大きい(佐伯 1980, pp.250-251)。だが，それにも関わらず，ゲーム理論的な状況は，個人個人のつながりを阻害し，社会を不安定にさせる危険をはらんでいるように見える。私たち人間は，そもそもどの程度まで「個人化」できるものなのだろうか。このことを考えるヒントが，実はゲーム理論そのものの中に含まれている。節を変えて，この点についてさらに考えていきたい。

6　私たちはゲーム理論のプレイヤーとして生きられるか

1976年に刊行されたDawkinsの『利己的な遺伝子（The Selfish Gene)』の初版では，ミーム（meme）の話が最後に置かれていた。Dawkinsの考えは，進化とは遺伝子が（利己的に）自分を複製していこうとする過程であるというものだが，ミームとは動物の模倣行動のことであり，これも新しいタイプの複製であるということで著書を締めくくっていたのである。これに対して，1989年に刊行された同書の改訂版では２つの章が最後に加えられた。そのうち１つはDawkins自身の著書『延長された表現型（The Extended Phenotype)』の要約であるが，もう一つの章は，Axelrod/Hamiltonによる反復囚人のジレンマゲームの紹介であった。

ゲーム理論において，秩序形成問題のモデルとして代表格であり続けたのが囚人のジレンマゲームである。囚人のジレンマゲームは，合理的に考えた場合相手を裏切ることが有利（効用が多い）である状況で，いかにプレイヤーが相手に協力するかが問題となるようなゲームである。囚人のジレンマは一回限りの場合と反復される場合で違った様子を見せる。政治学者のAxelrodは，繰り返される囚人のジレンマを生き残るための戦略を募集し，コンピュータ上において総当たりのリーグ戦を行った（Axelrod 1984=1987)。その結果，最終的に勝利したのは，Rapoportの「しっぺ返し（応報)」戦略（一回目は協調し，二回目以降は前回相手がとった手を選ぶ）であった。このゲームに勝った者が子孫をより多く残せると仮定すると，進化的にしっぺ返し戦略の数が増えていくことになる。Axelrodは社会生物学で著名なHamiltonの協力を得て，自身の研究を進化ゲームの理論へと発展させた。『利己的な遺伝子』の初版と改訂版の間に，進化ゲーム理論が産声を上げたのである。

Dawkins自身が気づいていたかどうかはともかく，このAxelrodらの研究は，まさに「ミーム」の発展形といってよい。しっぺ返しは相手のとった手の「模倣」に他ならないからである。しっぺ返しは，裏切った相手への報復となっているが，この報復行動は，個人の合理的判断の結果ではない。報復行動は合理的に考えると利得が低く，したがって社会に広がっていくはずがない。ゲーム理論は，合理的な計算を行う個人をプレイヤーとしてシミュレーションを行うが，このプレイヤーを遺伝子単位に置き換え，その自然選択のシミュレーションへと換骨奪胎したものが，進化ゲームである。このようにして，ゲーム理論が進化ゲームへと展開することによって，合理的な選択という前提は絶対のものではなくなってきた。

囚人のジレンマゲームの参加者は二人であるが，これをＮ人に拡大したもの（Ｎ人囚人のジレンマゲーム）を社会的ジレンマと呼ぶ。社会的ジレンマとは，合理的に利得を計算すれば，フリーライダー(ただ乗りをするもの)になることがもっとも有益であるような状況で，いかに成員を協力行動へと導くかという問題である。一つの解決策は，フリーライダーを罰するということだが，罰することにもコストがかかってしまう。ゲーム理論家たちが従来目標としてきたのは，「個人の利益を最大化することを目標とするプレーヤー」たちが集まる中からいかに秩序が生まれるかであった。しかし，山岸（2000）は，合理的な思考のみでは社会的ジレンマの解決は困難であると考え，感情の重要性を指摘している。たとえば，自分のかばんを盗んだ相手に対して「合理的」に対応するＡさんは深追いすることを避けるため,「Ａさんのものは盗み放題」という結果をもたらしてしまうのに対して，感情的に対応するＢさんは犯人を損得勘定抜きで追及するため結果として泥棒からねらわれにくくなる。理性的な人よりも感情的な人のほうが最終的に得をし，このような感情が進化の過程で発達してきたと，山岸は言う(2)。

ここまで，人間が確率的情報に基づいて選択を行う状況について考えてきた。もしも私たちがこのような行為選択の基準になじみやすいものであれば，これは社会がますます効率的になり，個人個人の効用を増大させていくことにつながるのだろう。しかし，以上のような進化ゲームの知見から，個人個人が期待効用の計算に基づいて合理的に行為を選択するという事態は，人間の本性（human nature）になじまず，また，社会を不安定にしかねないということが読み取れるであろう。そうでなくても，私たちの日常的な感覚は，確率計算にはなじみにくい点がある。天気予報が降水確率になっても，「結局雨は降るのか降らないのか」と考えてしまうだろうし，宝くじをはじめとするギャンブルがなくならないのも，私たちの頭が期待効用の計算になかなかなじみにくいからかもしれない（合理的に考えれば，宝くじを買わないことが期待効用を最大化するだろう）。

7　「情報の消費化／個人化」の行方

Beckは，彼の言う個人化（制度化された個人主義）とネオリベラリズムの論理を峻別していた。それにならうと，情報の観点からとらえた場合，現代社会は「情報の消費化」と「情報の個人化」が重なった状態として描かれることになるだろう。個人化とは，確かに様々な選択が個人を単位として行われていく事態である。しかし，このことだけでは必ずしも「あらゆる次元において市場に依存する」ことにはならない。「市場への依存」を決めるのは，個人が処理する情報の中身である。自分の周りの世界を計測可能なもの（可測性）として見る人はますます市場に依存することになる。しかし別の形で周りの世界を見る人は，個人単位で選択しつつも，他者との関係に配慮し続けることが可能である。その一方，個人化もまた資本主義経済にとって必須のものではない。佐藤（1993）によれば，資本主義を個人化したものこそプロテスタンティズムの倫理であったが，個人主義的ではない資本主義は色々あり得るし，日本的経営なるものもまさにそれ故に可能になったのであった。

しかし，個人化が資本主義経済にとって都合がよい場合もある。特に20世紀の消費化の段階において，それまでは市場以外の人間関係によって担われていた活動を市場内部に取り込もうとすると，個人化されていない人間関係は障害になるであろう。たとえば，従来ならば著作物を家族内で共有することは当たり前に出来たが，近年これは難しくなっている。家族内でのコピーのためコピーガードをはずす行為が著作権法違反とされるようになったからだ。これは家族内での情報の流通を市場化できるようになったということだが，そのための法改正が世論の抵抗なく進むためには，家族内での個人化が進んでいたことが当然有利に働いたであろう。あるいは，近年活用が進むビッグデータは，個人個人の（グーグル上での！）選択を総計したものである。人々が他者との対話ではなくビッグデータを選ぶことが，「群衆の知恵」の市場化に貢献するだろう。ビッグデータのための個人データの流通促進が，次の個人情報保護法改正の目玉となっている。逆に，個人化の側から見た場合，資本主義は個人に自由を与えてくれるという点で不可欠なものといえよう。それまでは身分制や家族の中で虐げられていた人たちに，近代において独立のチャンスをもたらしたのも資本主義経済であった。ただし，あらゆる面での市場原理の貫徹が，個人化にとってウェルカムというわけではなく，重要な対人関係まで代替してしまうと問題になる。

このように，資本主義経済と個人化は場合によって互いに利用できる関係となる[(3)]。ただ，両者には相容れない面もあり，特に消費化が極度の進展を見せるこの第二の近代という時代において，個人化と逆に対立する様相を見せつつある。たとえば，従来個人の自律の重要な要素だったの

が私的所有権であるが，ソフトウェアやデータに関しては近年ますますライセンス化が進み，消費者が「所有」できなくなる傾向にある。これも個人化が必ずしも資本主義経済の原理と合致しない一例であろう。

このような，個人化と消費化の微妙な関係は，今後どのような道をたどるのだろうか。今まで本稿では，そもそも「個人化」「情報の個人化」が進展する原因について議論してこなかった。従来の階級や家族といった制度が弱体化したから，というのは話の半分でしかない。なぜその後登場した社会制度が個人を単位としたものになる（なった）のであろうか。Beckらは理由を必ずしも明確に語ってはいないが，興味深い叙述がある。個人に，自分自身の人生を歩むことを強いるもの，またそれを可能にするものは，高度に分化した社会であるというのだ。

> 社会が，互いに交換不可能で接合も不可能な個々の機能的領域に分離すればするほど，人々はますます社会に対して，税納入者，車の運転者，学生，消費者，投票者，患者，製造者，父親，母親，姉妹，歩行者等々の一部の面だけで関わるようになる。多様で部分的には両立不可能な行為のロジックの間を行き来することで，解体の危機にあるものすなわち彼ら自身の人生を，自分で引き受けることを強制されるのだ。（Beck & Beck-Gernsheim 2002, p.23）

Beckらは当然，Luhmannらの社会システム理論を念頭に置いているものと思われる。Luhmannは次のように言う。

> 政治システムの分化は，第一に役割の水準において発生する。……単純な社会においては……ある人物の一つの役割における行動が，他の役割における彼の行動を推測する根拠を与えた。隣人として失格したものは戦士として信用されえなかった。……一方，分化した社会においては，役割の行使は役割のパートナー間での行動によって規制される。すなわち，そのパートナーがどのような他の役割を担っているかとは独立に，である。（Luhmann 1982, p.140）

たとえば従来ならば，男性であれば力が強く，酒が飲める／女性であればか弱く，家庭に入り…というように，多様な個人の属性が最初から結びついていたのに対して，システム分化した社会においては，男性だから働くとは限らないし，女性だからか弱いとも限らない。つまり，性別，労働，…といった領域が互いに分化するのである。

ここで気をつけておきたいのは，システムの機能的分化は，（Durkheimの言うような）社会的分業とは異なったものだということだ。むしろこれは，Simmelが論じた，社会分化と個性の発達のモデルに近い。社会的分業ならば，ある個人はある社会的機能を果たす集団に帰属し，別の個人はまた別の集団に帰属することになる。それに対して，システムの分化においては，一人の人間が，同時に多様な分化したサブシステムに参加する。

このようなシステムの分化は，まさにネットワークの分化に他ならない。先にLuhmannが使っていた例で言えば，従来は戦士としてのネットワークと隣人としてのネットワークは未分化であったのに対して，分化した社会においては，戦士として行うコミュニケーションは，隣人としての人間関係や評判とは独立したものとなってくる。このようなことは，インターネット上の様々なブログやSNSにおいて様々な「自己」を演じ分ける様子に典型的に現れている。従来これはリアルな「自己」に対する「バーチャルな」自己と見なされがちであった。しかし，バーチャルではない本当の自己がどこかにあるわけではなく，あるのはただ，多様なネットワークに参加する多様な自己なのである。

このように，一つのシステムが分化するという

ことは，個人の内面において自己が分裂することを意味する。そしてその多元的自己をどのように調整していくかという問題は，自分自身で引き受けるしかない。社会のサブシステムがこのような性格のものであれば，個人個人が閉鎖的な集団から独立することが，サブシステムの成立条件とならざるをえない。個人は身近な人びととの無限定的な役割関係から離脱して，抽象的な制度・多元的な役割の中へと入っていかねばならない。システム分化と個人化とは，かくして密接な関係にあることになる。

このような理解が正しいとすれば，今後の展望もかなり明確になる。システム分化が進行する限り，個人化は不可避のものだ。では，消費化との緊張関係はどうなっていくのかというと，機能的に分化した社会においては，「あらゆる次元において市場に依存する」ようなことはありえない。市場は数多くのシステムの一つに過ぎない。そして，個々のシステムにおいて，個人は他者とのネットワークをつくっていくことになる。Castellsらの言う「ネットワークされた個人主義」を，この意味で捉えるならば，「制度化された個人主義」は，「ネットワークされた個人主義」によって支えられなければならないということになる。個人は孤立しないが，これは，「多元的自己」を個人が引き受ける限りにおいてである。これを引き受けない限り，どれか一つのシステムから抜け出せなくなる。たとえば男性は経済システムに入り込んでしまい，女性は家族システムに入り込んでしまう。これらのBeckらの言う「ゾンビカテゴリー」を生きながらえさせてしまう。

8　おわりに

2015年６月22日（現地時間）に，米Googleは，デスクトップ版Gmailの正式機能として，「メール送信の取り消し」を追加した。送信ボタンを押してから最長30秒の間，メールの送信を取り消せる。メールを送信してしまってから，「しまった！」と思うことが多い人にとって朗報に思える。しかし，おそらくこの機能は，「しまった！」と思う時点を30秒先延ばしするだけである。私たちは何度も何度もメールの内容をチェックしているのに，なぜ送信した後になって不手際などに気がつくのだろうか。それは，送信する前には，他者としての視点でメールの内容を見ることができないからだ。それができるのは，送信して「とりかえしがつかなく」なった時である。したがって，「とりかえしがつかなく」ならないのならば，その30秒の間に不手際などに気がつくこともできないだろう。

このように，他者に対して開かれたコミュニケーションの本質をなすのは，「他者による否定の可能性」である。だとすれば，他者とのコミュニケーションすら個人によってコントロールしようとする上記Gmailのような方向性は，その対極にあるものと言えないだろうか。他者と切り離された個人をどれだけ技術によって支援しても，他者と本当につながることはできない。そして他者による否定の可能性こそが，私たちの生きる世界を拡大してくれるのである。

本稿では，現代の社会を「情報化」という視点でとらえることの困難さから出発し，かわりに「情報の消費化」および「情報の個人化」という視点を提案した。「情報の消費化」については，見田による議論を手掛かりとして，一見「情報化」と見える事態が資本主義経済の拡大の結果であることを示した。次に，Beckらの個人化論を手掛かりとして，個人個人が確率的情報をゲーム理論におけるプレイヤーのごとく処理しなければならない事態を「情報の個人化」として描いた。著作権や個人情報の諸問題を扱うために，「情報化の進展が理由で…」というのでは答えが見えない。ではすべてがネオリベラリズム的な市場中心主義のせいかというと，それだけではない。資本主義の内であろうと外であろうと，私たちは個人として

情報を処理しなければならない。しかしその情報とは，自分の効用を最大化するための道具となるような情報ばかりではない。他者との多様なネットワークから得られる情報であり，それは他者からつねに否定される可能性に開かれつつも，他者に投げかけ，また他者から投げかけられる情報なのである。

謝辞

本稿は，新社会学研究会（代表：庄司興吉東京大学名誉教授）における2015年６月13日（於：東京大学本郷キャンパス）の発表が元となっている。庄司先生をはじめ，議論に参加くださった方々に感謝したい。

注

（１） したがって，Websterの前述の区分に従えば，見田はHabermasやGiddens同様，近代化を連続的な事象として見ていることになるだろう。

（２） 生物の間でこのような協力行動がいつ頃発生したのか，はっきりしたことはまだわかっていないようである。アリやハチのコロニーは利他行動（自分の子孫を残すよりも，血縁者の子孫を残すことを優先する）の舞台として有名であるが，アリやハチのような血縁選択であれば，「利己的な遺伝子」の作用として明確に説明できる。しかし，血縁関係がない場合，たとえ協力行動が進化の過程で生まれたとしても，協力しないフリーライダーのほうが利得が大きくなり，協力行動は淘汰されてしまう。非血縁の利他行動については，チスイコウモリ（vampire bat）の事例が有名であるが，チスイコウモリがフリーライダーに対してしっぺ返しをしているかは不明であり，利他行動も再認されていない（長谷川 2002, p.196; 長谷川・長谷川 2007, p.107）。これに対して霊長類の場合はかなり明確であり，de Waal（1996=1998）によれば，チンパンジーをはじめとして，ヒヒや，さらにニホンザルのようなマカク属において，協力行動とならんで報復行動が観察されている。報復行動は，それ自体としては個体にとってたいした利益がない。いわば無駄な，過剰な攻撃である。しかし，この過剰な感情の爆発こそが，社会性を生み出す源泉となっているのである。

（３） ちょうど，上野が指摘するように，資本主義と家父長制は本来別個のものでありながら，歴史の特定の局面において「妥協」し，女性の無償の家事労働，あるいはパートタイマーとしての安価な労働によって資本が利益を得たのと似ていると言えるだろう（上野 1990）。

参考文献

Axelrod, R.（1984）*The Evolution of Cooperation*, Basic Books. = 松田裕之訳（1987）『つきあい方の科学：バクテリアから国際関係まで』CBS出版.

Beck, U.（1986）*Risikogesellschaft*, Suhrkamp. = 東廉・伊藤美登里訳（1998）『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局.

Beck, U. and E. Beck-Gernsheim（2002）*Individualization: Institutionalized Individualism and Its Social and Political Consequences*, Sage Publications,

Bell, D.（1973）*The Coming of Post-Industrial Society : A Venture in Social Forecasting*, Basic Books. = 内田忠夫他訳（1975）『脱工業社会の到来：社会予測の一つの試み』（上・下）ダイヤモンド社.

Bentham, J.（1948）*A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation,*

Blackwell. = 山下重一訳（1979）「道徳及び立法の諸原理序説」関嘉彦責任編集『ベンサム／ミル（世界の名著 49)』中央公論社, pp.69-210.

Castells, M.（2001）*The Internet Galaxy : Reflections on the Internet, Business, and Society*, Oxford University Press. = 矢澤修次郎・小山花子訳（2009）『インターネットの銀河系：ネット時代のビジネスと社会』東信堂.

Collins, R.（1994）*Four Sociological Traditions*, Oxford University Press. = 友枝敏雄他訳（1997）『ランドル・コリンズが語る社会学の歴史』有斐閣.

Dawkins, R.（1991）*The Selfish Gene*（New ed.）, Oxford University Press. = 日高敏隆他訳（1991）『利己的な遺伝子』紀伊國屋書店.

de Waal, F.（1996）*Good Natured: The Origins of Right and Wrong in Humans and Other Animals*, Harvard University Press. = 西田利貞・藤井留美訳（1998）『利己的なサル，他人を思いやるサル』草思社.

長谷川眞理子（2004）「行動生態学の展開」佐伯胖・亀田達也編著『進化ゲームとその展開』共立出版, pp.180-204.

長谷川眞理子・長谷川寿一（2007）『進化と人間行動』放送大学教育振興会.

木村忠正（2001）『デジタルデバイドとは何か：コンセンサス・コミュニティをめざして』岩波書店.

木村忠正（2004）『ネットワーク・リアリティ：ポスト高度消費社会を読み解く』岩波書店.

Lipietz, A.（1985）*Mirages et Miracles : Problèmes de L'industrialisation dans le Tiers Monde*, Editions La Découverte. = 若森章孝・井上泰夫訳（1987）『奇跡と幻影：世界的危機とNICS』新評論.

Luhmann, N.（1982）*The Differentiation of Society*, Columbia University Press.

見田宗介（1996）『現代社会の理論：情報化・消費化社会の現在と未来』岩波書店（岩波新書）.

西垣通（2001）『IT革命：ネット社会のゆくえ』岩波書店（岩波新書）.

佐伯胖（1980）『「きめ方」の論理：社会的決定理論への招待』東京大学出版会.

佐藤俊樹（1993）『近代・組織・資本主義：日本と西欧における近代の地平』ミネルヴァ書房.

上野千鶴子（1990）『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.

Webster, F.（2014）*Theories of the Information Society*（4th ed.）, Routledge.

Wellman, B. and C. Haythornthwaite（ed.）,（2002）*The Internet in Everyday Life*, Blackwell.

山田眞悟（2001）「コスト・ロス・モデルに基づいた天気予報の評価指数の提案」『天気』48（10）, pp.759-765.

山岸俊男（2000）『社会的ジレンマ：「環境破壊」から「いじめ」まで』PHP研究所（PHP新書）.

吉田民人（1990）『自己組織性の情報科学』新曜社.

吉見俊哉・若林幹夫・水越伸（1992）『メディアとしての電話』弘文堂.

研究

ネオ・サイバネティクスの理論に依拠した人工知能の倫理的問題の基礎づけ

Foundations of the ethical issues regarding artificial intelligence relying on the theory of neocybernetics

キーワード：
人工知能，倫理，情報倫理，ネオ・サイバネティクス，基礎情報学，オートポイエーシス
keyword：
artificial intelligence, ethics, information ethics, neocybernetics, fundamental informatics
autopoiesis

青山学院女子短期大学　**河　島　茂　生**
Aoyama Gakuin Women's Junior College　Shigeo KAWASHIMA

要　約
本論文では，ネオ・サイバネティクスの理論のなかでも特にオートポイエーシス論に依拠しながら，第３次ブームの人工知能を定位し倫理的問題の基礎づけを目指した。オートポイエティック・システムは自分で自分を作るシステムであり，生物の十分かつ必要な条件を満たす。一方，アロポイエティック・マシンは，外部によって作られるシステムであり，外部からの指示通りに動くように調整されている。この区分に照らせば，第３次ブームの人工知能は，人間が設定した目的に応じたアウトプットが求められるアロポイエティック・マシンであり，自己制作する生物ではない。それゆえ，責任を帰属する必要条件を満たさず，それ自体に責任を課すことは難しい。人工知能に関する倫理は，あくまでも人間側の倫理に帰着する。とはいえ人間は，しばしば生物ではない事物を擬人化する。特に生物を模した事物に対しては愛情を感じる。少なからぬ人々が人工知能に度を越した愛情を注ぐようになると社会制度上の対応が要される。そうした場合であっても，自然人や法人とは違い，人工知能はあくまでもアロポイエティック・マシンであることには留意しなければならない。

Abstract

In this paper, we seek to lay the foundations of the ethical issues revolving around how to place the third boom in artificial intelligence, while relying on the theory of neocybernetics, in particular autopoiesis theory. Autopoiesis refers to a self-producing system what characterizes living beings. However, the artificial intelligence developed in this third boom are allopoietic machines, which must give outputs in accordance with the purposes that humans have set, and do not produce themselves. Therefore, they do not satisfy the requirements of attributing responsibility, and it is difficult to impose responsibility on these artificial intelligences themselves. Therefore, the ethics related to this artificial intelligence simply reduce to ethics on the human level. Nevertheless, human beings often personify non-living things. They particularly feel affection toward things that are modeled after living things. If it comes to a point where too many people pour too much affection into artificial intelligence, we will have to deal with it on a societal level. Even in such a case, we must bear in mind that artificial intelligence are allopoietic machines and are different from natural persons and juridical person.

（受付：2016年６月１日，採択：2016年８月20日）

1　問題の所在

本論文の目的は，ネオ・サイバネティクスの理論に基づきながら，昨今の人工知能の現在地点を確認し，その方向性から見出せる倫理的問題の基礎づけを行うことである。現代社会には，すでに多種多様な人工知能が入り込んでいる。特定の人工知能ごとに個別に倫理上の問題を議論する前に，全体を俯瞰するような基準となるものさしが求められる。そうでなくては，人工知能をめぐる倫理は場当たり的かつ統一の取れない事態に陥ってしまう。本論文では，こうした大きな問題意識に立って，ネオ・サイバネティクスの理論を参照しながら，人工知能倫理をめぐる基本的な方向性を考察することとした。

人工知能の開発は，細かい違いはあるにせよ，「人間のように思考するコンピュータ」が目指されており，人間と機械との境界を越えようとする傾向が見出せる。そうした傾向に合わせるように，情報哲学の分野でも自然物と人工物との境界を設けず，情報的存在として生命／非生命を連続的に捉える理論も提示されている（Floridi, 2011）。K.Darling（2012）のように，基礎的な議論を経ないまま財産権を超えたロボットの保護について論じている研究者も現れている。しかし倫理的な問題において，生物と機械との差異について検討せず両者を同一線上に位置づけてよいのだろうか。こうした姿勢はいたずらに倫理の範囲を拡大してしまう恐れがある。ロボットに対して保護される権利を与えてしまえば，損壊したとしても捨てられない。あるいは人間が勝手に電源を切ったり改変したりすることが躊躇われる。人間が機械と対等に扱われる事態さえ招きかねない。責任を逃れるために人工知能それ自体に責任を帰属させる論法も出てくることが危惧される。これまで権利や責任の範囲は「生命なるもの」が必要条件であったが，人工知能が生命でないとすると，人工知能に責任を帰属させる立論はその必要条件を大きく崩すこととなる。生命と機械との差異は，倫理的議論の大きな分かれ目である。

けれども，人工知能の倫理をめぐる論考は多々あるが，生物と機械との差異をもとに検討した研究は見当たらない。2000年以降，人工知能もしくはロボットをめぐる倫理は大きく分けて２方向で議論が進められている。１点目は，ロボエシックス（roboethics）と呼ばれ，社会生活に組み込まれる人工知能と人間とのかかわりを探求しようとする方向性である(1)。たとえばD.Dennett（1997=1997）やD.Levy（2007），西條（2013）らの研究が挙げられる。２点目は，マシン・エシックス（machine ethics）と呼ばれ，いかにして人工知能に倫理的な側面を実装して道徳的な振舞いをするAMAs（artificial moral agents）を設計するかという方向性である。たとえば関口・堀（2008）やW.Wallach & C.Allen（2009），M.Anderson & S.Anderson（2011），久木田（2012），岡本（2012）らの研究が位置づけられる。これらの２方向の研究は，人工知能をめぐる倫理を考えるうえで示唆に富むものの，いずれも知能や感情に焦点が当たっており，生命と機械との相違についてはほとんど問題にしてこなかった。

しかし，この相違を議論せずに倫理的な問題を検討していけば，上述の課題が生じる。むしろ生命と機械との差異を踏まえたうえで，これまでの人工知能倫理の議論を整序-再編することが望ましい。これゆえ，本論文では最初に生物と機械との違いを議論の俎上に載せ，その立論をもとに人工知能倫理の基底的な領域を検討することとした。議論の過程で，倫理的責任の所在や倫理的配慮の必要性，道徳的共同体への包摂の可否，擬人化の問題についても扱っていく。

なお，2.2で述べるように人工知能の開発は多岐にわたっており，技術的には実現の道筋が比較的明確である短期的な計画もあれば，いくつもの技術的革新を経なければならない長期的な計画もある。それぞれは，後でいうアロポイエティック・

マシン／オートポイエティック・システムの開発計画に対応している。本論文では，倫理的問題においてこの２タイプの人工知能のあいだに大きな隔たりがあることを指摘するとともに，前者の人工知能をめぐる倫理的問題が喫緊であるため，その問題を中心に取り上げる。

２　オートポイエーシス理論に基づく生物と機械との相違点，ならびに人工知能技術の位置づけ

2.1　生物と機械との差異

本論文が依拠するネオ・サイバネティクスは，情報学の基礎理論であり，生物と機械との違いに焦点を当てつつ倫理的問題を考える理論的基盤を与えてくれる。ここでいうネオ・サイバネティクスとは，B.ClarkeやM.Hansenが使った用語であり，その核心はオートポイエーシス理論であるといってよい（Clarke & Hansen, 2009）。ラディカル構成主義や機能的分化社会論という特徴も挙げられるが，それらはオートポイエーシス理論の立場から導き出されるものである。オートポイエーシス理論は，H.R.MaturanaやF.J.Varelaが主に細胞や神経系，生物個体の認知機能に関する研究をもとにして学術的に定式化した（Maturana & Varela, 1980 = 1991）。オートポイエーシス（autopoiesis）とは，一言でいえば，自分で自分（auto）を制作（poiesis）しながら円環的に内閉したシステムであり，生命の十分かつ必要な条件を兼ね備えている（Varela, 1979=2001）。オートポイエティック・システムの定義を下に引用する(2)。

> オートポイエティック・システムは，構成素が構成素を産出するという産出（変形および破壊）過程のネットワークとして，有機的に構成（単位体として規定）された機械である。このとき構成素は，次のような特徴をもつ。(i) 変換と相互作用をつうじて，自己を産出するプロセス（関係）のネットワークを，絶えず再生産し実現する，(ii) ネットワーク（機械）を空間に具体的な単位体として構成し，またその空間内において構成素は，ネットワークが実現する位相的領域を特定することによってみずからが存在する（Maturana & Varela, 1980:78-79=1991:70-71）。

オートポイエティック・システムは，構成素の産出過程のネットワークであり，現れては消えていく構成素を絶え間なく産出しながらみずからを動的に特定する自己準拠的性質をもっている（図１）。過去の蓄積に依拠しながら絶えず自分を作っていくシステムである。

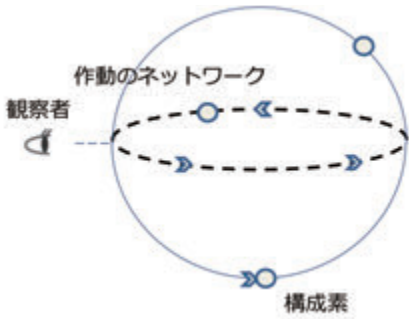

図１　オートポイエティック・システム

MaturanaやVarela自身は，原イメージとして，M.C.Escher作の「描きあう手」（drawing hands）をよく引き合いに出した。この絵画は，２つの手が互いに相手方を描きながら，両方の手が地の部分から離れて現出していくプロセスを視覚化している。オートポイエティック・システムは，絶えず自分で自分を作るように作動しながらみずからを環境と隔てて顕在化していくシステムであり，「描きあう手」のイメージと似通っている。

オートポイエティック・システムは，このように作動的に閉じているが，その内的原理に合わせて環境を知覚している。たとえば生物は，

その生存のために環境を知覚し捕食する。いわば，みずからにとって価値をもたらすと推定されるものを「図」としそれ以外のものを「地」としながら，不断に知覚を継続している。情報（information）の語源はラテン語のインフォルマチオ（informatio）から来ており，その原義は端的にいえば「生命にとって価値をもたらすもの」である(3)。生命がオートポイエティック・システムであり，そのなかで焦点化されていくものが情報であるといってよい。たとえば食物や異性, 敵, 気温などが情報として立ち現れてくる。

MaturanaやVarelaは，オートポイエティック・システムの特徴を際立たせるため，アロポイエティック・マシン（allopoietic machine）という概念も提出している。アロポイエティック・マシンは，オートポイエティック・システムの反対概念であり，「自動車のように，その機能が自分自身とは異なったものを産出する機械」（Maturana & Varela, 1980:135= 1991:242）であって，入出力関係に従属して動作するシステムである。すなわちアロポイエティック・マシンは，開放システムであり，ある入力をすれば常に一定の出力をするように固定化されているシステムである（図２）。

図２　アロポイエティック・マシン

オートポイエティック・システムと違い，アロポイエティック・マシンは，みずからを再帰的に存立させるのではなく外部からの介入によって成立せしめられるシステムであり，内部ではなく外的メカニズムによってその作動が決定される。たとえば，エアーコンディショナー（エアコン）である。当然のことであるが，エアコンは，フィルターや熱交換器，クロスフローファンなどの部品を自己制作するわけではない。それは外部にいる人間によって作られ適切に組み立てられている。人間がそのソフトウェアも作り，リモコンで設定した温度になるように調整されている。もし人間が設定した通りに動かず，冷房の指示を出したのに暖房しはじめたら故障である。エアコンは，アロポイエティック・マシンの典型的な例である。オートポイエティック・システムは自己準拠的に作動するのに対し，アロポイエティック・マシンは基本的に入出力関係に従属して作動する。

2.2　第３次ブームの人工知能の位置づけ

こうした概念区分に基づけば，第３次ブームで実現されつつある人工知能技術は，第１次・第２次ブームと同じく，アロポイエティック・マシンに位置づけられる。もちろん，IBMのWatsonのような高度なエキスポート・システム，あるいはディープラーニングを使った画像認識や音声認識，自然言語処理，さらには自動運転車やロボット兵器などは，仕事や遊び，交通，戦争などに大きなインパクトを与えていくだろう。周知のように，グーグルの人工知能は，ディープラーニングの手法を用いて膨大な計算を行い，猫の視覚的特徴量を教師なし学習でみずから見出している。音声認識も，ディープラーニングによってノイズの多い環境での認識率が高まった。こうした例はほかにもある。たとえば，視覚・聴覚・触覚を複合的に組み合わせたマルチモーダル情報を自動的に計算してカテゴライズするロボットが開発されている（長井・中村, 2012）。カメラやマイク，触覚センサーからのデータを計算しクラスタリングして，高い精度で物体を分類している。人工知能は，実践的な体験に根ざした概念形成にまで至っていないとはいえ，部分的にせよみずから物的概念を形成していると考えられる。また進化論的計算の手法を使った研究でも，コンピュータ

が自動計算する領域が拡大している。たとえばBrodbeckら（2015）は,「母ロボット」がモジュールを組み合わせて「子ロボット」を作り評価し，さらにその評価をもとに組み合わせを行い，自走するスピードが速いロボットを生み出している。母ロボットなる操縦機やその内部で自動計算するソフトウェア，子ロボットを構成するモジュール，実験方法，目標設定は開発者が制作しているが，母ロボットが進化的アルゴリズムに則り，モジュールを組み合わせて制限時間内に遠くまで移動できる子ロボットを自動で割り出すまでには至っている。こうしたことは技術上の確実な成果であるといえる。

しかし人工知能が機能するには，人間が要求仕様を固め，どのようなアルゴリズムを採用するかという設計仕様を確定し，それに応じてプログラムの命令と引数を細かく記述しなければならない。ディープラーニングでも，人間がTorchやChainer，TensorFlowなどのフレームワークを整え，そのフレームワークを利用しながら畳み込み層・プーリング層を多段に連結して後半に全結合層をつなげて関数で正規化する準備を予め施さなければならない。ソフトウェアばかりではない。人間がGPUなどのハードウェアも用意し，必要なデータはセンサーを設置して収集している。試行錯誤しながら，一定の入力に対して一定の出力がなされるように調整している。マルチモーダル情報のクラスタリングや進化論的計算の分野も，大きく変わらない。すなわち，人間の介在なしに特徴量（素性）の抽出が可能となったにせよ，精度が上がり柔軟性が増したにせよ，自動計算の領域が広がっているにせよ，第３次ブームの人工知能も，オートポイエティック・システムに近づきつつあるとはいえても，あくまでアロポイエティック・マシンに位置づけられる。

もちろん発明家R.Kurzweilが提唱した「技術的特異点」（technological singularity）以降では，人工知能は，人間の知能を上回り，それ自身を自己生産することが想定されている（Kurzweil, 2005=2007）[(4)]。群ではなく単位体のレベルでそうした状況が仮に実現すれば，オートポイエティック・システムと位置づけされ，生命の条件が満たされうる。後でみるように生命であるか否かは，責任の帰属が大きく分かれる分岐点であり，技術的特異点の前後では大きく倫理的問題の議論が変わってくる。自分で自分を作るという意味での自律的存在に人工知能がなるということは，いわば外部からのコントロールが効かないということである。哲学者N. Bostrom（2014）がいうように，いかにして人類の知能を超える人工知能を制御し，人間に害をもたらさないように設計するかというコントロール問題が生じてくる。人間の指示通り動作せず，人間と人工知能との対決というSF的な構図を想像することが可能な段階である。この段階では，人工知能自体が自己のコントロール権を有する。したがって，人工知能自体に行為者性を帰属することも可能であろうし，責任を帰属することも可能である。法的な責任を課す制度を作るならば，微妙ならざる差異はあるだろうが，組織に対して適用している「法人格」付与の手続きと似た手法を採ることが考えられる。なお社会学者N.Luhmannは，オートポイエーシスの範域を拡張し，生命と同じく自己創出性が見出せるものとして人間心理や社会を記述した（Luhmann, 1984 = 1993,1995）。それゆえ，ネオ・サイバネティクスの観点からすれば，人間とともに組織に人格を認めるのは一定の妥当性をもっている。

注意を払わなければならないのは，自律性（autonomy）という言葉の意味である。自律性という語は多義的である。自律型自動車（autonomous vehicles）や自律型武器（autonomous weapons）のように，自律的なマシンは製造可能とみなされることが増えてきた。しかしその自律とは，学習したパターンにしたがい新たな対象物を分類するといった意味であり，

「自動的」という言葉に近い。これに対して，オートポイエティック・システムもその特徴を自律という語で表現できる。ただし，ここでいう自律は外部からの働きかけではなく内部の原理に則って作動し，自分で自分を作るという意味である。前者は技術的に実現可能と予測されるのに対し，後者については実現の道筋がはっきりとはみえていない[(5)]。

2016年現在，自己産出する人工知能は，その到来を想像はできるものの，あるいはWhole Brain EmulationやWhole Brain Architectureのような興味深いプロジェクトが進んでいるものの，その技術的成果がみえていない段階であるといってよい。これまで人類が発明してきたテクノロジーはすべてアロポイエティック・マシンである。生命の起源が不分明である以上，オートポイエティック・システムの人工知能が生まれる可能性は皆無ではない。しかし有史以来そうしたテクノロジーが制作されておらず，自己制作する人工知能の実現は困難が予想される。長らく開発が進められている自己反映計算の機能を高めなければならず，加えてハードウェアも作って必要なデータはセンサーを設置して集めてこなければならない。また，外部を測定しそれに対応する能力の汎用性を高めなければ，すぐさまトラブルが生じるであろう。さらに，自己制作する人工知能は，人間によるプログラミングが必要なくなる一方で外部からの制御可能性が低くなり指示通り動くか分からないため，企業がどこまで市場価値を見出して開発・販売に労力をかけるかは未知数である。販売に乗り出す場合，「意図通り動かなくとも故障ではありません」と説明書きを入れなければならないことは想像に難くない。したがって，緊要かつ切実なのは，現代社会に早期に組み込まれる可能性の高いアロポイエティック・マシンとしての人工知能にかかわる倫理的問題である。特化型人工知能／汎用型人工知能の区分でいうと，先に特化型人工知能が社会生活空間に入り込む。特化型人工知能とは，その名の通り特定のタスクをこなすために開発された人工知能であり，別のタスクへの汎用性がない。特化型人工知能はすでに実現されている技術もあり，こうした人工知能をめぐる倫理的問題を考慮することは喫緊の課題である。

3　倫理的責任（moral responsibility）の帰属

3.1　人工知能に責任を帰属することの困難さ

オートポイエティック・システムは，その内的原理に基づいて動作する。つまり，その内部にシステム自体をコントロールする作用がある。それゆえ，オートポイエティック・システムに倫理的責任を課すことは可能である。もちろん，すべてのオートポイエティック・システムが責任を取る条件を満たしているわけではない。植物やペットは，生物でありオートポイエティック・システムであるが，罪に問われない。犬が人を噛んだら責は飼主に帰せられる。子供が暴力沙汰を起こせば，親にも非難は及ぶ。すなわち，行為者と責任者は概念上区別されるのであり，オートポイエティック・システムでありかつ善悪の分別がつくとみなされる人物のみが倫理的責任を帰属させられる[(6)]。逆にアロポイエティック・マシンは，生物でもなく外部からの指示にしたがい動作するため，責任が帰せられる公算が低い。窓ガラスが割れて怪我をしたとしても，窓ガラス自体に対して責任が追求されることはない。エアコンが壊れて熱中症で人が死んだとしても，エアコン自体が起訴されることはない。したがって，オートポイエティック・システムであることは，十分条件ではないが責任を帰すための必要条件である。自分で自分を作る人工知能でないと，責任は帰属できない。

「コンピュータが殺人を犯したら，だれが罪に問われるのか」というありふれた問いがある。ネ

オ・サイバネティクスの理論に基づけば，その回答は自己制作する性質を備えているか否かによって分かれる。アロポイエティック・マシンの人工知能が暴走し危害や損害が生じれば，罪に問われるのは人工知能側ではなく所有者や開発者，販売者といった人間側といえる。その作動は人間側が定めているからである。それゆえ，自己制作していく人工知能を開発していく道筋が明確につかめていない現段階では，人工知能自体の倫理ではなく人工知能に携わる人間側の倫理に焦点を当てることが望ましい。

冒頭で述べたAMAsの設計についても，いかにして人間が用いている倫理的推論をコンピュータ技術者がAMAsに実装していくかに力点が置かれている。WallachやAllenはロボットが備えるべき倫理的価値のレベルを「operational morality」「functional morality」「full moral agent」の3段階に分け，トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの両面から自律性と価値に対する感受性を高めるように人間が関与するべきという（Wallach & Allen, 2009）[7]。operational moralityとは設計者が明示的に埋め込んだ倫理的対応のみを示すレベルであり，functional moralityとは教えこまれたパターンをもとにして機械自体が倫理的な問題に自動的に判断を下すレベルである。現存する人工知能の大半は，operational morality の段階であり，functional moralityの水準に到達している機械であってもその初歩段階にすぎない。最上位のfull moral agentは，自己反省するレベルであり，現時点では実現にはほど遠い（Wallach & Allen, 2009: 34; Wallach & Allen, 2012）。いうなれば，AMAsもアロポイエティック・マシンであり，人間がどのような点に着目して倫理的判断を行わせるかを決めている。

人工知能がアロポイエティック・マシンの段階にある場合，有名なI.Asimovのロボット3原則は意義を有するだろうか。「第一条　ロボットは人間に危害を加えてはならない。また，その危険を看過することによって，人間に危害を及ぼしてはならない。第二条　ロボットは人間にあたえられた命令に服従しなければならない。ただし，あたえられた命令が，第一条に反する場合は，この限りでない。第三条　ロボットは，前掲第一条および第二条に反するおそれのないかぎり，自己をまもらなければならない。」（Asimov, 1950 = 2004:5）の3原則である。このロボット3原則は，ロボット自身が自意識をもっていることを前提としている。自意識は，心理レベルでのオートポイエティック・システムから生まれてくると考えられるが，この自意識が現出しないとすれば，それは柴田正良が指摘するように単なる仕様書であり，家電製品が求められる3原則にすぎない。「（一）安全（人間を危険にさらさない），（二）従順（人間の意図通り動く），（三）堅牢（簡単には壊れない）」（柴田, 2010: 23-24）である。そうした意味で, ロボットという言葉の原義である「労働」「隷属」に合った原則といえる。

誤解を避けるために付け加えておくと，AMAsの設計の取り組みに見られるように，倫理の基準を埋め込んだアロポイエティック・マシンが作ることは十分に可能である。たとえば功利主義が正義であるとすると，その原理を基準とする自動運転車は正義の判断が組み込まれているといえるだろう。しかしそれは，人間が考える正義をプログラミングしてインストールしたルールに基づいて動くだけであり，自動運転車が正義について内発的に思考した帰結ではない。そのため，正義に基づく判断がつくように見えるアロポイエティック・マシンは，あくまで人間によって作られたものであり，その責任は人間もしくは人間社会が引き受けるべきである。

3.2　自動運転車やロボット兵器を事例として

こうしたことを踏まえ，紙幅の都合上，近年注目を浴びている自動運転車やロボット兵器を取り

上げ，それらにかかわる応急の倫理的問題について簡潔に述べる。これらは，自己制作する人工知能であれば指示通り動くとは限らず，アロポイエティック・マシンとして開発が進められると想定される。まず自動運転車の欠陥にかかわる事項である。内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）（2015）は，自動運転レベルを4段階に分け，レベル４「加速・操舵・制御を全てドライバー以外が行い，ドライバーが全く関与しない状態」を完全自動走行システムと名づけた。そのレベル４に位置する完全自動運転車は，準自動運転車に比べて開発企業等にとってリスクが大きいといえる。アロポイエティック・マシンである完全自動運転車自体に責を帰すわけにはいかないからである。また，しばしば指摘されるように，事故を起こしたときには，製造物責任法がソフトウェアに適用しがたいにせよ，責任を問われてしまうからである。異常気象で環境が大きく変わり画像認識がうまくいかず誤作動を起こしたら，それは設計上のミスである。アメリカの非営利組織FLI（Future of Life Institute）は人工知能に関する公開書簡を発表しているが，その文書には次のような皮肉めいたコメントが載せられている。「自動運転車の導入によっておよそ４万件の交通事故死がなくなったとしても，自動車メーカーに寄せられるのは２万通の感謝の手紙ではなく，２万件の訴訟かもしれない」（Future of Life Institute, 2015a）。自動車メーカーの立場からすると，責任の帰属を逃れるためには，たとえ技術的に可能でも完全に自動運転化はせず，一歩手前の準自動で止め，人間にハンドルを握らせたほうがリスクの低減にはなると考えられる。もしドライバーの運転と自動運転車の判断に齟齬が生じたときは，人間の操縦を優先させなければドライバーの過失を問えない。運転者側にコントロールする機会が与えられていないからである。その帰責は自動車メーカー等が負う可能性が高い。

ただし自動運転車の市場規模は，高齢者や障がい者，運転免許非保持者の人数，飲酒しても自動車移動を可能にすることなどを勘案すると，けっして小さくはない[(8)]。交通事故や排気ガスの減少，移動時間に別の作業に集中できるといった効用も期待されているが，運転できない人たちの自動車移動を可能にすることは，そうした人たちに対するバリアフリー／ユニバーサルデザインの実現であり，倫理的配慮にもつながる。それゆえ，自動運転車に合った保険制度を確立し，保険会社と自動車メーカー等が包括的な契約をして完全自動運転者を販売する方策が採られるかもしれない。『日本経済新聞』が報じたところによれば，東京海上日動火災保険株式会社は2014年に自動運転に対応した自動車保険を検討しはじめている（瀬川ら，2016）。すでにドローンは保険が作られており，たとえばDJI社は製品「PHANTOM3」を三井住友海上火災保険株式会社の業務保険つきで売り出している。 そうした先行する例を参考にして保険制度を構築することになると予想できる。安全規格も必要とされるだろう。

自動運転車の設計思想にも倫理的な問題が含まれている。自動運転車が回避しきれない事故に直面した場合，どのような倫理的な基準を採用してハンドルを切るかは前もってルール化しておかなければならない。J-F. Bonnefonらのオンライン調査（2015）によると，人々は功利主義的な意思決定を支持している。たとえば，自動運転車が直進すると10人が死亡する。進路を変えると1人が死亡する。そうしたときには，進路方向を変え，より多数の人々を救うようにプログラミングしておくことが肯定的に受け止められている。自己犠牲が伴う場合でも同じであった。功利主義的な判断は，現行の刑法37条「緊急避難」の措置に適合しており，社会的な同意が得られやすいと想定される。もちろん，自由主義や共同体主義に則った意思決定も可能であろう。こうした倫理的意思決定も，人間の責任の範囲として受け止め議論を重ねてからロボットに埋め込むべきである。

責任の所在を別にすれば，完全自動運転車に対する懸念として，そこに爆弾を積めば次に述べるロボット兵器となることが挙げられる。これは，アメリカのDARPA（国防高等研究計画局）が自動運転技術のコンテストを実施していたことから容易に連想できることである。

次にロボット兵器である。ロボット兵器は，遠隔操作もしくは自動で相手に攻撃を仕掛けることができ，すでに開発されている。例としては無人飛行機や無人偵察機，自動機関砲が挙げられる。自動運転車と同様，あるいはナイフや拳銃と同様，ロボット兵器自体に責任を帰すことは難しい。ロボット兵器の製造や使用者などの人間側に責任は帰属する。ロボット兵器は，味方の兵士の危険性を減らすため需要が高い。しかし，敵やその周囲にいる人々への人道的配慮については疑義を挟まなければならない。ロボット兵器を使ったからといって人命を奪うことには変わりがない。あきらかにAsimovのロボット３原則からは外れている。

自動ロボット兵器は，事前に設定した条件にあった人間に攻撃を加える。けれども，学習したパターンで実際にどれほど敵と味方の区別をつけられるだろうか。人工知能が顔認識していると判断すれば，敵は顔を布で覆うだろう。全身の画像認識であれば髪型を変え服も変えるだろう。軍服を脱ぎ私服を着ていたら，敵側の民間人との区別はつきにくい。ディープラーニングによる画像認識の精度が人間並みになったとはいえ，そうした識別ができなければ誤射・誤爆を招いてしまう(9)。

P.W.Singer（2009=2010）が述べているように，アメリカのロボット研究者はDARPAからの資金援助を受けていることが多いが，それを拒否する研究者もいる。みずからの技術が戦争に使われることに耐えきれなかったからである。こうした姿勢は，サイバネティクスの父N.Wienerを思い起こさせる。Wienerは，第２次世界大戦中，フィードバック制御に基づいた弾道計算の研究に従事した。しかしその後，日本への原子爆弾投下に精神的ショックを受け，軍事研究からは距離をとり，科学者による軍事研究を厳しく非難した。いうまでもなく，Wienerのサイバネティクスは，本論文で依拠しているネオ・サイバネティクスの源流である（西垣，2010）。日本学術会議は，戦時中に科学者が兵器開発に従事したことを省み，1950年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」をしている。FLI（2015b）もまた，自動ロボット兵器が火薬や核兵器に続いて戦争に革命を引き起こすものであるとし，その禁止を強く訴えている。

4　擬人化

4.1　擬人化の先鋭

第３次ブームの人工知能は，生物（人間）ではない。とはいえ，さまざまな場面で擬人化―ネオ・サイバネティクスの用語になぞらえていえば，擬似オートポイエティック・システム化―はすでに起きており，これから後そうした傾向にますます拍車がかかる可能性がある。

シミュラクラ現象にみられるように，コンピュータ技術の有無にかかわらず元来，人間はさまざまな事物を擬人化してきた。自動車を前からみたときに顔のようにみえるときがある。人面魚もそれに類する。それ以外にも，ギリシャ神話にあるピグマリオンが彫った乙女像，人形浄瑠璃，チェコの人形劇など例は数多い。

コンピュータ技術に関しても擬人化が生じている。人工知能研究の初期に開発されたELIZAも擬人化の例である。ELIZAは簡単なルールにしたがって言葉の意味も分からず回答しているだけだが，ユーザーはその会話のなかで相手が人間であるかのように感じ，のめり込んだことがあったという。また，不倫サイトといわれる「Ashley Madison」では，ユーザーが会話ロボットを人間の女性だと思い込んでサービスを利用していた（Pagliery, 2016）。LINE公式アカウントの「パン

田一郎」「りんな」，ウェブサイト「脳内カレシ具体化計画」といったサービスも，こうした例に属す。世界的な人気を誇る初音ミクも，声優の声の入った単なるボーカロイドではなく，キャラクターのイラストや年齢等のプロフィール設定をしたことで擬人化が引き起こされた。事実，初音ミクがまるで身体をもったかのように「そんな高音苦しいわ」と歌う曲が作られ話題となった。

あるいは，将棋の電王戦も擬人化の例として挙げられるだろう。コンピュータ対人間といった構図で電王戦が報道され，ハードウェアもソフトウェアも人間が作っているにもかかわらず，将棋用コンピュータを作っている人間の存在が意図的に消去され語られることが多い。すなわち，コンピュータ自体が機械学習の方法も含めてすべて行っているかのように擬人化されている。ペリパーソナル･スペースのような考え方を借りれば，電王戦は，コンピュータを使った人間と使わない人間との異種格闘技戦にすぎないが，そのような見方で語ると耳目を集められないと考えられる。作為的に擬人化している様子が見て取れる。報道記者以外の言葉としても，棋士自身が「コンピュータは怖がらずにちゃんと読んで，踏み込んでくる。強いはずですよ。怖がらない，疲れない」（山岸，2013）とコメントしており，対戦者の目線でも擬人化が起きていることが窺われる。

人間の姿形のイメージは擬人化に必ずしも必要とされない。たとえば，B.ReevesやC. Nassの実験によれば，我々は，単なるコンピュータであってもまるで人間であるかのように接する（Reeves & Nass, 1998 = 2001）。彼らは，ある実験でコンピュータに対して我々が礼儀正しく振る舞うかを検証している。実験の方法は，まずコンピュータが一通りの豆知識を被験者に教え，次に被験者が豆知識の印象をアンケート方式で回答する。この回答の方法で２通りのものを用意し比較考量する。豆知識を教えたコンピュータと同じ端末で豆知識の印象を聞く場合と，別の端末で印象を聞く場合との比較である。その結果，被験者は，同じ端末で評価した場合のほうが，別の端末で評価より肯定的な回答を行った。すなわち，我々が人間相手に示しているのと同様，豆知識を教えたコンピュータに対しては礼儀正しく接した。

また，相手を人間のように扱ったケースではないが，４本足で犬のように足を動かすロボットを蹴ったところ，可哀想という声が相次いだ（CNN, 2015）。擬人化ならぬ擬生命化が起きている。

実際には，人間の姿形のイメージが前景化している場合のほうが擬人化は喚起されやすいと想定される。自動販売機や電子レンジもロボットといえるが，そうした機器に人間性を見出す人は稀であろう。人間の姿形のイメージが伴う例は，各種オンライン・サービスのアバター，あるいはPepperのようなロボットが挙げられる。目があり，顔が動き，また手足を動かしながら話しかけられると，人間は親近感を引き起こされやすい。今後，人間とのスムーズなやりとりが可能になるような人型ロボットが生活の場に置かれていくだろう。ペットのような仕草をするロボットとしてはAIBOやパロなどが有名だが，人々はそれぞれのロボットに愛着をもち特別性―ほかの同じ機械では代替できない，かけがえのなさ―をしばしば感じている。人型ロボットにも同じような感情移入が起きることが想定される。性愛の対象としてのロボットも登場する可能性がある（Levy, 2007; 西條, 2013）。

4.2　擬人化に伴う倫理的問題

擬人化された人工知能に行為者性を付与することは既に行われている。代表的な例は先述した将棋の電王戦である。アメリカのNHTSA（運輸省道路交通安全局）が2016年２月に自動運転車の人工知能を運転手とみなせる可能性があるとの見解を示したが，この見解にも擬人化が生じており，人工知能に行為者性が帰属されているといえる。ただし，これらはあくまでも擬人化であり，実際

は設定した目標値に向かって計算処理をしているアロポイエティック・マシンである。人間が機械学習の手法や教師用データ，各種のハードウェアを整えている。擬人化による行為者性の付与で危惧されるのは，人工知能が高度化し汎用化してくると人間の尊厳が問われてくることである。とはいえ擬人化は，行為者性の付与までで留めることが望ましい。倫理的責任にまで推し進めると，事故が起こったとしても誰も責任を取らない無責任状態が引き起こされかねかいからである。

ロボットとの間に倫理的な関係を結べるか否かも重要な論点である。繰り返し述べるように，自己制作しないロボット自体は生物（人間）ではない。アロポイエティック・マシンである。倫理は他者との関係で生じるものであるため，ロボット自体に倫理的配慮をする必要はない。I.Kantのよく知られた道徳律「他者の人格を単なる手段としてのみならず，目的としても尊重すること」にしたがわなくともよい。24時間休みなく動かせたり，売買したり，また故障したら廃棄しても差し支えない。崩壊した建物の内部のような危険性の高いところにロボットを送り込んでも構わない。ロボットが生命ではないがゆえの利便性である。そして，便利／不便の尺度だけでロボットを測っても人権を不当に傷つけたことにはならない。万が一，ロボットに「人権」を与える「ロボットの権利」を打ち出すなら，便利／不便の尺度の放棄が半ば伴う(10)。また，生命（人間）ではなく，ましてや法人のような社会レベルのオートポイエティック・システムですらない存在に人権を与えるという論理的飛躍を埋め合わせる立論が不可避となる。

もちろん人工知能は，人間の道徳的共同体にも属さない。Bostromは次のように述べている。「欲求に関しては，人工知能は人間との共通点がほとんどない。地球外生命体よりも共通点を見出すことは難しいだろう」（Bostrom, 2014:106）。地球外生命体がいるとしたら，それは進化のプロセスを経ており，人間もまた生命が誕生してから約40億年のオートポイエティック・システムの来歴を引き継いでいる。けれども，人工知能はそうではないからである。人工知能が道徳共同体に組み込まれるためには，人間と同じような生理学的知覚構造も要件だが，少なくとも他者の心のうちを推し量る能力は欠かせない。ネオ･サイバネティクスの用語でいえば，オートポイエティック・システムとして他者の心理を眺める観察者の能力である。自分と同じように他者も思考と感情があり悩み苦しむ存在であることが見出せてはじめて，他者への倫理的配慮がもたらされると考えられるからである。そのほか，人工知能にも寿命や病気，死がなければ，人間の喜びや悲しみ，宗教などについて理解が及ばないと想定される。たとえ自然人ではないロボットに「人権」を与える手順が踏まれたとしても，ロボットが組み込まれた社会における正義をいかに考えていくかという課題が立ちはだかってくる。

ただし擬人化のことを考慮すれば，人工知能に愛着をもち特別性を感じている人たちへの配慮が必要となってくるだろう。AIBOは，1999年から2006年までソニー株式会社が発売した犬型ロボットであるが，2014年３月まで長らく修理サポートが継続されていた。しかし，ソニーによる修理サポートが打ち切られた後も，修理に対する要望は根強く，ソニーのOBが立ち上げた会社には修理依頼が次々と押し寄せている（宗像，2015）。論理的にみれば，犬型ロボットはぬいぐるみとさほど変わらない。しかし愛着のあるぬいぐるみに旅をさせるツアーも人気であることを考えると，それほど不思議ではない。もし動物型ロボット・人型ロボットにあまりにも愛情を注ぐ人が続出すれば社会的にも対応を迫られると考えられる。動物型ロボット・人型ロボットについては修理サポートを長めに設定することや動物愛護法に似た法制度が求められる可能性がある。動物愛護法が制定されたねらいとしては，その第一条に

示されている通り，動物を守ることによって人間社会に生命尊重の思想が醸成されることが挙げられる。人工知能の保護がそうした目的に合致する段階に達したならば検討しなければならない課題である。

また1990年代後半以降，インターネット依存（嗜癖）が社会問題化した。オンラインゲームを中心にしてインターネット上の活動に極度に夢中になり，それ以外の生活に支障が出る人が続出している。認知療法や行動療法による治癒が期待されている（河島, 2015）。インターネット依存の研究で蓄積された知見をもとにして，ロボット依存の判定基準や治癒させる医療サポートすら必要になることが想定されうる。

ロボットへの愛は，セラピーロボットに見られるように人間を慰撫する一方で，ビジネスのターゲットとなる。恋人や子供に接するような感情を抱かせグッズを売っていく商法が予期される。また，「心理的依存の対象となったロボットから発せられる情報は，より耳を傾けるべきものとしてユーザーに受け取られかねない」（西條, 2013: 45）。したがって，広告の規制も想定されうる。

5　結語

本論文は，個別的な議論に入る前段階として，人工知能倫理を考える基本的な枠組みを提示することを目指している。人工知能倫理に関する既往の研究では生命と機械との相違点が等閑視されていたが，本論文では，ネオ・サイバネティクスの理論に基づき，生物（人間）／機械の区分を人工知能に適用して倫理的問題の基礎づけを試みた。このことにより次の言明が導かれる。第3次ブームを支える人工知能は，人間が設定した目的に応じたアウトプットが求められるアロポイエティック・マシンであり，それ自体に責任を帰属することは難しい。人工知能に関する倫理は，あくまでも人間側の倫理に帰着する。人工知能は，倫理的配慮の直接的対象にはならず，道徳的共同体にも含まれない。とはいえ人間は，しばしば生物ではない事物を擬人化してきており，人工知能の擬人化が進んでいる。特に生物を模した事物に対してはその傾向が顕著である。少なからぬ人々が人工知能に度を越した愛情を注ぐようになると，そうした人びとに配慮した社会制度上の対応が要される。その場合であっても，自然人や法人とは違い，人工知能はあくまでもアロポイエティック・マシンであることには留意しなければならない。万が一，ロボットに「人権」を与える必要性を訴えるなら，かつてない大きな論理的飛躍を埋め合わせなければならない。

自動運転車などの例にみられるように，人工知能はこれまでにない倫理的問題を喚起している。人間が運転する場合は，不測の事態に対応するにしても反射的に判断するだけであって，倫理観が問題視されることはない。しかし，完全自動運転車で想定されている計算スピードはきわめて高速であり，事前のルールに基づいて動作を決める時間的余地が生じる。したがって，前もってどのような設計思想でアルゴリズムを組み立てるかが問いとして提起された。このように新たな技術が実現されることによって倫理的問題が引き起こされる例はほかにも存在する。たとえば，超音波検査が確立したがゆえに出生前診断が可能となり，ダウン症や二分脊椎症の検査が胎児に対してできるようになった。親は，その検査をするか否か，検査をしてそれらの病気を患っている可能性が高いと判断された場合はどうするかといった倫理的な判断が求められるようになった（Verbeek, 2011=2015）。これから人工知能がさらに社会生活に入ってくるとすれば，その技術が引き起こす倫理的問題を慎重に検討しなければならない。

本論文で扱わなかった課題としても，人工知能の内部メカニズムのオープン化，人工知能の開発・製造・販売・メンテナンス等にかかわる人たちの登録制や免許制，あるいはウェブサイトで使われ

ているようなセキュリティの認証といった問題がある。ロボットがインターネットに接続することを鑑みれば，個人情報の取扱いもより慎重にしなければならない。これ以外にも多数の課題がある。海外の動向を踏まえながら，制度設計を前もって整えていくことが喫緊の課題である。

メディアの社会構築主義的研究が知見を蓄積してきたように，技術は，可能的様態をいくつも保持しており，「国家や資本の編制力から，市民，あるいは大衆の想像力にいたる，複合的で重層的な社会の諸力の錯綜した結果として，今日のような姿に固定化されてき」（水越，1996:186-187）ている。人工知能の倫理的問題に関する議論も，未来の人工知能の在り方を決める契機になると考えられる。

謝辞

本論文を執筆するにあたり，AIネットワーク化検討会議（総務省情報通信政策研究所），ネオ・サイバネティクス研究会，AI社会論研究会で意見交換する機会を得ました。これらに関係された方々ならびに査読者の皆様に深謝申し上げます。

注

（1）「ロボエシックス」は，2002年にG. Veruggioによって作られた造語である（Veruggio, 2006）。

（2）MaturanaやVarelaは，生気論を避けるため，オートポイエティック・システムを機械の一種だと定位した。しかし，一般的な機械はアロポイエティック・マシンという呼称で表し，それとオートポイエティック・システムを区別している。オートポイエティック・システムは，特殊な機械であり，それが生物であると立論した。

（3）詳しくは『基礎情報学』（西垣，2004）を参照。

（4）自己制作する人工知能のイメージとしては，漫画『攻殻機動隊』の人形使い，映画『her/世界でひとつの彼女』の人工知能型OS，あるいは映画『トランセンデンス』のマインド・アップロードされた主人公を思い浮かべれば分かりやすい。

（5）オートポイエーシス理論では構造（structure）と有機構成（organization）との区分を導入している。オートポイエティック・システムの有機構成は外からはみえない。したがって計算式で表せない。ルールベース・テクノロジーでは生命の根幹たる有機構成は記述しきれないと考えられる。とはいえ，ディープラーニングの手法では，ニューラルネットワークが重みづけを自動的に計算して動き，それが外からも観察しきれない有機構成をなすことはありえると思われるかもしれない。しかしながら，オートポイエティック・システムの有機構成は生命の必要条件であり，自分で自分を作るということが構造のレベルで実現されていないのであれば有機構成も成立していないといえる。

（6）L.Floridi & J.W.Sanders（2004）は，本論文とはまったく違った理路に基づき，抽象化のレベルの違いを持ち出すことで行為者と責任者との区別をしている。彼らの論法では，人工知能は行為者となりうるが責任は帰属されない。彼らの議論についての批判的検討は別稿を期す必要がある。

（7）トップダウン・アプローチは，功利主義やI.Kantの定言命法などの倫理的基準をコンピュータに実装するものであるが，それだけではさまざまな困難にぶつかる。たとえば，功利主義的な計算をするうえでも，「どの時点を帰結とみなすか」「どれだけ先の未来をコンピュータが計算できるか」「計算する効用をどのように規定するか」「どのように異なる帰結の効用を比較考量する

か」といった問題が挙げられる。自動運転車が避けられない事故に直面した場面のように限定した領域でならさほど問題ではないだろう。

（８）　平野（2014）によると，完全自動運転車は製品分類全体責任には認定されにくい。というのも，複数の効用があり，また司法府よりも立法府や行政府が判断するべきものであるためである。

（９）　2015年10月の報道によれば，アメリカの無人攻撃機によって殺害された人のうち，９割近くにも上る人が標的ではなかった(Blake, 2015)

(10)　基礎情報学がモデル化したように，観察者の視点を変えれば，社会レベルのオートポイエティック・システムが存立するために，そこに関係する人間がアロポイエティック・マシンとして道具のように現出する(西垣, 2004)。本論文で，このことを否定しているわけではない。本論文では視点移動の操作を行わず，オートポイエティック・システム間の関係についても論じていない。

参考文献

Anderson, Michael & Anderson, Susan, eds. (2011) *Machine Ethics*, Cambridge University Press, 548p.

Asimov, Issac (1950=2004) *I, ROBOT*, Gnome Press, 253p.（小尾芙佐訳『われはロボット』, 早川書房.)

Bonnefon, Jean-François & Shariff, Azim & Rahwan, Iyad (2015) Autonomous Vehicles Need Experimental Ethics,
<http://arxiv.org/pdf/1510.03346v1.pdf> Accessed 2016, March 12.

Bostrom, Nick (2014) *Superintelligence*, Oxford University, 328p.

Blake, Andrew (2005) Obama-led drone strikes kill innocents 90% of the time <http://www.washingtontimes.com/news/2015/oct/15/90-of-people-killed-by-us-drone-strikes-in-afghani/> Accessed 2016, July 7.

Brodbeck, Luzius & Hauser, Simon & Iida, Fumiya (2015) Morphological Evolution of Physical Robots through Model-Free Phenotype Development <http://dx.doi.org/10.1371/journal.pone.0128444> Accessed 2016, July 7.

Clarke, Bruce & Hansen, Mark, eds. (2009) *Emergence and Embodiment*, Duke University Press, 296p.

CNN (2015)「「ロボット犬」でも蹴っちゃダメ？倫理めぐる議論盛んに」, <http://www.cnn.co.jp/tech/35060457.html> Accessed 2016, March 12.

Darling, Kate (2012) Extending Legal Protection to Social Robots, <http://spectrum.ieee.org/automaton/robotics/artificial-intelligence/extending-legal-protection-to-social-robots> Accessed 2016, March 12.

Dennett, Daniel (1997=1997) Did HAL Commit Murder? *Hal's Legacy*, MIT Press, pp. 351-365.(内田昌之訳「HALが殺人をおかしたら，だれが責められるのか?」『HAL伝説』早川書房, pp.391-408.)

Duffy, Brian R. (2006) Fundamental Issues in Social Robotics, *International Review of Information Ethics*, Vol.6 pp.31-36.

Floridi, Luciano & Sanders, Jeffry.W. (2004) On the Morality of Artificial Agents. *Minds and Machine*, No. 14, pp. 349–379.

Floridi, Luciano (2011) *The Philosophy of Information*, Oxford University Press, 405p.

Future of Life Institute（2015a）Research Priorities for Robust and Beneficial AI, <http://futureoflife.org/static/data/documents/research_priorities.pdf> Accessed 2016, March 12.

Future of Life Institute（2015b）Autonomous Weapons, <http://futureoflife.org/AI/open_letter_autonomous_weapons> Accessed 2016, March 12.

平野晋（2014）「製造物責任（設計上の欠陥）における二つの危険効用基準」『NBL』1040号, 商事法務, pp.43-57.

河島茂生（2015）「インターネット依存」『情報倫理の挑戦』学文社, pp.53-76.

久木田水生（2012）「ロボットは価値的記号を理解できるか」, 京都生命倫理研究会

Kurzweil, Raymond（2005=2007）The Singularity is Near, Viking Press, 672p.（井上健監訳, 小野木明恵・野中香方子・福田実訳『ポスト・ヒューマン誕生』日本放送出版協会, 661p.）

Levy, David（2007）*Love and Sex with Robots*, HarperCollins Publishers, 334p.

Luhmann, Niklas（1984 = 1993,1995）*Soziale Systeme*, Suhrkamp Verlag, 675S.（佐藤勉・村中知子・村田裕志・佐久間政広・永井彰・小松丈晃訳『社会システム理論（上）』・『社会システム理論（下）』恒星社厚生閣, 994p.）

Maturana,Humberto & Varela,Francisco（1980 = 1991）*Autopoiesis and Cognition*, D.Reidel Publishing Company, 171p.（河本英夫訳『オートポイエーシス』国文社, 320p.）

水越伸（1996）「情報化とメディアの可能的様態の行方」『メディアと情報化の社会学』岩波書店, pp.177-196

宗像誠之（2015）「元ソニーマンが救うAIBOの命」, <http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20150427/280471/> Accessed 2016, March 12.

長井隆行・中村友昭（2012）「マルチモーダルカテゴリゼーション」『人工知能学会誌』27巻6号, 人工知能学会, pp.555-562.

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）（2015）「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）自動走行システム 研究開発計画」, <http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku/6_jidousoukou.pdf> Accessed 2016, March 12.

西垣通（2004）『基礎情報学』NTT出版, 235p.

西垣通（2010）「ネオ・サイバネティクスの源流」『思想』1035号, 岩波書店, pp.40-55.

西條玲奈（2013）「性愛の対象としてのロボットをめぐる社会状況と倫理的懸念」『社会と倫理』28号, 南山大学社会倫理研究所, pp.37-49.

岡本慎平（2012）「人工的道徳的行為者への近年のアプローチの検討」『HABITUS』16巻, 西日本応用倫理学研究会, pp.53-73

Pagliery, Jose（2016）Some Ashley Madison women were actually computer 'fembots', <http://money.cnn.com/2016/07/05/technology/ashley-madison-fembots/> Accessed 2016, July 7.

Reeves, Byron & Nass, Clifford（1998）*The Media Equation*, Cambridge University Press, 323p.（細馬宏通訳『人はなぜコンピューターを人間として扱うか』, 翔泳社, 2001, 399p.）

瀬川奈都子, 児玉小百合, 木ノ内敏久（2016）「デジタルとルール（上）運転・作曲…進む自動化――権利や責任, 誰のもの。」『日本経済新聞』2016年1月26日発行, 朝刊, p. 1.

関口海良, 堀浩一（2008）「人工物を倫理レベルから設計するための方法論に関する一考察」『2008年度人工知能学会全国大会（第22回）論文集』pp.1-4

柴田正良 (2010)「異世界の者たちの倫理」『哲学・人間学論叢』1 号, 金沢大学哲学・人間学研究会, pp.17-37.

Singer, Peter（2009＝2010）*Wired for War*, Penguin Press, 512p.（小林由香利訳『ロボット兵士の戦争』日本放送出版協会, 720p.）

Varela, Francisco（1979 = 2001）*Principles of Biological Autonomy*, North Holland, 701p.（染谷昌義・廣野喜幸抄訳「生物学的自律性の諸原理」『現代思想』29巻13号, 青土社, pp.62-117.）

Verbeek, Peter-Paul（2011=2015）*Moralizing technology*, The University of Chicago Press, 183p.（鈴木俊洋訳『技術の道徳化』法政大学出版局, 318p.）

Veruggio, Gianmarco（2006）The EURON Roboethics Roadmap, <http://www3.nd.edu/~rbarger/ethics-roadmap.pdf> Accessed 2016, March 12.

Wallach, Wendell & Allen, Colin（2009）*Moral Machines*, Oxford University Press, 288p.

Wallach, Wendell & Allen, Colin（2012）Hard Problems, <http://wendellwallach.com/wordpress/wp-content/uploads/2013/10/Hard-Problems-AISB-IACAP2012-Wallach-and-Allen.pdf> Accessed 2016, July 7.

山岸浩史（2013）「「人間対コンピュータ将棋」頂上決戦の真実【後編】一手も悪手を指さなかった三浦八段は，なぜ敗れたのか」, <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/35787?page=4> Accessed 2016, March 12.

書評

横幹＜知の統合＞シリーズ編集委員会　編
『カワイイ文化とテクノロジーの隠れた関係』
（東京電機大学出版局，2016年，A5判，総ページ数128頁，定価1800円＋税）

立命館大学　北　村　順　生
Ritsumeikan University　Yorio KITAMURA

本書は，本学会も加盟する横断型基幹科学技術研究団体連合（横幹連合）の＜知の統合＞シリーズの第１弾として発刊されたものであり，「カワイイ」文化について多様な学問領域の見地から論考を行った次のような６編より構成されている。

遠藤薫「なぜいま，「カワイイ」が人びとを引きつけるのか？――「カワイイ」美学の歴史的系譜とグローバル世界」は，興福寺の仏像から江戸期の大津絵，招き猫，そして近代のキューピーに至る日本における「カワイイ」文化の系譜を辿ることで，その経時的変化と通時的不変性の両面性を明らかにしている。「カワイイ」文化とは，日本文化とその時々の異文化との反復的な交配により生じてきた新たな文化的創造であるといえるが，その一方で，弱いもの，不完全なもの，劣ったものに対して，それらを排除するのではなく包摂しようとする社会関係への希求が表れたものであると看破している。

大倉典子「「かわいい」の系統的研究――工学からのアプローチ」は，感性工学からのアプローチによる分析である。人々がどのようなものに対して「かわいさ」を感じるのかについて，色や形，質感や触覚との関連を分析するのと同時に，かわいい感が脳波や心拍などの生体信号にどのような影響を与えるのか否かを，実験を通じて明らかにしている。

出口弘「絵双紙から漫画・アニメ・ライトノベルまで――日常性の再構築のメディアとしての日本型コンテンツ」は，和歌や今様，俳諧，川柳，浮世絵，絵草子，歌舞伎などの伝統的な日本の創作物が，西洋におけるハイ・アートとは異なり，基本的には複製性と場の共有を前提としてきたことを指摘する。その上で，これらの日本文化の伝統は，現在の「日常系」と呼ばれる漫画作品等とも連続性を持っており，これらのコンテンツが日常的な生活世界の意味を構築・再構築していく役割を果たすこと，さらには，神や国家の物語が語りかけるような大きな正義を相対化していく可能性があると主張している。

田中秀幸「カワイイと地元経済――ローカル・キャラクターの経済効果」は，ゆるキャラやご当地キャラなどが与える経済効果の問題を俎上にあげている。従来の研究においては，キャラクター関連商品の売り上げや広告効果に注目して経済効果が推計されてきたが，本論文では，自治体職員や地域事業者，住民の意識などの目に見えない資

産（インタンジブルズ）の側面も加味した経済効果の検証を行っている。結論としては, ローカル・キャラクターの導入が地元経済全体にポジティブな効果を与える可能性を示すことが明らかにされている。

武田博直「かわいいとインタラクティブ・メディア」は，アミューズメント施設に設置された業務用インタラクティブ・メディアにおける「カワイイ」コンテンツの変遷について，UFOキャッチャーからテトリス，シュミレーション・ライド機AS-1，ラブandベリーに至る流れを歴史的に跡付けている。その上で, インタラクティブ･メディアの「カワイイ」コンテンツは，女性たちの「なりたい自分になれる」願望をかなえてきたと指摘し，その延長線上に将来的には介護領域での活用の可能性にも言及している。

周東美材「複製技術と歌う身体――子ども文化から見た近代日本のメディア変容」は，家庭におけるレコードとポピュラー音楽の普及の歴史に，「カワイイ」文化がどのように関わってきたのかを検証している。子ども中心主義を基本とする日本の近代家族の誕生により，新作の子ども向け童謡がレコード産業の一大ジャンルとして成立した。これらの童謡を，地声のあどけない声で吹き込む歌い手として登場したのが，「可憐」な少女としての童謡歌手たちであり，彼女たちこそが現代のアイドルの嚆矢として「カワイイ」文化の歴史的形成に大きく関わってきたことを明らかにしている。

こうして全体を概観しても分かるように，本書は現代日本文化の特徴のひとつである「カワイイ」文化という現象を，まったく分野の異なる６人の研究者や実務家たちが，それぞれの得意とする道具立てで料理してみた成果を並べたものである。このような領域横断的な「異種格闘技」が実現できるのは，まさに自然科学系，人文社会科学系を取り混ぜた37の学協会が加盟する横幹連合ならではであり，それだけでも貴重な試みであると言える。

その「カワイイ」文化とは，日本発のサブカルチャーやオタク文化の核をなす感性のありようであり，いまや各種のメディア・コンテンツを通じてグルーバル・レベルで受容が広がりつつあるものとして注目を集めている。この観点では，「カワイイ」とは日本社会に表れた固有の文化現象であり，出口論文や武田論文，周東論文がそれぞれ個別分野の事例の分析をしているように，その歴史的形成過程についての詳細で幅広い研究が今後も期待される。

一方で，この「カワイイ」文化を，近年の情報やメディアをめぐる研究の重要なキーワードである「情動」との関連で捉えることも可能であろう。コミュニケーションやメディアの作用を，知識やデータの認知や認識の問題として捉えるだけではなく，快不快や喜びや怒りなどの情動や感情を触発するものとして捉えることは，デジタル技術が急速に発展する状況の中で，美学や社会学，工学，認知科学，脳科学など文系理系をまたぐ幅広い分野で共通の関心事となっている。遠藤論文が明らかにしているように，「カワイイ」文化とは対象に対する複雑で場合によっては矛盾した情動や感情が交差した地点に生成されるものである。この観点からするならば，「カワイイ」文化の問題は単に特殊な日本文化の問題としてだけでなく，より普遍的な文脈の中で解すべき問題として把握できるであろう。

以上のような観点から，今後の「カワイイ」文化研究の発展のために，一人の社会学者として評者がとくに関心をもつ問題を二点だけ指摘しておきたい。ひとつは,「カワイイ」文化をめぐるグローバルなレベルにおけるポリティカルエコノミーについてである。情動や感情としての「カワイイ」が生成するメカニズムを，誰が，どのような目的で利用していくのか。既にメディアのプラットフォームやコンテンツをめぐるグローバルな競争が熾烈さを極めつつある中で，われわれの情動や

感情をターゲットにしたいかなる管理や制御が，つまりはいかなる権力が発動されようとしているのかについては，注意しておく必要があるであろう。

もう一つは，これと対になる関心であるが，日常生活の中でわれわれは「カワイイ」文化をどのように受容または消費し，あるいは再生産しているのかという，ミクロレベルにおける分析だ。「カワイイ」文化をめぐる微細なエスノグラフィーを重ねていくことで，「カワイイ」文化の実相がより明快になっていくことであろう。

いずれにしても，本書が「カワイイ」文化というきわめて重要で興味深い対象を研究していくための，包括的で貴重な第一歩を踏み出したことは間違いない。今後，さらに多様な分野からのアプローチが加わり，この研究が発展していくことを期待したい。

追悼文

太田　敏澄　先生を追悼する

創価大学　経営学部　　岡　田　　勇

太田敏澄先生は，本会にとって功労者のおひとりです。本会の前身となる日本社会情報学会（JASI）では，その設立時（平成８年）から会の中心人物として貢献しただけでなく，会長，副会長，表彰委員長，理事などの要職を歴任されてきました。そのため，JASIとJSISを統合して，現在のSSIを設立される際にはJASI側の委員としてご活躍されました。学会としては珍しい二つの学会の対等合併となった背景には，先生のご尽力がありました。

先生は，昭和41年東京工業大学工学部に入学され，昭和52年同大学大学院理工学研究科経営工学専攻にて工学博士を取得されるまで東京工業大学で学生時代を過ごされました。東工大時代の太田先生は，経営工学科・経営システム講座・松田武彦研究室に所属して，企業経営組織における集団行動でのリーダーシップの問題を主な研究課題として，理論的な側面のみならず，現実の企業を対象としたフィールド・サーベイを積極的に行われていました。特に当時，勃興期から成熟期に差し掛かっていた企業の情報システム部門における人材のキャリアパスの形成形態が，従来の理工系出身，文科系出身という採用基準とは異なる形態を示していることを発見されたことは，特筆に値する研究成果・業績と申せましょう。大学院修了後，東京工業大学助手，豊橋技術科学大学講師・助教授を経られて，平成５年より平成24年まで19年間にわたり，電気通信大学大学院情報システム学研究科教授を務められました。

学術面におきましては，これまでに著書20件，学術論文62件，国際プロシーティングス等81件，解説論文・レビュー論文等18件，招待講演38件，学会口頭発表200件以上と多くの業績を残されております。特に社会情報学の発展に尽力され，社会情報システム学研究会を設立し，これまで22回のシンポジウム開催の中心的役割を担ってこられました。社会情報学という学問分野の黎明期に『社会情報システム学序説』『社会情報学のダイナミズム』の２冊の編著書を上梓され，学問分野の発展に大きな道筋をつけられました。またSCI, HICSS, WCSSなどの国際会議において，多くのオーガナイズドセッションを企画され社会情報学の国際的発展にも積極的に取り組まれてきました。

国内外で学術と社会を結ぶ活動にも積極的に取り組まれ，国内・国外の企業や組織と共同研究を実施しております。Asia-Pacific Telecomのプロジェクトでは，2002年より継続的にプロジェクトを実施し，インドネシアにおける農作物のサプライチェーン構築，農村地域への電子メール配達システムの構築，災害救援のための緊急災害医療システムの構築などにご尽力されました。また，国内共同研究では，中小企業と連携し推薦システムの開発や消費者インサイトの抽出など産学連携分野にも大きく貢献されました。

大学の運営についても大きな貢献を残されています。電気通信大学内のソーシャル･セキュア･コミュニケーション科学研究ステーション長，Social Informatics（社会情報学）研究ステーション長を務め，社会的に重要な研究課題に取り組まれてこられました。また，評価室副室長として，大学の中期計画や教育研究，管理運営等の評価

に関する諸施策の策定を行い，大学全体の教育研究水準の維持および向上に大きな貢献をなされました。

先生はこれまで数多くの弟子たちを育てられてきました。これまで修士号取得者は約60名，博士号取得者は13名を輩出しております。博士号取得者は，電気通信大学をはじめ，広島工業大学，創価大学，立正大学，東京都市大学，名古屋産業大学，奈良先端科学技術大学，立命館大学，インドネシアのパジャジャラン大学などにおいて，教授・准教授・講師・助教などとして教育研究活動に携わっており，太田先生の教えは後進たちに受け継がれて，教育研究の発展につながっております。

不肖，小生もまた，そのような先生の大きな潮流の中の小さな波しぶきの一つであります。先生が社会情報システム学研究会をはじめられた時（1995年）に，たまたま修士１年の最若手だったばかりに，先生の小間使いとして様々なことを経験させていただきました。可愛がってくださったのか，気が付けば JASI では共に理事だった時期もあります。

先生の思い出は尽きません。私の記憶にある先生は，学問に対する厳しい姿勢と人間に対する温かなおふるまいの対比でした。研究では本当に厳しい先生でした。私も博士論文の指導ではほとんど褒められた記憶がありません。テーマの妥当性からはじまり，論文の構成，果ては英語の発音に至るまで，それこそ一からすべてを教えていただきました。一方，学問を離れると本当に暖かなお人柄でした。飲み会ではいつも先生が酔われてうとうとし始めたら終了するという暗黙のルールがありました。弟子たちが結婚できないのをいつも心配され，私の時はまるで親のように肩の荷が下りたと仰っておられました。

私が海外生活するまでに国際感覚を身につけることができたのも先生のお蔭です。最初はカーネギーメロン大学での発表に同行してくださり，その後，フロリダやハワイの国際会議で先生が企画されたワークショップをお手伝いしたことが思い出されます。ドイツの会議では，発表の合間に先生を有名なカッセルの水の芸術にお連れしました。

ある時，先生の研究室で助手になった時に，これからは一同僚として接しますからよろしくお願いします，と改めておっしゃられたことがありました。それ以来，二人きりになると岡田君とおっしゃられますが，それ以外では常に先生と呼んでくださり，敬語でお話をされておりました。先生の無常の温かさがいつの日か当たり前になり，先生ご不在の今，改めてその偉大さに気づく次第です。

社会情報システム学を築くのだという創始者の挌闘があったからでしょうか，弟子たちの研究テーマは広範囲にわたっており，10名を超える博士課程の学生を同時に指導していた当時はほぼ休みなく，時には研究室に泊まり込んでおられました。先生の学問の祖にノーベル経済学賞を受賞したサイモンがおります。常々先生は，「サイモンは人間のモデルを作りたかったんだろう」と仰っておりました。それはまた先生の究極の目標だったのではと思っております。末弟たる私もその道を続くことで，先生への報恩とさせていただきます。

先生からの最後のメールは2016年１月22日13:48に発信されていたものでした。それは第22回社会情報システム学シンポジウムが成功裏に終わった直後のことで，代表を務められている富山先生をはじめ関係者に宛てたものでした。

「この度は，社会情報システム学研究会より，第22回社会情報システム学シンポジウムにおきまして，表彰および名誉代表の称号を戴きまして，身に余る光栄と存じ，篤く御礼申し上げます．このシンポジウムが回を重ねることができましたのは，偏に皆様のご指導およびご支援の賜物と存じ，心より感謝申し上げます．今後とも，何とぞ宜しくお願い申し上げます．」

最後まで弟子を気にかけ，学問の発展にご尽力された先生に心からの敬意を表し，追悼とさせていただきます。

追悼文

名誉会員，福村晃夫先生のご逝去を悼む

名誉会員　阿　部　圭　一

本学会の名誉会員，福村晃夫先生は2016年12月５日にご逝去されました。深く哀悼の意を表します。

福村晃夫先生は，本学会の前身の一つである日本社会情報学会（JSIS）が1996年４月に創設されたとき，初代副会長の一人を務められました。創設時の会長は田中一先生，副会長２人が高木教典先生と福村晃夫先生というトロイカ体制の執行部でした。田中先生は何ごとにも積極的で，時には走りがちなところを，高木・福村の両副会長が必要なときにはブレーキをかけつつ，JSISの基礎固めをし，その後の発展へと結びつけたのだと思います。特に，福村先生は「温和」という言葉がぴったりする方で，JSIS内でも対外的にも円滑な人間関係の樹立に貢献されました。

次に，筆者と福村晃夫先生との関係を述べます。私は，卒業研究以来ずっと福村先生にご指導いただきました。私が1962年に名古屋大学工学部電気学科で卒業研究の指導教官を選ぶとき，今で言う情報関係の分野を選ぼうと考え，福村研究室に決めました。当時，福村先生は研究テーマを音声学からオペレーションズ・リサーチに変えようとされていました。これはと思って福村先生のもとを叩いたわけです。当時は，まだ「情報工学」という言葉すらありませんでした。

卒業研究では，分厚い訳書を手渡され，それに挙げてある文献を芋づる式に読んでいきました。そのうちに，この問題をこのように解いたら解決できるのではないかというアイデアが出てきました。福村先生に「私の卒研はこれをやらせてください」とお願いして，認められました。やってみたら，どうしてもうまくいきませんでした。ある規模まではうまく行くのですが，それを超えると反例が出てくるのです。福村先生はそれを予想しながら「やってみろ」とおっしゃったのだと思います。ですから，私の卒論は「こういう問題をこうすれば解決すると考えたが，こういう理由で失敗しました」という内容です。

修士課程・博士課程と指導していただき，私が静岡大学に移動した後も，陰に陽にバックアップしていただきました。1995年10月に新設された静岡大学情報学部の初代学部長に選出され，文工融合の情報学を目指すという旗を振りました。そのこともあって福村先生からJSISへの参加を勧められ，設立当初からの会員となっています。JSISおよびその後継の社会情報学会から私が得たものは計りしれません。その点でも，福村先生に深く感謝しています。

あらためて，心からご冥福をお祈り申し上げます。

合掌

社会情報学会　「社会情報学」投稿要綱

（目的）

第１　本学会誌は，社会情報学にかかわる諸問題の研究および応用を促進し，社会情報学の確立と発展に寄与するため，独創的な成果を公表することをその主たる目的とする。

（投稿者の資格）

第２　和文誌の投稿者は，単著の場合は学会員に限る。共著の場合は，筆頭著者が学会員でなければならない。

（投稿原稿）

第３　投稿原稿については，以下の通りとする。

（１）投稿原稿の種類は，原著論文，研究，展望・ノートとする。

（２）投稿原稿は，オンラインにより，投稿申込書の他に，原本ファイルと，著者情報を除いた査読用原稿ファイルの合計２ファイルを提出する。

（３）投稿原稿作成にあたっては，社会情報学会「社会情報学」執筆要領に従うこと。原著論文以外の原稿についても，その記述方式は，原則として執筆要領に準ずるものとする。

（４）投稿原稿は，本会の主催，共催するシンポジウム，講演会，研究会，分科会等で公表したものが望ましい。

（５）すでに，他学会等に投稿したものを投稿してはならない。当学会に投稿した投稿原稿は，不採択の場合を除き，他学会等へ投稿してはならない。

（投稿手続き）

第４　投稿希望者は，本学会ホームページ上の「投稿申込書」に必要事項を記入の上，申し込む。なお，投稿に関しては，［学会誌編集委員会］宛とする。

オンラインによる投稿先：本学会ホームページ上に掲載

（投稿原稿の受付）

第５　原稿は随時，投稿できる。学会誌編集委員会に到着した原稿は，受付が行われた後，査読の手続きがとられる。ただし，投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合は，投稿原稿を受け付けない。

（投稿原稿の審査）

第６　投稿原稿の審査については，以下の通りとする。

（１）原著論文と研究は，複数の査読者によって審査される。審査は投稿原稿受付後，可及的速やかに行うものとする。審査の結果，投稿原稿の内容修正を著者に要請することがある。その場合，再提出の期限は原則として１カ月以内とする。

（２）展望・ノートは，学会誌編集委員会が閲読し，必要に応じて著者に修正を求めた上で，学会誌編集委員会で採否を決定する。

（投稿原稿の掲載）

第７　投稿原稿の掲載については，以下の通りとする。

（１）投稿原稿の掲載は，学会誌編集委員会が決定する。

（２）投稿原稿の受付日は，学会誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。また，受理日は，学会誌編集委員会が当該投稿原稿の採択を決定した日とする。

（受理された投稿原稿の版下の作成）

第８　投稿者は，受理された投稿原稿について，所定の書式にて版下を作成し，提出するものとする。

（受理された投稿原稿の校正）

第９　受理された投稿原稿の著者による校正は和文誌については初校のみとし，英文誌については２回校正とする。なお，訂正範囲は原稿と異なる字句の訂正のみに限定される。

（原著論文等の別刷り）

第10　原著論文等の別刷り（50部単位）は，著者の希望により作成する。その料金は，実費とする。なお，別刷り料金の請求は，学会誌編集委員会の依頼により学会事務局が行う。

（著作権）

第11　著作権については，以下の通りとする。

（１）掲載された原著論文等の著作権は，原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には，申し出により著者と本学会との間で協議の上，措置する。

（２）著作権に関し問題が発生した場合は，著者の責任において処理する。

（３）著作者人格権は，著者に帰属する。著者が，自分の原著論文等を複製，転載などの形で利用することは自由である。転載の場合，著者は，その旨本学会に書面をもって通知し，掲載先には出典を明記すること。

（要綱の運用）

第12　この要綱に定めのない事項については，学会誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては，学会誌編集委員会が決するものとする。

（要綱の改正）

第13　この要綱の改正は，学会誌編集委員会の議を経て，学会誌編集委員長が行う。

付　則

この要綱は，2012年4月1日より実施する。

付　則

この要綱（改正）は，2014年4月1日に遡及して施行する。

付　則

この要綱（改正）は，2014年7月1日より施行する。

付　則

この要綱（改正）は，2014年9月1日より施行する。

付　則

この要綱（改正）は，2015年2月20日に遡及して施行する。

付　則

この要綱（改正）は，2016年9月11日より施行する。

社会情報学会　「社会情報学」執筆要領

１．原稿言語は和文とする。

２．原稿の書式

（１）原稿は横書きとする。

（２）和文原稿では，新仮名遣いと常用漢字を用い，平易な口語体で記す。句読点として，。を用いる。

（３）和文原稿では，刷り上がりイメージと同様のフォーマット（A4判，１行22文字×38行，２段組み，12ポイント）にて作成する。

３．分量

（１）原著論文，研究については，刷り上がり14ページ（20000字程度，ただし図，表，注，参考文献などを含む）以内とする。

（２）展望・ノートについては7ページ（10000字程度，ただし図，表，注，参考文献などを含む）以内とする。

４．原稿の体裁

投稿原稿のうち，原著論文，研究は，以下の体裁によるものとし，展望・ノートについては，以下に準ずるものとする。

（１）原稿の一枚目には，原稿のタイトル，著者氏名，所属をいずれも日本語と英語で併記し，また，著者連絡先住所，電話番号，ファックス番号，電子メール・アドレスを記す。なお，原稿の一枚目は分量に含めない。

（２）原稿の二枚目には，原稿のタイトル，要約ならびにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので，日本語600字，英語250ワード程度とする。また，キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことであって，日本語，英語とも，その数は５つ程度とする。なお，原稿の二枚目は分量に含めない。

（３）原稿の本文は三枚目から開始し，それを１ページとして，以下通し番号を付す。本文後の謝辞，注，参考文献，付録，図表をこの順に続ける。各項目の書き出しにあたっては用紙を改めること。なお，本文において著者が特定できる記述は避ける。

（４）原稿本文は，序論（はじめに，など），本論，結論（結び，など）の順に記述する。本論については，章，節，項の区別を明確にし，それぞれ「１」，「１．３」，「１．３．２」のように番号をつける。

（５）人名は，原則として原語で表記する。ただし，広く知られているもの，また印字が困難なものについては，この限りではない。

５．図・表（写真も含む）

（１）図･表には，それぞれについて「図−１」，「表−１」のように通し番号をつけ，また表題をつける。

（２）図・表は本文中の該当箇所に埋め込むことが望ましい。

（３）図・表を本文中に埋め込むのが困難な場合は，本文中に挿入希望箇所を明記し，図・表は１ページに１個ずつ，挿入指定のあるページ番号を付けて描き，原稿の最後にまとめる。大きさの指定がある場合にはそれを明記する。

（４）図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。

（５）図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。

６．注

注を使用する場合は，一連番号を参考箇所右肩に小さく（１）（２）と書き，本文末尾に注釈文をまとめる。

７．参考文献

（１）参考文献を適切に引用し，本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は以下の

例にならい，著者の姓，発表年を書く。

例：鈴木（1986）は……，

伊藤（1986a）によれば……，

……が証明されている（鈴木・伊藤，1985）。

Tanaka et al.（1983）は，……。

（2）本文中で参照した文献は，本文末尾に参考文献表としてまとめる。参考文献表は，著者のアルファベット順，年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は，引用順にa, b, c……を付して並べる。

例：鈴木一郎（1986a）「社会と情報」,『社会情報』1，pp.14-23.

鈴木一郎（1986b）『情報論』社会書房，240p.

Winston，P.（1981）Social Planning and Information，*Social Information Science 6*，pp.116-125.

Yamada，S. et al.（1986）*Intelligent Building*，Academic Press，New York，445p.

山本太郎（1985）「社会情報に関する研究」,『社会情報』2，pp.32-40.

山本太郎・鈴木一郎（1985）『社会情報学』社会書房，270p.

（3）インターネット上に置かれた文献は，前各号に準拠すると共に，参考文献の記述は，著者名，発行年，タイトル，ＵＲＬ，訪問日付の順に記述する。なおＵＲＬにはハイフネーションを用いない。また，その文献のハードコピーは著者の責任に置いて保管するものとする。

例：鈴木一郎（1996）「社会と情報」,
<http://www.abc.ac.jp/Social/abc.html>
Accessed 1997, April 29

Winston，P.（1981）Social Planning,
<http://www.abc.edu/Social/abc.html>
Accessed 1997, April 29

８．その他疑義のある場合は，通常広く認められている書式を使用する。

９．要領の改正

この要領の改正は，学会誌編集委員会の議を経て，学会誌編集委員長が行う。

付　則

この要領は，2012年4月1日より実施する。

付　則

この要領（改正）は，2014年9月21日より施行する。

付　則

この要領（改正）は，2015年2月20日に遡及して施行する。

編集後記

社会情報学第５巻２号では，原著論文３本，研究１本，その他書評などを掲載しました。原稿を寄せて下さった方々に感謝申し上げます。会員の皆様からの積極的な論文投稿をお待ちしております。

（学会誌編集委員，第５巻２号編集長：河井延晃，松下慶太）

学会誌編集委員会

委　員　長　北村順生（新潟大学）
副委員長　遠藤　薫（学習院大学）
副委員長　河又貴洋（長崎県立大学）
副委員長　櫻井成一朗（英文誌主任，明治学院大学）
伊藤賢一（群馬大学）
今田寛典（広島文化学園大学）
岩井　淳（群馬大学）
大國充彦（札幌学院大学）
小笠原盛浩（関西大学）
岡田安功（静岡大学）
岡田　勇（論文受付・査読管理担当，創価大学）
河井延晃（実践女子大学）
北村　智（東京経済大学）
金　相美（名古屋大学）
五藤寿樹（開智国際大学）
後藤玲子（茨城大学）
柴田邦臣（津田塾大学）
関谷直也（東京大学）
中森弘道（日本大学）
野田哲夫（島根大学）
服部　哲（ネットワーク担当，駒澤大学）
松下慶太（実践女子大学）
松本早野香（大妻女子大学）
森田　均（長崎県立大学）
山本佳世子（電気通信大学）
山本仁志（立正大学）
吉田　純（京都大学）
吉田　寛（静岡大学）

社会情報学　第５巻２号

2016年12月26日発行

発　行　一般社団法人 社会情報学会
〒181-0012　東京都三鷹市上連雀1-12-17三鷹ビジネスパーク
SOHOプラザA-301　TEL／FAX 0422-54-4633

編　集　社会情報学会学会誌編集委員会

製　作　株式会社創志企画

Socio-Informatics

2016 Vol.5 No.2

【Refereed Papers】

Role of Bhutanese Media in Democracy: Case Study of General Election in 2013

Hitoshi FUJIWARA

Legacy of Frieda Hennock's Philosophy in American Public Broadcasting History

Koichiro SHIGAKI

Reconsideration of the Theories of Information Society from a Viewpoint of Consumerization and Individualization

Ichiro Okano

【Refereed Studies】

Foundations of the ethical issues regarding artificial intelligence relying on the theory of neocybernetics

Shigeo KAWASHIMA

【Obituary】

In Memory of Professor Toshizumi Ohta, An Honorary Member

Isamu Okada

In Memory of Professor Teruo Fukumura, An Honorary Member

Keiichi Abe

【Call for Paper & Instructions for Authors】

The Society of Socio-Informatics